

# 大分県土木工事検査必携

令和5年10月

大 分 県

# 目 次

## 1. 大分県建設工事検査規程

大分県建設工事検査規程（第1条～第11条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1- 1

## 2. 大分県建設工事検査要綱

大分県建設工事検査要綱（第1条～第14条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2- 1

大分県工事検査要綱の運用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-13

## 3. 中間検査・部分引渡しの運用基準

中間検査・部分引渡しの運用基準（第1項～第3項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3- 1

## 4. 大分県建設工事検査基準

大分県建設工事検査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-基-1

工事施工管理状況及び検査留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-基-2

工事施工状況の検査留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-基-2

目 次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-目-1

### 土 木 工 事 検 査 基 準

#### 《 第 1 編 共 通 編 》

2. 土 工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1

3. 無筋・鉄筋コンクリート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-2

#### 《第3編 土木工事共通編》

2. 一般施工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-3

#### 《 第 4 編 港 湾 編 》

3. 一般施工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-21

#### 《 第 6 編 河 川 編 》

1. 築堤・護岸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-25

3. 樋門・樋管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-25

4. 水門・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-25

5. 堰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-25

6. 排水機場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-26

7. 床止め・床固め・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-26

#### 《 第 7 編 河 川 海 岸 編 》

1. 堤防・護岸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-27

2. 突堤・人工岬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-27

3. 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）・・・・・・・・・・・・・・ 4-29

#### 《 第 8 編 砂 防 編 》

1. 砂防堰堤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-30

2. 流路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-30

3. 斜面对策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-31

#### 《 第 9 編 ダ ム 編 》

1. コンクリートダム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-32

2. フィルダム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-32

3. 基礎グラウチング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-32

#### 《 第 10 編 道 路 編 》

1. 道路改良・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-33

2. 舗装・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-33

3. 橋梁下部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-34

4. 橋梁上部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-35

5. コンクリート橋上部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-36

6. トンネル（NATM）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-36

11. 共同溝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-37

12. 電線共同溝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-37

14. 道路維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-37

16. 道路修繕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-37

#### 《第11編 農業農村整備編》

2. ほ場整備工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-39

3. 農用地造成工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-39

5. 水路トンネル工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-39

6. 水路工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-39

8. 管水路工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-40

9. 畑かん施設工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-44

18. ため池改修工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-44

《第 12 編 森林土木編》	4. 山腹工事・・・・・・・・・・・・・4-52
2. 一般施工・・・・・・・・・・・・・4-51	5. 森林整備工事・・・・・・・・・・・・・4-53
2. 林道工事・・・・・・・・・・・・・4-51	《第 13 編 漁港漁場編》
3. 溪間工事・・・・・・・・・・・・・4-52	5. 一般施工・・・・・・・・・・・・・4-55

**5. 検査事務（確認事項）・・・・・・・・・・・・・5-1**

**6. 検査準備**

1. 関係書類の準備・・・・・・・・・・・・・6-1
2. 現地の準備・・・・・・・・・・・・・6-1

**7. テストハンマーによるコンクリート強度推定調査要領・・・・・・・・・・・・・7-1**

**8. 参考資料**

1. 法勾配及び角度対象表・・・・・・・・・・・・・8-1
2. 捨石重量表・・・・・・・・・・・・・8-2
3. ギリシャ文字・・・・・・・・・・・・・8-3
4. 建設業法における技術者制度・・・・・・・・・・・・・8-4

# 大分県建設工事検査基準の適用

## にあたっての留意事項

今回の「大分県建設工事検査基準」は、令和5年10月2日改訂の「土木工事の施工管理基準及び規格値」を基にした規格値等で検査基準を作成しています。

- 令和5年10月2日以降起工の工事については、改訂後の「大分県建設工事検査基準」を適用して下さい。また、以前の工事については旧検査基準の適用をお願いします。

# **1. 大分県建設工事検査規程**

## ○大分県建設工事検査規程

平成十六年四月一日

大分県訓令甲第二十四号

改正 平成二三年一〇月二一日訓令甲第一五号

令和五年三月三十一日訓令甲第一号

### (趣旨)

第一条 この規程は、土木建築部及び農林水産部において施工する建設工事（以下「工事」という。）の検査の実施について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (検査の種類)

第二条 検査の種類は、完成検査、出来形確認（部分払、部分引渡し又は債務負担行為に係る契約における各会計年度の支払限度額に対応する出来高予定額の確認のための出来形部分の確認をいう。）及び中間検査とする。

（令五訓令甲一・一部改正）

### (検査員)

第三条 検査は、契約担当者（規則第十五条第一項の規定による検査の依頼をする場合においては、土木建築部建設政策課工事検査室長（以下「工事検査室長」という。）。以下「契約担当者等」という。）が命じる職員が行う。

（令五訓令甲一・一部改正）

### (検査の立会い)

第四条 検査を実施するときは、受注者（法人の場合にあつては、その代表者。以下同じ。）又は現場代理人のほか、主任技術者等（主任技術者又は監理技術者その他必要な専門技術者をいう。以下同じ。）を立ち合わせるものとする。

（平二三訓令甲一五・一部改正）

### (検査の方法)

第五条 検査員は、工事が、その契約書及び設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に基づき適正に施工されたかどうかを、当該工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえについて厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査の中止)

第六条 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止するとともに、直ちに検査を命じた契約担当者等にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

一 受注者又は現場代理人及び主任技術者等が検査員の指示に従わず、検査の実施が困難であるとき。

二 工事の施工状況が設計図書と著しく相違し、検査の実施が困難であるとき。

三 前二号に規定するもののほか、検査することが不相当と認めるとき。

(平二三訓令甲一五・令五訓令甲一・一部改正)

(検査結果の処理)

第七条 検査員は、検査を行ったときは、規則に定める検査調書を作成し、契約担当者に交付するものとする。

2 工事検査室長が検査員を任命したときは、前項の規定による検査調書の交付は、工事検査室長を経由して行うものとする。

(令五訓令甲一・一部改正)

(修補の終了検査)

第八条 修補の終了に係る検査については、第四条から前条までの規定を準用する。

(検査の復命)

第九条 検査員は、第七条第一項（前条において準用する場合を含む。）の規定により検査調書を交付したときは、速やかに検査を命じた契約担当者等に復命しなければならない。

(令五訓令甲一・一部改正)

(建設工事検査委員会)

第十条 検査員による検査の結果、工事目的物又は出来形部分が契約書及び設計図書に適合しないと認められる場合において、契約担当者の求めに応じ、当該工事について講ずべき修補等の措置に関し審議を行うため、土木建築部に建設工事検査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、土木建築部長が別に定める。

(令五訓令甲一・一部改正)

(委任)

第十一条 この規程に定めるもののほか、検査の実施について必要な事項は、土木建築部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成二三年訓令甲第一五号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和五年訓令甲第一号）

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

## **2. 大分県建設工事検査要綱**

## 大分県建設工事検査要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号。（以下「契約事務規則」という。））及び大分県建設工事検査規程（平成16年大分県訓令甲第24号。以下「検査規程」という。）に基づき、土木建築部及び農林水産部が施工する建設工事（土木工事、農業土木工事、森林土木工事、水産土木工事、電気・機械・電気通信等の設備工事及び建築工事等）の検査の実施について必要な事項を定める。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 検査員

発注者（契約事務規則第15条第1項の規定による検査の依頼をする場合においては、土木建築部工事検査室長）から検査を命ぜられた者をいう。

#### (2) 監督員

大分県公共工事請負契約約款（平成23年大分県告示第316号。以下「約款」という。）第9条に規定する者をいう。

#### (3) 受注者

県と工事の請負に関し契約を締結した者をいう。

### (検査の種類)

第3条 検査の種類は、検査規程第2条に定める検査とする。

2 完成検査は、約款第31条に規定する工事の完成の確認をするための検査をいい、出来形確認又は中間検査で既に検査した部分を含め、すべての出来形について行うものとする。

3 出来形確認は、次のものをいう。

(1) 約款第38条及び第42条、第55条に規定する出来形部分、約款第39条に規定する指定部分、工事現場に搬入した工事材料の確認をするための検査

(2) 約款第40条で定められた債務負担行為に係る契約における各会計年度の支払限度額に対応する出来高予定額の確認のための出来形部分の確認検査

4 中間検査は、次のものをいう。

- (1) 約款第33条の規定に基づき工事目的物の全部又は一部を使用する場合に、特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査
- (2) 橋梁等の構造部材の仮組立等で特記仕様書において検査対象工事と定められた部分の確認をするための検査

(工事検査室長が発注者より依頼を受け行う検査)

第4条 工事検査室長は、発注者からの依頼を受け、次項及び第3項に定める工事について前条の検査を行う検査員を任命し、検査するものとする。

## 2 土木建築部の工事

- (1) 本庁が執行する一件の設計工事費（以下、設計金額という）が1千万円以上の工事
- (2) 地方機関が執行する一件の設計金額が8千万円以上の工事
- (3) 本庁及び地方機関が執行する一件の設計金額が1千万円以上の設備工事（電気・機械・電気通信工事）
- (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、新工法、特殊工法、その他の理由により、発注者から検査を依頼された工事

## 3 農林水産部の工事

- (1) 本庁が執行する一件の設計金額が1千万円以上の工事
- (2) 地方機関が執行する一件の設計金額が3千万円以上の工事
- (3) 本庁及び地方機関が執行する一件の設計金額が1千万円以上の設備工事（電気・機械・電気通信工事）
- (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、新工法、特殊工法、その他の理由により、発注者から検査を依頼された工事

(本庁各課室（工事検査室を除く）が行う検査)

第5条 発注者は、次の各号に定める工事について第3条の検査を行うものとする。

### (1) 土木建築部の工事

本庁各課室（工事検査室を除く）が執行する一件の設計金額の1千万円未満の工事（設備工事（電気・機械・電気通信工事）を含む）

### (2) 農林水産部の工事

本庁各課室が執行する一件の設計金額の1千万円未満の工事（設備工事（電気・機械・電気通信工事）を含む）

2 前項の規定にかかわらず、新工法、特殊工法、その他の理由により、発注者が行うことができないと判断される工事の検査は、工事検査室長に依頼し検査することができる。

(地方機関の長が行う検査)

第6条 発注者は、次の各号に定める工事について第3条の検査を行うものとする。

(1) 土木建築部の工事

地方機関が執行する一件の設計金額が8千万円未満の工事及び1千万円未満の設備工事（電気・機械・電気通信工事）

(2) 農林水産部の工事

地方機関が執行する一件の設計金額が3千万円未満の工事及び1千万円未満の設備工事（電気・機械・電気通信工事）

- 2 前項の規定にかかわらず、新工法、特殊工法、その他の理由により、発注者が行うことができないと判断される工事の検査は、工事検査室長に依頼し検査することができる。なお、設備工事（電気・機械・電気通信工事）の検査において、特に専門的知識を有する必要があると判断される工事は、工事検査室長に依頼し検査するものとする。

(部外との協定に基づく検査)

第7条 土木建築部及び農林水産部以外の部局との協定に基づく検査については、この要綱に準じて検査を行うものとする。

(検査の基準)

第8条 検査員が行う工事の検査基準は、別に定める。

(検査員の任命又は依頼)

第9条 発注者は、受注者から提出された工事完成通知書、出来形確認要求書を受理したとき及び中間検査を必要とする場合、検査員の任命又は検査要求書（第1号様式）により工事検査室長に依頼をするものとする。

2 工事検査室長による査員の任命

工事検査室長は、発注者から第1項の規定による依頼があった場合、命令書（第2号様式）により検査員の任命を行うものとする。

- 3 2人以上の検査員により検査を行う必要があると認められる場合は、それぞれの検査員の検査の対象を工事の施工区間、工事の種別等により定めるとともに、総括する検査員を定めなければならない。

(検査の指示)

第10条 検査員は、適正な検査を行うため必要な事項について、受注者に対して指示をすることができる。

(検査結果の処理)

第11条 検査規程第7条の規定による検査結果の処理は、次のように行うものとする。

(1) 発注者が検査員を任命した場合

契約事務規則第16条の規定による検査調書(第3号様式(その1))(第16条関係)を発注者に交付するとともに、必要に応じ、出来形確認調書(第5号様式)を併せて交付するものとする。

(2) 工事検査室長が検査員を任命した場合

前項の規定による検査調書等の交付は、工事検査室長を経由して行うものとする。

(検査の復命)

第12条 検査規程第9条の規定による復命は、次のように行うものとする。

(1) 発注者が検査員を任命した場合

前条第1項の規定により検査調書等を交付することで復命するものとする。

(2) 工事検査室長が検査員を任命した場合

工事検査復命書(第3号様式)により復命するものとする。

(修補方法等の検討)

第13条 発注者が、受注者に修補その他適当な処理を行わせる場合は、必要に応じ、建設工事検査委員会審議依頼書(第6号等式)により、検査規程第10条第1項で規定された建設工事検査委員会に諮り、建設工事検査委員会審議結果通知書(第7号等式)により示された審議結果を踏まえてその方法等を決定するものとする。

(帳簿の保管)

第14条 工事検査室長、発注者は、工事検査台帳(第4号様式)その他必要な帳簿を保管するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。(平成16年4月1日建政第2号)

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に提出されている報告その他の手続は、この要綱によってなされた報告その他の手続とみなす。

3 大分県土木建築部工事検査要綱(平成13年4月2日伺い定め)は、廃止する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。(平成18年3月30日工検第438号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。(平成19年4月26日工検第68号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年3月30日工検第795号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月21日から施行する。(平成23年10月21日工検第55号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。(平成24年6月29日工検第418号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。(平成27年9月18日工検第411号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月21日工検第925号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月24日工検第787号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月16日から施行する。(令和5年6月16日工検第64号)

(経過措置)

2 この要綱で定められた様式について、公共事業総合支援システム及び農業農村整備事業管理システム、林業水産土木事業総合システムの整備までの間、従前の様式等を使用することとする。

完成（出来形・中間）検査要求書

工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 代 金 額	¥	—	
工 期	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
完 成 日		年 月 日	
受 注 者			
設 計 概 要	工 種 名	数 量	単 位

上記の工事の検査を要求します。

年 月 日

（発注者）

土木建築部 工事検査室長 殿

検査希望日	年 月 日
監督員 職 氏 名	

## 命 令 書

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	¥ —
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
完 成 日	
受 注 者	

上記の 完成（出来形・中間）検査 を

に命ずる。

年 月 日

土木建築部 工事検査室長

第3号様式（第12条関係）

年度工事検査復命書

検査期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

上記の期間に下記のとおり工事検査を実施したので復命します。

検査員：

事務所名	工事名	工期	請負代金額	受注者 (上段：商号又は名称) (下段：代表者)	完成年月日 検査年月日	検査種別	備考
		自 至	円				
		自 至	円				
		自 至	円				
		自 至	円				
		自 至	円				
		自 至	円				
		自 至	円				
		自 至	円				

工事検査台帳（完成・出来形・中間）

工 事 名				検 査 回 数	
工 事 場 所					
担 当 事 業 課			担 当 事 務 所		
検 査 年 月 日	年 月 日		立 会 人	監 督 員	
検 査 員 職 氏 名				受 注 者	
設 計 工 事 費			受 注 者	商 号	
請 負 代 金 額				業 者 等 級	
監 督 員				代 表 者	
工 期	自	年 月 日	現 場 代 理 人		
	至	年 月 日			
評 定 点	点		完 成 日	年 月 日	
設 計 概 要			検 査 記 事		
工種名 数量 単位					

出来形確認調書

年 月 日

発注者 殿

別紙出来形計算書のとおり相違ないことを認めます。

検査員

確認年月日	年 月 日		
工 事 名			
工事場所			
受注者	商号又は名称		
	立会人氏名		
請負代金額		請負代金相当額	
出来形割合	%	同上九分金額	
前払金控除額算出基礎  (前払金額×出来形割合)	前払金控除額		
	部分払済額		
	今回請求可能額		

契約約款第38条（第42条・第52条・第39条・第40条(第42条を準用)）による計算  
 ※別紙として請求可能額の計算書を添付すること。

○注意事項

- ・本様式は約款第38条（部分払）時の検査用として定めたものである。
- ・約款第39条（部分引渡し）、約款第42条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）等の検査の場合は適宜様式を変更すること。

### 建設工事検査委員会審議依頼書

工 事 名								
工 事 場 所								
工 期	自	年	月	日	完 成 年 月 日	年	月	日
	至	年	月	日	検 査 年 月 日	年	月	日
受 注 者				監 督 員 職 氏 名				
設 計 工 事 費				検 査 員 職 氏 名				
請 負 代 金 額								
検 査 結 果								
上記工事の検査結果、下記事項について建設工事検査委員会意見を求めたいので、大分県建設工事検査要綱第13条の規定に基づき審議を依頼します。								
付 議 事 項								

※用紙が不足する場合、別紙に記載すること

年 月 日  
 建設工事検査委員会 会長 殿

発注者

### 建設工事検査委員会審議結果通知書

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	自	年 月 日	完 成 年 月 日
	至	年 月 日	検 査 年 月 日
受 注 者			監 督 員 職 氏 名
設 計 工 事 費			検 査 員 職 氏 名
請 負 代 金 額			
付 議 事 項			
年 月 日に依頼されたことに対し、建設工事検査委員会の審議結果を下記のとおり通知します。			
審 議 結 果			

年 月 日

発注者 殿

建設工事検査委員会会長

# **大分県工事検査要綱の 運用について**

## 大分県建設工事検査要綱の運用について H29改正

### 1. 要綱第2条（用語の意義）関係

- (1) 検査員の任命・・・工事検査室長、本庁の発注機関の長及び地方機関の長から検査を命じられた者

工事検査室長、本庁の発注機関の長及び地方機関の長が任命する検査員は技術職員とし、次のとおりとする。

- (1) 設計金額5百万円以上の工事（設備工事を含む）

- ・ 課長補佐級以上の職員
- ・ 係長級（班総括）の職員

ただし、設備工事のうち機械工事については、係長級（副主幹）の職員とすることができる。また、工事検査室検査に係る電気工事については班総括以外の係長級（副主幹）の職員とすることができる。

- (2) 設計金額5百万円未満の工事（設備工事を含む）

- ・ 係長級（副主幹）の職員とすることができる。

### 2. 要綱第4条（工事検査室の行う検査）関係

- (1) 第2項の土木建築部の工事及び第3項の農林水産部の工事に係る完成検査、出来形確認、中間検査については、発注機関の職員を検査員に任命できるものとする。

- (2) (1)の場合であっても、本庁発注機関の長又は地方機関の長は工事検査室長に検査要求書を提出すること。また、土木総合システム等への入力は発注機関が行うこと。

### 3. 要綱第5条（本庁の発注機関の長が行う検査）及び要綱第6条（地方機関の長が行う検査）関係

検査担当区分については、別紙1のとおり

ただし、次に掲げる理由により、本庁の発注機関の長又は地方機関の長が検査を行うことができないと判断される場合は工事検査室長に依頼することができる。

- ① 土木工事共通仕様書等に定められていない工法等で検査手法が確立されていない新工法または特殊工法で、当該工事の検査員を所属内で確保できない場合。
- ② 課長及び班総括を監督員に任命することにより、当該工事の検査員を所属内で確保できない場合。
- ③ 工事検査の集中等により、当該工事の検査員を所属内で確保できない場合。
- ④ 地方機関の長が執行する一件の設計金額が5千万円以上8千万円未満の工事のうち、別紙2の「工事種別による工事の難易度表」の難易度の高い工事の場合。
- ⑤ その他の理由による場合。

### 4. 要綱第4条（工事検査室長が行う検査）、要綱第5条（本庁の発注機関の長が行う検査）及び要綱第6条（地方機関の長が行う検査）関係

- (1) 一件の設計金額は、最終設計変更後の設計金額とする。

- (2) 設備工事は次の表のとおりとし、検査は工事検査室が行う。ただし土木系設備工事のうち、一件の設計金額が1千万円未満の照明設備工事については、発注者が検査を行うこととする。

(3) (2) であっても、土木系設備工事のうち、一件の設計金額が1千万円未満の照明設備工事については、発注者が検査を行う。ただし、本庁の発注機関（施設整備課を除く）の長が執行する一件の設計金額が1千万円未満の工事の検査については、工事検査室長の判断を受けるものとする。

	土木系設備工事	施設整備系設備工事
電気工事	照明設備工事、信号設備工事、トンネル電気設備(非常用電気設備を含む)工事等	照明設備工事、受変電設備工事、構内電気設備工事等
機械工事	閘門・水門等の門扉施設工事(機械的動力により動かすもの)、揚排水設備工事等	給排水衛生設備工事、空気調和設備工事、ガス設備工事、浄化槽設備工事、昇降機設備工事等
通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事等	電気通信設備工事(電話、放送、情報)、構内通信線設備工事等

5. 附 則 この運用は、平成29年4月1日から取り扱うものとする。

# 大分県建設工事検査要綱に基づく検査担当区分(H29改正) (別紙1)

## (完成・出来形・中間検査)

### 【土木建築部の工事】

最終設計金額	本庁の発注機関が執行する工事				地方機関が執行する工事				工事検査室長に依頼できる検査
	工事 (土木・建築)		設備工事 (電気・機械・電気通信工事)		工事 (土木・建築)		設備工事 (電気・機械・電気通信工事)		
8千万円以上	工事検査室長検査	発注機関の職員を検査員に任命できる	工事検査室長検査	発注機関の職員を検査員に任命できる	工事検査室長検査	発注機関の職員を検査員に任命できる	工事検査室長検査	発注機関の職員を検査員に任命できる	土木工事共通仕様書等に定められていない工法等で検査手法が確立されていない新工法・特殊工法、その他本庁の発注機関および地方機関で行うことができないと判断される工事の検査は工事検査室長に依頼することができる
8千万円未満					地方機関の長が検査	工事検査室長に依頼可能			
1千万円未満	本庁発注機関の長が検査	工事検査室長に依頼可能	本庁発注機関の長が検査	工事検査室長に依頼可能			地方機関の長が検査	工事検査室長に依頼可能	
5百万円未満									

### 【農林水産部の工事】

最終設計金額	本庁の発注機関が執行する工事				地方機関が執行する工事				工事検査室長に依頼できる検査
	工事 (建築含む)		設備工事 (電気・機械・電気通信工事)		工事 (土木・建築)		設備工事 (電気・機械・電気通信工事)		
3千万円以上	工事検査室長検査	発注機関の職員を検査員に任命できる	工事検査室長検査	発注機関の職員を検査員に任命できる	工事検査室長検査	発注機関の職員を検査員に任命できる	工事検査室長検査	発注機関の職員を検査員に任命できる	土木工事共通仕様書等に定められていない工法等で検査手法が確立されていない新工法・特殊工法、その他本庁の発注機関および地方機関で行うことができないと判断される工事の検査は工事検査室長に依頼することができる
3千万円未満					地方機関の長が検査	工事検査室長に依頼可能			
1千万円未満	本庁発注機関の長が検査	工事検査室長に依頼可能	本庁発注機関の長が検査	工事検査室長に依頼可能			地方機関の長が検査	工事検査室長に依頼可能	
5百万円未満									

検査員 ○技術職員で課長補佐級以上の職員及び、係長級(班総括)の職員とする。ただし、設備工事のうち機械工事については、係長級(副主幹)の職員とすることができる。また、工事検査室長検査に係る電気工事については班総括以外の係長級(副主幹)の職員とすることができる。

○設計金額5百万円未満の工事は、係長級(副主幹)の職員とすることができる。

- 注) ○発注機関の職員を検査員に任命する場合でも検査要求書は必要である。土木総合システム等への入力発注機関が行うこと。
- ◇次に掲げる理由により、本庁の発注機関または地方機関の長が検査を行うことができないと判断される場合は工事検査室長に依頼することができる。
- ①土木工事共通仕様書等に定められていない工法等で検査手法が確立されていない新工法または特殊工法で、当該工事の検査員を所属内で確保できない場合。
  - ②課長及び班総括を監督員に任命することにより、当該工事の検査員を所属内で確保できない場合。
  - ③工事検査の集中等により、当該工事の検査員を所属内で確保できない場合。
  - ④地方機関の長が執行する一件の設計金額5千万円以上、別紙2の「工事種別による工事の難易度表」の難易度の高い工事の場合。
  - ⑤その他の理由による場合。
- (1) 一件の設計金額は、最終設計変更後の設計金額をいう。
- (2) 設備工事は下記のとおりとし、検査は工事検査室長が行う。ただし土木系設備工事のうち、一件の設計金額が1千万円未満の照明設備工事については、発注者が検査を行う。ただし、本庁の発注機関(施設整備課を除く)の長が執行する一件の設計金額が1千万円未満の工事の検査については、工事検査室長の判断を受けるものとする。

電気工事:照明設備工事、受変電設備工事、引込線工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む)工事、信号設備工事、昇降機設備工事、等  
 機械工事:衛生設備・空調設備、閘門・水門等の門扉施設工事(機械的動力により動かすもの)、給排気機器設置工事、揚排水設備工事、等  
 通信工事:電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、等

大分県工事検査要綱の運用における「工事種別による工事の難易度表」 (別紙2)

設計額が5千万円以上～8千万円未満の工事検査に適用する。

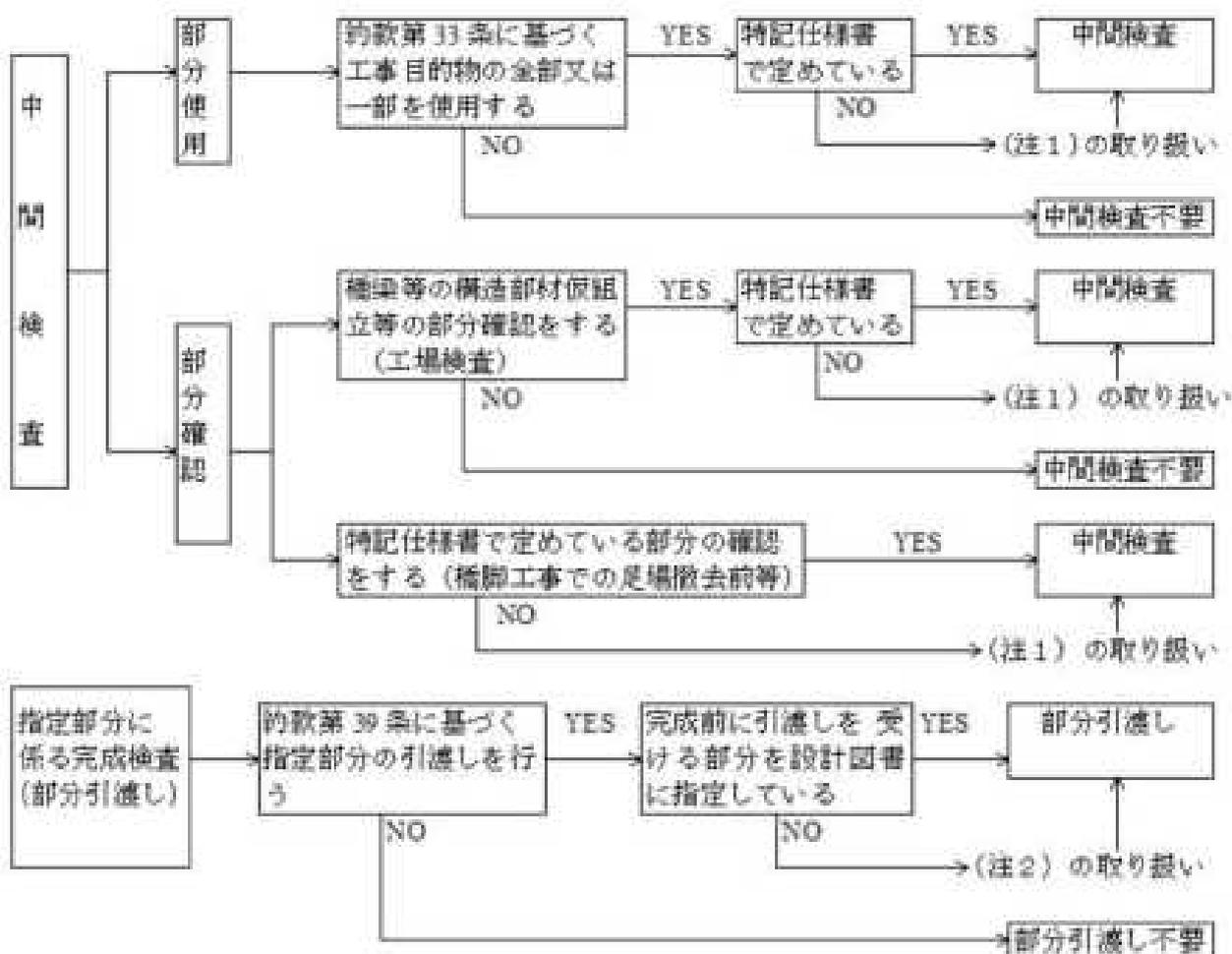
分類	難易度の低い工事		難易度の高い工事 (工事検査室に依頼することができる工事)		備考
	工事種別	主たる工種	工事種別	主たる工種	
道路	道路改良工事	土工、排水工、カルバート工、小型擁壁工、路盤工等	道路改良工事	大型擁壁(H=5m以上)	コンクリート擁壁(H=5m以上)、補強土壁、井げた組擁壁を含む工事
	舗装工事		橋梁下部工事	橋台工、護岸工等	
	法面工事		橋梁上部工事	PC上部工、鋼側道橋上部工	
	道路維持工事		トンネル工事		
	共同溝工事				
河川	その他工事				
	河川工事	堤防、護岸	河川工事	堰、水門	
	河川工事	床止め、床固め	河川工事	樋門、樋管	
	河床掘削工事	河床掘削	ダム工事		
	河川維持工事	河川維持工事			
砂防、地すべり	その他工事				
	砂防ダム工事		地すべり工事	集水井工、集排水ボーリング、排水トンネル	
	流路工事		地すべり工事	抑止工	
	急傾斜地崩壊対策工事				
	その他工事				
公園	基礎整備工事		施設整備工事		
	植栽工事		グラウンドコート整備工事		
	公園維持工事				
	その他工事				
	下水道維持工事		下水道工事	開削工法	
下水道	その他工事		下水道工事	推進工法、推進工法	
			ポンプ場工事、処理場工事		
			港湾構造物工事	岸壁、防波堤、護岸	
			海岸工事	突堤、離岸堤	
港湾 海岸	浚渫工事				
	海岸工事	堤防、護岸			
	海岸護岸				
	養砂工事				
	港湾維持工事				
海岸維持工事					
その他工事					

# **3. 中間検査・部分引渡しの 運用基準**

## 「中間検査・部分引渡しの運用基準」

### 1. 中間検査・部分引渡しの考え方

中間検査・部分引渡しについては、「大分県建設工事検査規程（平成 23 年 10 月 21 日付け大分県訓令甲第 15 号）」および「大分県建設工事検査要綱（平成 29 年 3 月 21 日付け工検第 925 号）」および「土木工事共通仕様書（平成 30 年 10 月）」および「工事における部分引渡しの取扱いについて（平成 14 年 3 月 6 日付け耕第 2711 号）」および「公共土木施設災害復旧事業等にかかる部分引渡しについて（平成 30 年 11 月 28 日付け工検第 659 号、道保第 1577 号、河第 1175 号、砂第 869 号）」に記載されており図示すると下記のようなになる。



(注 1) 特記仕様書で定めていない場合、中間検査を行うことができないので、指示・承諾・協議書により受注者の承諾を得て中間検査の位置づけを行うこと。

また、別途発注工事等により中間検査の位置づけが必要となった場合も同様の取り扱いとする。

(注 2) 設計図書（特記仕様書、図面、現場説明書等）に指定していない場合、指定部分に係る完成検査（部分引渡し）を行うことができないので、契約変更等により設計図書の変更を行い検査の位置づけを行うこと。

また、別途発注工事等により指定部分に係る完成検査（部分引渡し）の位置づけが必要となった場合も同様の取り扱いとする。

## 2. 中間検査、部分引渡しの適用区分

### (1) 中間検査：部分使用

部分使用に係る中間検査として行うものは下記に示す場合等とし、特記仕様書で対象工種を定めること。

- ①橋梁工事で、上部工（他業者）着手前の下部工の検査
- ②道路改良工事で、一部土工（切取）工事が完了し、法面工事（他業者）に着手する場合の下地（切取）の検査
- ③道路改良工事で、一部改良（下層路盤工等）工事が完了し、舗装工事（他業者）に着手する場合の下地（下層路盤工等）の検査
- ④旧橋撤去を含む橋梁工事で、旧橋撤去前に新設橋梁を使用する場合の検査
- ⑤ため池工事で、工事完成前に貯水する場合の検査

注) 但し、監督員による品質及び出来形等の確認により部分使用が行えるもの

土木工事共通仕様書第1編 1-1-22で監督員による品質及び出来形等の確認を行うものは、段階確認として特記仕様書で定めることとし、下記に示す場合等とする。

- ①舗装工事で、交通開始等を一部分行う使用前
- ②仮橋、仮道（迂回路等）の使用前
- ③管渠、用水路等の使用前

### (2) 中間検査：部分確認（工場検査）

工場検査に係る中間検査は下記の取り扱いとし、特記仕様書で定めること。

ア 橋梁、樋門等の鋼構造物の工場仮組立検査は中間検査を行う。

- ・ 鋼橋で本体の仮組立を簡略化できる条件を満たし、仮組立を省略するものは除く。
- ・ 汎用的なスリットダム製品については除く。

イ PC桁等の工場製作検査は段階確認として監督員が行うものとする。

なお、土木工事共通仕様書 第3編 1-1-6 第7項により、段階確認において臨場を机上とすることができる。

また、プレテンション桁購入工（けた橋及びスラブ橋）については、「JIS 製品の場合は JIS 認定工場の成績表に代えることができる（土木工事の施工管理基準及び規格値（平成30年10月）」ことより、工場検査（段階確認）は必要としない。

ウ 設備工事（トンネル防災設備等）、電気設備（照明、表示板等）等の工場検査については以下の扱いとする。

- ・ 工場でしかできない試験（水密、耐圧、動作試験等）がある場合には中間検査として、立会により工場検査を行う。（工場検査として必要な項目を特記仕様書に記述すること）
- ・ 汎用製品（一般的に使用されている製品で他の工事にも転用できるもの等）については、書面による段階確認とし立会による工場検査（中間検査）は行わない。  
（当該設備等が汎用製品であるのか、特殊な製品であるのかを確認したうえで、特記仕様書に記述すること）

### (3) 中間検査：部分確認（特記仕様書で定めている部分の確認をする場合）

上記（1）、（2）以外で特記仕様書で定めている部分の確認をする中間検査の例としては、下記に示す場合等とする。

① 橋梁下部工（橋脚工事）等で足場撤去の前の確認検査

この場合は、完成検査時の実地における出来形確認は足場を必要としない部分のみについて行う。なお、検査時に必要な足場等の扱いについては、指示書により最小限の足場の存置を指示する方法（土木工事共通仕様書 第1編 1-1-28）もある、この場合は監督員が指示書により完成検査時に最小限の足場を存置することを指示し、検査後に検査用足場の撤去完了を監督員が確認することとする。

② 魚礁設置工事で、海上作業着手前の魚礁の確認検査

③ 水産土木工事、海岸・港湾工事等で下記（i）～（iii）の全てに該当する場合は、完成通知の受理の前に海上から出来形の確認を行うための中間検査を行うこととし、中間検査後に完成通知を受理し、その後書類検査による完成検査を受けるものとする。

（i） 完成時に出来形部分がすべて水中にあるもの。

（ii） 出来形の確認が海上作業（船舶を使用する）による測深等によってのみしかできないもの。

（iii） 完成検査の際の実地検査（出来形の確認）が天候の影響を非常に受けやすいもの。

（i）に該当する事例

○水産土木工事の例

- ・魚礁設置工事
- ・浚渫工事
- ・防波堤、護岸等の基礎工（捨石等）のみの工事

○海岸・港湾工事の例

- ・潜堤（人工リーフ）工事
- ・浚渫工事
- ・防波堤、岸壁（護岸）等の基礎工（捨石等）のみの工事

○その他

- ・上記工事に類するもの

（ii）に該当する事例

- ・船舶を使用し、エコーによる測深等でなければ出来形の確認ができないもの（防波堤や護岸等の陸上部から部分的にでも確認可能な場合は除くものとする）

（iii）に該当する事例

- ・施工箇所が港外で測深のための船舶が波浪の影響を受けやすいもの
- ・施工箇所が玄界灘や豊後水道などで、冬季の風波の影響を受けやすい時期に検査を受けなければならないもの

この取り扱いの趣旨は、大分県公共工事請負契約約款第31条2項により「完成通知を受けた日から14日以内に検査を完了しなければならない。」と規程されているところであるが、完成通知の受理後に天候の影響（悪化等）によって現地における出来形の確認（完成検査）が14日以内にできない場合もあると考えられることから、中間検査の位置づけを行うものである。

（4）指定部分に係る完成検査（部分引渡し）

指定部分に係る完成検査（部分引渡し）として行うものは、下記に示す場合等とし、完成前に引渡しを受ける部分を設計図書に指定していること。

①ほ場整備工事で、工事完成前にほ場を農家に引き渡す場合の検査

②公共土木施設災害復旧事業等で、複数の工事箇所または工区に分けて施工される場合

など、工事目的物として独立した部分について引き渡す場合の検査  
(5) 部分使用（監督員による品質及び出来形等の確認）

土木工事共通仕様書第1編 1-1-22 で監督員による品質及び出来形等の確認を行うものは、段階確認として特記仕様書で定めることとし、下記に示す場合等とする。

- ①舗装工事で、交通開始等を一部分行う使用前
- ②仮橋、仮道（迂回路等）の使用前
- ③管渠、用水路等の使用前

### 3. 留意事項

- ①中間検査および指定部分に係る完成検査（部分引渡し）に係る「工事検査室の行う検査」と「地方機関の行う検査」の区分は、大分県建設工事検査要綱第4条及び第5条によるので、検査要求等の事務手続きに遺漏のないよう注意すること。
- ②中間検査・出来高検査・部分引渡しに係る検査調書、工事検査台帳、検査要求書の作成においては、設計概要欄に工事全体の設計概要および検査対象の設計概要を記述すること。
- ③特に指摘事項がある場合は検査員メモの作成を行うこと。

### 附 則

（施行期日）

1. この基準は平成19年4月1日より適用する。

（施行期日）

2. この基準は平成24年2月1日より適用する。

（施行期日）

3. この基準は平成27年10月1日より適用する。

（施行期日）

4. この基準は平成31年4月1日より適用する。

別紙

(工検号外 平成 27 年 10 月 9 日 農政関係機関あて通知)

## ため池の土砂吐ゲート・取水ゲート等の工場検査について

### 中間検査・部分引渡しの運用基準 2. 中間検査、部分引渡しの適用区分(2) 中間検査：部分確認(工場検査)の補足説明

①ウ「・工場でしかできない試験(水密、耐圧、動作試験等)」における、ため池の土砂吐ゲート・取水ゲートにかかる取扱いは以下のとおりとする。

1. 水密試験とは、**完成後の水圧を考慮した状態での試験とする。**

※例えばボンネット構造のようなゲートで、工場所有の設備等により、所定の水圧を負荷して試験できる場合がこれに該当する。(所定の水圧が負荷できなければ、水密試験とはいえない。)

2. 動作試験において、**開閉装置が汎用製品**の場合は、書面による段階確認とし立会による工場検査(中間検査)は行わない。

※運用基準記述のとおり。

②鋼構造物の出来形寸法・外観・溶接等については、**イを適用する。**(PC桁等の工場製作検査は段階確認として監督員が行うものとする。なお、土木工事共通仕様書(中略)により、段階確認において臨場を机上とすることができる。)

以上から、開閉装置が汎用製品で、所定の水圧を負荷することが不可能で、かつ仮組立が省略できる水門については、必ずしも中間検査を要しない。

この場合の水密性の確認については、監督員・受注者で協議して定めるものとする。

## **4. 大分県建設工事検査基準**

# 大分県建設工事検査基準

## (目的)

第1 この検査基準は、大分県建設工事検査要綱第8条の規定に基づき検査に必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

## (検査の内容)

第2 検査は当該工事の出来形を対象として契約書、仕様書、設計図書、その他関係書類(以下「契約書等」という。)に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について適否の判定を行うものとする。

## (工事の実施状況の検査)

第3 工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理、工程管理、社内検査(社内検査を行っている場合)、その他の実施状況に関する各種の資料と契約書等を対比し、別表1及び別表2に掲げる事項に留意して、施工管理状況、施工状況の適否の判定を行うものとする。

## (工事の出来形及び品質の検査)

第4 工事の出来形及び品質の検査は、位置、出来形寸法、品質及び出来ばえについて、設計図書と対比して、別表3に掲げる工事検査基準に基づき適否の判定を行なうものとする。

2 地中、水中、小口径の管路、高所等に設置された構造物等の部分でその適否の判定が困難なものについては、監督員の段階確認資料及び主任技術者(監理技術者)から施工の状況等を聞くとともに、工事写真、社内検査資料(社内検査を行っている場合)等の施工管理資料等に基づき判定するものとする。

また、写真等(デジタルカメラ。デジタルビデオを含む。)の媒体を使用することができるものとする。

3 工食用材料及び製品の検査については、品質管理資料によるほか、適正な判断が困難なものについては、公共機関並びに大分県が指定する試験場に依頼して判定することができる。

4 工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を明らかにして工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

## 附 則

1. この検査基準は、平成18年 4月3日から適用する。
2. この検査基準は、平成27年 8月3日から適用する。
3. この検査基準は、平成27年10月1日から適用する。
4. この検査基準は、平成28年10月1日から適用する。
5. この検査基準は、平成29年10月1日から適用する。
6. この検査基準は、令和3年10月1日から適用する。
7. この検査基準は、令和5年10月2日から適用する。

## 別表1 工事施工管理状況の検査留意事項

1. 施工計画書と工事実施状況
2. 管理資料の整備状況及び作成の時期
3. 設計値、出来形寸法及び規格値との関係
4. 管理手順の適否
5. 材料試験等設備状況及び施工管理要員の状況
6. 試験、側点、撮影等に監督員の立会確認の有無
7. 施工管理に対する全般的認識度

## 別表2 工事施工状況の検査留意事項

項目	関係書類	内容
工事監督	契約書、設計図書、仕様書 工事監督基準 施工体制の点検要領 工事監督報告書 「施工プロセス」のチェックリスト	立会、段階確認及び 指示・承諾・協議事項等の 処理内容
工程管理	実施工程表 工事履行報告 指示・承諾・協議書簿	工程管理状況及び 進捗状況
工事施工	工事監督基準 施工計画書	工法研究、施工方法及び 機械施工の状況、 手戻り(災害)に対する 処理状況
支給品及び 貸与品	支給、受領、使用 精算及び返納書 その他の関係書類	支給、受領、使用及び 返納の状況
工事材料解体 及び発生材	仕様書、工事材料検査願 解体及び発生材マニフェスト	工事材料、解体及び 発生材の処理状況
現場管理	仕様書、指示・承諾・協議書簿 その他関係法規等	現場管理状況 交通処理状況 及び措置内容

### 別表3 検査基準(単位:mm)

- 規格値とは、設計数量と出来上り数値との差の許容限界をいう。
- 原則として個々の測定値はすべて規格値の範囲内になければならない。
- 規格値は、個々の測定値に対するもので、その平均値(延長については合計延長、面積については合計面積)は設計数値を下廻ってはならない。
- 構造物の法勾配について、規格値が示されていないものについては、設計数値以上とする。  
ただし、高さ、幅等個々の規格値を満たさなければならない。
- 切土、盛土の法勾配については、設計数値以上とし、労働安全衛生規則を満たさなければならない。
- 上記、法勾配については、「土木工事の施工管理基準及び規格値」に従い管理図表にとりまとめるものとする。
- ※ 下表で、「随時」となっているものは工事規模、施工状況及び管理資料等から判断して適切な箇所数とすること。

	番 号	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考
					割 合	最小箇所数	
一 般 共 通 事 項			(1) 延長、測点間距離は、随時実測するものとする。 (2) 曲線は、随時確認するものとする。 (3) 法線は、随時確認するものとする。 (4) 縦断施工高は、随時確認するものとする。(基準点の設置確認) (5) 横断の出来形は、随時実測するものとする。 (6) 構造物寸法は、長さ、幅、高さ、角度等について随時実測を行うものとする。 (7) 品質は、観察、管理資料(試験)により随時確認するものとする。				
土 事 工 共 共 通 通 項			(1) 切取、掘削は、土質、岩質を設計と随時照合を行うものとする。 (2) 盛土については、土質、余盛、盛土の方法を随時確認するものとする。 (3) 締め固めの状態は、管理資料により随時確認するものとする。				
コ 共 ン 通 ク 通 リ 事   ト 項			(1) コンクリートの打継目の水密性を確認するための保水試験は、必要に応じて行うものとする。(A試験) (2) 圧縮強度試験をシュミットハンマーにより随時行うものとする。(B試験) 必要に応じて管理データの確認又はコア抜取り試験を行い可否の判定を行うものとする。 (3) 石積・ブロック積の抜石については、必要に応じて行うものとする。 裏栗石等の幅、高さの適否は、工事写真等により判定するものとする。 (4) その他 : 必要に応じて破壊試験を行うものとする。				

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
<b>第2章 土工</b>				
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	2-3-2 掘削工			4-1
	2-3-3 盛土工			4-1
	2-3-4 盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		4-1
		多数アンカー式補強土工法		4-1
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		4-1
	2-3-5 法面整形工	盛土部		4-1
2-3-6 堤防天端工			4-1	
第4節 道路土工	2-4-2 掘削工			4-1
	2-4-3 路体盛土工			4-1
	2-4-4 路床盛土工			4-1
	2-4-5 法面整形工	盛土部		4-2
<b>第3章 無筋、鉄筋コンクリート</b>				
第7節 鉄筋工	3-7-4 組立て			4-2

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
<b>第2章 一般施工</b>				
第3節 共通の工種	2-3-4 矢板工	鋼矢板		4-3
		軽量鋼矢板		4-3
		コンクリート矢板		4-3
		広幅鋼矢板		4-3
	可とう鋼矢板		4-3	
	2-3-5 縁石工	縁石・アスカープ		4-3
	2-3-6 小型標識工			4-3
	2-3-7 防止柵工	立入防止柵		4-3
		転落（横断）防止柵		4-3
		車止めポスト		4-3
	2-3-8 路側防護柵工	ガードレール		4-3
		ガードケーブル		4-3
	2-3-9 区画線工			4-3
2-3-10 道路付属物工	視線誘導標		4-3	
	距離標		4-3	
2-3-11 コンクリート面塗装工			4-3	
第3節 共通の工種	2-3-12 <sup>ア</sup> レクション桁製作工（購入工）	けた橋		4-3
		スラブ橋		4-3
	2-3-13 <sup>ホ</sup> ステーション桁製作工	桁製作工		4-3
		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		4-4
	2-3-14 <sup>レ</sup> プレキャストセグメント主桁組立工			4-4
	2-3-15 <sup>ロ</sup> PCボックス製作工			4-4
	2-3-16 PC箱桁製作工	箱桁		4-4
		押出し箱桁		4-4
	2-3-17 根固ブロック工			4-4
	2-3-18 沈床工			4-4
	2-3-19 捨石工			4-4
	2-3-22 階段工			4-4
	2-3-24 伸縮装置工	ゴムジョイント		4-4
		鋼製フィンガージョイント		4-5
		埋設型ジョイント		4-5
	2-3-26 多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		4-5
		かごマット		4-5
2-3-27 羽口工	じゃかご		4-5	
	ふとんかご、かご枠		4-5	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
第3節 共通の工種	2-3-287プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		4-5
		プレキャストパイプ工		4-5
	2-3-29側溝工	側溝工		4-5
		場所打水路工		4-5
		暗渠工		4-5
2-3-30集水樹工			4-5	
2-3-31現場塗装工			4-6	
第4節 基礎工	2-4-1一般事項	切込砂利		4-6
		砕石基礎工		4-6
		割ぐり石基礎工		4-6
		均しコンクリート		4-6
	2-4-3基礎工（護岸）	現場打		4-6
		プレキャスト		4-6
	2-4-4既製杭工	既製コンクリート杭		4-6
		鋼管杭		4-6
		H鋼杭		4-6
		鋼管ソイルセメント杭		4-6
	2-4-5場所打杭工			4-6
	2-4-6深礎工			4-6
	2-4-7オープンケーソン基礎工			4-6
2-4-8ニューマチックケーソン基礎工			4-7	
2-4-9鋼管矢板基礎工			4-7	
第5節 石・ブロック積（張）工	2-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		4-7
		コンクリートブロック張り		4-7
		連節ブロック張り		4-7
		天端保護ブロック		4-7
	2-5-4緑化ブロック工			4-7
2-5-5石積（張）工			4-7	
第6節 一般舗装工	2-6-6橋面防水工（シート系床版防水層）			4-7
	2-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工		4-15
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		4-15
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理		4-15
		加熱アスファルト安定処理工		4-15
		基層工		4-15
		表層工		4-15
	2-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工		4-15
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		4-15
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理		4-16
		加熱アスファルト安定処理工		4-16
		基層工		4-16
		表層工		4-16
	2-6-9排水性舗装工	下層路盤工		4-16
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		4-16
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理		4-16
		加熱アスファルト安定処理工		4-16
基層工			4-16	
表層工			4-16, 17	
2-6-10透水性舗装工	路盤工		4-17	
	表層工		4-17	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁	
第6節 一般舗装工	2-6-11グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		4-17	
		基層工		4-17	
		表層工		4-17	
	2-6-12コンクリート舗装工	下層路盤工		4-17	
		粒度調整路盤工		4-17, 18	
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工		4-18	
		アスファルト中間層 コンクリート舗装版工		4-18	
第6節 一般舗装工	2-6-12コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		4-18	
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		4-18	
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		4-18	
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		4-18	
		転圧コンクリート版工		4-19	
	2-6-13薄層カラー舗装工	下層路盤工		4-19	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		4-19	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		4-19	
		加熱アスファルト安定処理工		4-19	
		基層工		4-19	
	2-6-14ブロック舗装工	下層路盤工		4-19	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		4-19	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		4-19	
		加熱アスファルト安定処理工		4-19	
		基層工		4-19	
	2-6-15路面切削工			4-19	
	2-6-16舗装打換え工			4-19	
	2-6-17オーバーレイ工			4-20	
	第7節 一般舗装工	2-7-2路床安定処理工			4-7
		2-7-3置換工			4-7
2-7-4表層安定処理工		サンドマット海上		4-8	
2-7-5パイルネット工				4-8	
2-7-6サンドマット工				4-8	
2-7-7バーチカルドレーン工		サンドドレーン工		4-8	
		ペーパードレーン工		4-8	
		袋詰式サンドドレーン工		4-8	
2-7-8締固め改良工		サンドコンパクションパイル工		4-8	
2-7-9固結工		粉末噴射攪拌工		4-8	
		高圧噴射攪拌工		4-8	
		スラリー攪拌工		4-8	
		生石灰パイル工		4-8	
	中層混合処理		4-8		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
第10節 仮設工	2-10-5 土留・仮締切工	H鋼杭		4-8
		鋼矢板		4-8
		アンカー工		4-8
		連節ブロック張り工		4-8
		締切盛土		4-8
	中詰盛土		4-8	
	2-10-9 地中連続壁工 (壁式)			4-9
	2-10-10 地中連続壁工 (柱列式)			4-9
	2-10-22 法面吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	4-13
第11節 軽量盛土工	2-11-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	4-11
第12節 工場製作工(共通)	2-12-1 一般事項	鋳造費(金属支承工)		4-9
		鋳造費(大型ゴム支承工)		4-10
	2-12-1 仮設材製作工			4-10
	2-12-1 刃口金物製作工			4-10
	2-12-3 桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		4-10
		シミュレーション仮組立検査を行う場合		4-10
		仮組立検査を実施しない場合		4-11
		鋼製堰堤製作工(仮組立時)		4-11
	2-12-4 検査路製作工			4-11
	2-12-5 鋼製伸縮継手製作工			4-11
	2-12-6 落橋防止装置製作工			4-11
	2-12-7 橋梁用防護柵製作工			4-11
2-12-8 アンカーフレーム製作工			4-11	
2-12-9 プレベーム用桁製作工			4-11	
第12節 工場製作工(共通)	2-12-10 鋼製排水管製作工			4-12
	2-12-11 工場塗装工			4-12
第13節 橋梁仮設工	2-13 架設工(鋼橋)	クレーン架設		4-12
		ケーブルクレーン架設		4-12
		ケーブルエレクション架設		4-12
		架設桁架設		4-12
		送出し架設		4-12
		トラベラークレーン架設		4-12
	2-13 架設工(コンクリート)	クレーン架設		4-12
		架設桁架設		4-12
	架設工支保工	固定		4-12
		移動		4-12
	架設桁架設	片持架設		4-12
		押出し架設		4-12
第14節 法面工(共通)	2-14-2 植生工	種子散布工		4-12
		張芝工		4-12
		筋芝工		4-12
		市松芝工		4-12
		植生シート工		4-12
		植生マット工		4-12
植生筋工		4-12		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
第14節 法面工(共通)	2-14-2 植生工	人工張芝工		4-12
		植生穴工		4-12
		植生基材吹付工		4-12
		客土吹付工		4-12
	2-14-3 吹付工(仮設を含む)	コンクリート		4-13
		モルタル		4-13
		簡易法砕工		4-13
	2-14-4 法砕工	現場打法砕工		4-13
		現場吹付法砕工		4-13
		プレキャスト法砕工		4-13
2-14-6 アンカー工			4-13	
第15節 擁壁工(共通)	2-15-1 一般事項	場所打擁壁工		4-13
	2-15-2 プレキャスト擁壁工			4-13
	2-15-3 補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		4-13
		多数アンカー式補強土工法		4-13
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		4-13
2-15-4 井桁ブロック工			4-13	
第16節 浚渫工(共通)	2-16-3 浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		4-14
		グラブ浚渫船		4-14
第18節 床版工	2-18-2 床版工			4-14

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
<b>第3章 一般施工</b>				
<b>第3節 共通の工種</b>	3-3-2 共通事項	ポンプ浚渫		4-21
		グラブ浚渫		4-21
		硬土盤浚渫		4-21
		砕岩浚渫		4-21
		バックホウ浚渫		4-21
	3-3-6 圧密・排水工	サンドドレーン		4-21
		敷砂		4-21
		敷砂均し		4-21
		載荷土砂		4-21
		ペーパードレン		4-21
	3-3-7 締固工	サンドコンパクションパイル		4-21
		敷砂	第4編3-3-6 圧密・排水工	4-21
		敷砂均し	第4編3-3-6 圧密・排水工	4-21
	3-3-8 固化工	深層混合処理杭		4-21
		敷砂	第4編3-3-6 圧密・排水工	4-21
		敷砂均し	第4編3-3-6 圧密・排水工	4-21
	3-3-9 洗掘防止工			4-21
	3-3-10 中詰工			4-21
	3-3-11 蓋コンクリート工			4-21
3-3-13 鋼矢板工			4-21	
3-3-14 控工	腹起		4-21	
	タイ材		4-21, 22	
3-3-15 鋼杭工			4-22	
3-3-16 コンクリート杭			4-22	
3-3-17 防食工			4-22	
<b>第5節 海上地盤改良工</b>	3-5-2 床堀工			4-22
		ポンプ浚渫	第4編3-3-2 共通事項	4-21
		グラブ浚渫	第4編3-3-2 共通事項	4-21
		硬土盤浚渫	第4編3-3-2 共通事項	4-21
		砕岩浚渫	第4編3-3-2 共通事項	4-21
		バックホウ浚渫	第4編3-3-2 共通事項	4-21
	3-5-6 置換工			4-22
	3-5-7 圧密・排水工		第4編3-3-6 圧密・排水工	4-21
3-5-8 締固工		第4編3-3-7 締固工	4-21	
3-5-9 固化工		第4編3-3-8 固化工	4-21	
<b>第6節 基礎工</b>	3-6-3 洗掘防止工		第4編3-3-9 洗掘防止工	4-21
	3-6-4 基礎捨石工			4-22
	3-6-6 基礎ブロック工	基礎ブロック製作	第4編3-18-3 消波ブロック工	4-24
		基礎ブロック据付		4-22
<b>第7節 本体内工(ケーソン式)</b>	3-7-2 ケーソン製作工			4-22
	3-7-3 ケーソン進水据付工			4-22, 23
	3-7-4 中詰工		第4編3-3-10 中詰工	4-21
	3-7-5 蓋コンクリート工		第4編3-3-11 蓋コンクリート工	4-21
	<b>第8節 本体内工(ブロック式)</b>	3-8-2 本体ブロック製作工		
3-8-3 本体ブロック据付工				4-23
3-8-4 中詰工			第4編3-3-10 中詰工	4-21
3-8-5 蓋コンクリート工			第4編3-3-11 蓋コンクリート工	4-21

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
第10節 本體工(捨石・捨ブロック式)	3-10-2 洗掘防止工		第4編3-3-9 洗掘防止工	4-21
	3-10-3 本體捨石工		第4編3-6-4 基礎捨石工	4-22
	3-10-4 捨ブロック工	捨ブロック製作	第4編3-18-3 消波ブロック工	4-24
捨ブロック据付		第4編3-6-6 基礎ブロック工	4-22	
第11節 本體工(鋼矢板式)	3-11-2 鋼矢板工		第4編3-3-13 鋼矢板工	4-21
	3-11-3 控工		第4編3-3-14 控工	4-21
第12節 本體工(コンクリート矢板式)	3-12-2 コンクリート矢板工			4-23
	3-12-3 控工		第4編3-3-14 控工	4-22
第13節 本體工(鋼杭式)	3-13-2 鋼杭工		第4編3-3-15 鋼杭工	4-22
第14節 本體工(コンクリート杭式)	3-14-2 コンクリート杭工		第4編3-3-16 コンクリート杭工	4-22
第15節 被覆・根固工	3-15-2 被覆石工			4-23
	3-15-4 被覆ブロック工	被覆ブロック製作	第4編3-18-3 消波ブロック工	4-23
		被覆ブロック据付		4-23
	3-15-5 根固ブロック工	根固ブロック製作	第4編3-18-3 消波ブロック工	4-24
根固ブロック据付		第4編3-15-4 被覆ブロック工	4-23	
第16節 上部工	3-16-2 上部コンクリート工			4-23, 24
	3-16-3 上部ブロック工	上部ブロック製作	第4編3-18-3 消波ブロック工	4-24
		上部ブロック据付		4-24
第17節 付属工	3-17-2 係船柱工			4-24
	3-17-3 防舷材工			4-24
	3-17-4 車止・縁金物工			4-24
	3-17-5 防食工		第4編3-3-17 防食工	4-22
第18節 消波工	3-18-2 洗掘防止工		第4編3-3-9 洗掘防止工	4-21
	3-18-3 消波ブロック工	消波ブロック製作		4-24
		消波ブロック据付		4-24
第19節 裏込・裏埋工	3-19-2 裏込工			4-24
	3-19-4 裏埋工			4-24
第20節 維持補修工	3-20-3 防食工		第4編3-3-17 防食工	4-22
第21節 仮設工	3-21-2 仮設鋼矢板工		第4編3-3-13 鋼矢板工 3-3-15 鋼杭工	4-21, 22
	3-21-3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工		第4編3-3-13 鋼矢板工 3-3-15 鋼杭工	4-21, 22

【第5編 港湾海岸編】

章、節		条	枝番	準用する検査基準	頁
<b>第1章 堤防、防潮堤、護岸</b>					
第3節	海上地盤改良工			第4編第3章第5節海上地盤改良工	4-22
第4節	基礎工			第4編第3章第6節基礎工	4-22
第5節	本体工(ケーソン式)			第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	4-22
第6節	本体工(ブロック式)			第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	4-23
第8節	本体工(鋼矢板式)			第4編第3章第3節 鋼矢板	4-21
第9節	本体工(コンクリート矢板式)			第4編第3章第12節本体工(コンクリート矢板式)	4-23
第10節	被覆・根固工			第4編第3章第15節被覆・根固工	4-23
第11節	上部工			第4編第3章第16節上部工	4-23
第12節	消波工			第4編第3章第18節消波工	4-24
第13節	裏込・裏埋工			第4編第3章第19節裏込・裏埋工	4-24
第14節	維持補修工			第4編第3章第3節防食	4-22
第15節	仮設工			第4編第3章第3節鋼矢板工・杭打工	4-21, 22
<b>第2章 突堤</b>					
第3節	海上地盤改良工			第4編第3章第5節海上地盤改良工	4-22
第4節	基礎工			第4編第3章第6節基礎工	4-22
第5節	本体工(ケーソン式)			第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	4-22
第6節	本体工(ブロック式)			第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	4-23
第8節	本体工(捨石・捨ブロック式)			第4編第3章第3節洗掘防止工 第4編第3章第6節基礎工 第4編第3章第18節消波工	4-21, 22, 24
第9節	本体工(鋼矢板式)			第4編第3章第3節 鋼矢板	4-21
第10節	本体工(コンクリート矢板式)			第4編第3章第12節本体工(コンクリート矢板式)	4-23
第11節	本体工(鋼杭式)			第4編第3章第3節杭打工	4-22
第12節	本体工(コンクリート杭工)			第4編第3章第3節杭打工	4-22
第13節	被覆・根固工			第4編第3章第15節被覆・根固工	4-23
第14節	上部工			第4編第3章第16節上部工	4-23
第15節	消波工			第4編第3章第18節消波工	4-24
第16節	維持補修工			第4編第3章第3節防食	4-22
第17節	仮設工			第4編第3章第3節鋼矢板工・杭打工	4-21, 22
<b>第3章 離岸堤</b>					
第3節	海上地盤改良工			第4編第3章第5節海上地盤改良工	4-22
第4節	基礎工			第4編第3章第6節基礎工	4-22
第5節	本体工(ケーソン式)			第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	4-22
第6節	本体工(ブロック式)			第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	4-23
第8節	本体工(捨石・捨ブロック式)			第4編第3章第3節洗掘防止工 第4編第3章第6節基礎工 第4編第3章第18節消波工	4-21, 22, 24
第13節	被覆・根固工			第4編第3章第15節被覆・根固工	4-23
第14節	上部工			第4編第3章第16節上部工	4-23
第15節	消波工			第4編第3章第18節消波工	4-24
<b>第4章 樋門・水門</b>					
第3節	海上地盤改良工			第4編第3章第5節海上地盤改良工	4-22
第4節	基礎工			第4編第3章第6節基礎工	4-22
第16節	維持補修工			第4編第3章第3節防食	4-22
第17節	仮設工			第4編第3章第3節鋼矢板工・杭打工	4-21, 22
<b>第5章 養砂</b>					
第3節	海上地盤改良工			第4編第3章第5節海上地盤改良工	4-22

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁	
<b>第1章 築堤・護岸</b>					
第3節 軽量盛土工	1-3-1 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	4-1	
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編2-7-4 表層安定処理工	4-8	
	1-4-3 パイルネット工		第3編2-7-5 パイルネット工	4-8	
	1-4-4 パーチカルドレーン工		第3編2-7-7 パーチカルドレーン工	4-8	
	1-4-5 締固改良工		第3編2-7-8 締固改良工	4-8	
	1-4-6 固結工		第3編2-7-9 固結工	4-8	
第5節 護岸基礎工	1-5-3 基礎工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	4-6	
	1-5-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-3	
第6節 矢板護岸工	1-6-3 笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	4-6	
	1-6-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-3	
第7節 法覆護岸工	1-7-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	4-7	
	1-7-4 護岸付属物工			4-25	
	1-7-5 緑化ブロック工		第3編2-5-4 緑化ブロック工	4-7	
	1-7-6 環境護岸ブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	4-7	
	1-7-7 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	4-7	
	1-7-8 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	4-13	
	1-7-9 多自然型護岸工	巨石張り		第3編2-3-26 多自然型護岸工	4-5
		巨石積み		第3編2-3-26 多自然型護岸工	4-5
		かごマット		第3編2-3-26 多自然型護岸工	4-5
	1-7-10 吹付工		第3編2-14-3 吹付工	4-13	
	1-7-11 植生工		第3編2-14-2 植生工	4-12	
	1-7-12 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	4-1	
	1-7-13 羽口工	じゃかご		第3編2-3-27 羽口工	4-5
		ふとんかご		第3編2-3-27 羽口工	4-5
かご枠			第3編2-3-27 羽口工	4-5	
連節ブロック張り			第3編2-5-3-2 連節ブロック張り	4-7	
第8節 擁壁護岸工	1-8-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	4-13	
	1-8-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	4-13	
第9節 根固め工	1-9-3 根固めブロック工		第3編2-3-17 根固めブロック	4-4	
	1-9-5 沈床工		第3編2-3-18 沈床工	4-4	
	1-9-6 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	4-4	
	1-9-7 かご工	じゃかご		第3編2-3-27 羽口工	4-5
ふとんかご			第3編2-3-27 羽口工	4-5	
第10節 水制工	1-10-3 沈床工		第3編2-3-18 沈床工	4-4	
	1-10-4 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	4-4	
	1-10-5 かご工	じゃかご		第3編2-3-27 羽口工	4-5
		ふとんかご		第3編2-3-27 羽口工	4-5
1-10-8 杭出し水制工			4-25		
第11節 付帯道路工	1-11-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	4-3	
	1-11-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	4-15	
	1-11-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	4-17	
	1-11-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	4-19	
	1-11-8 ブロック舗装工		第3編2-6-14 ブロック舗装工	4-19	
	1-11-9 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	4-5	
	1-11-10 集水柵工		第3編2-3-30 集水柵工	4-5	
	1-11-11 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	4-3	
	1-11-12 区画線工		第3編2-3-9 区画線工	4-3	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁	
第12節 付帯道路施設工	1-12-3 道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	4-3	
	1-12-4 標識工		第3編2-3-6 小型標識工	4-3	
第13節 光ケーブル配管工	1-13-3 配管工			4-25	
	1-13-4 ハンドホール工			4-25	
<b>第2章 浚渫(川)</b>					
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2-2-2 浚渫船運転工 (民船・官船)		第3編2-16-3 浚渫船運転工	4-14	
第3節 浚渫工(グラブ浚渫船)	2-3-2 浚渫船運転工		第3編2-16-3 浚渫船運転工	4-14	
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2-4-2 浚渫船運転工		第3編2-16-3 浚渫船運転工	4-14	
<b>第3章 樋門・樋管</b>					
第3節 軽量盛土工	3-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	4-1	
第4節 地盤改良工	3-4-2 固結工		第3編2-7-9 固結工	4-8	
第5節 樋門・樋管本体工	3-5-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-6	
	3-5-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	4-6	
	3-5-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-3	
	3-5-6 函渠工	本体工			4-25
		ヒューム管			4-25
		PC管			4-25
		コルゲートパイプ			4-25
		ダクタイル鋳鉄管			4-25
PC函渠	第3編2-3-28プレキャストカルバート工		4-5		
3-5-7 翼壁工			4-25		
3-5-8 水叩工			4-25		
第6節 護床工	3-6-3 根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	4-4	
	3-6-5 沈床工		第3編2-3-18沈床工	4-4	
	3-6-6 捨石工		第3編2-3-19捨石工	4-4	
	3-6-7 かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	4-5	
		ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	4-5	
第7節 水路工	3-7-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	4-5	
	3-7-4 集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	4-5	
	3-7-5 暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	4-5	
	3-7-6 樋門接続暗渠工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	4-5	
第8節 付属物設置工	3-8-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	4-3	
	3-8-7 階段工		第3編2-3-22階段工	4-4	
<b>第4章 水門</b>					
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第3編2-12-3 桁製作工	4-10	
	4-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	4-11	
	4-3-5 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	4-11	
	4-3-6 鋼製排水管製作工		第3編2-12-10 鋼製排水管製作工	4-12	
	4-3-7 橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	4-11	
	4-3-8 鋳造費		第3編2-12-1 鋳造費	4-9	
	4-3-9 仮設材製作工		第3編2-12-1 仮設材製作工	4-9	
	4-3-10 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	4-12	
第5節 軽量盛土工	4-5-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	4-1	
第6節 水門本体工	4-6-4 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-6	
	4-6-5 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	4-6	
	4-6-6 矢板工(遮水矢板)		第3編2-3-4 矢板工	4-3	
	4-6-7 床版工			4-25	
	4-6-8 堰柱工			4-25	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
第6節 水門本體工	4-6-9 門柱工			4-25
	4-6-10 ゲート操作台工			4-25
	4-6-11 胸壁工			4-25
	4-6-12 翼壁工		第6編 3-5-7 翼壁工	4-25
	4-6-13 水叩工		第6編 3-5-8 水叩工	4-25
第7節 護床工	4-7-3 根固めブロック工		第3編 2-3-17 根固めブロック	4-4
	4-7-5 沈床工		第3編 2-3-18 沈床工	4-4
	4-7-6 捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	4-4
	4-7-7 かご工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	4-5
		ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	4-5
第8節 付屬物設置工	4-8-3 防止柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	4-3
	4-8-8 階段工		第3編 2-3-22 階段工	4-4
第9節 鋼管理橋上部工	4-9-4 架設工(クレーン架設)		第3編 2-13 架設工(鋼橋)	4-12
	4-9-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編 2-13 架設工(鋼橋)	4-12
	4-9-6 架設工(ケーブルエレクトリック架設)		第3編 2-13 架設工(鋼橋)	4-12
	4-9-7 架設工(架設桁架設)		第3編 2-13 架設工(鋼橋)	4-12
	4-9-8 架設工(送出し架設)		第3編 2-13 架設工(鋼橋)	4-12
	4-9-9 架設工(トラベラークレーン架設)		第3編 2-13 架設工(鋼橋)	4-12
	4-9-10 支承工		第10編 4-5-10 支承工	4-35, 36
第10節 橋梁現場塗装工	4-10-2 現場塗装工		第3編 2-3-31 現場塗装工	4-6
第11節 床版工	4-11-2 床版工		第3編 2-18-2 床版工	4-14
第12節 橋梁付屬物工(鋼管理橋)	4-12-2 伸縮装置工		第3編 2-3-24 伸縮装置工	4-4
	4-12-4 地覆工		第10編 4-8-5 地覆工	4-36
	4-12-5 橋梁用防護柵工		第10編 4-8-6 橋梁用防護柵工	4-36
	4-12-6 橋梁用高欄工		第10編 4-8-7 橋梁用高欄工	4-36
	4-12-7 検査路工		第10編 4-8-8 検査路工	4-36
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-14-2 プレテンション桁製作工(購入工)		第3編 2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	4-3
	4-14-3 ポストテンション桁製作工		第3編 2-3-13 ポストテンション桁製作工	4-3
	4-14-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編 2-3-13 プレキャストセグメント製作工(購入工)	4-4
	4-14-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編 2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	4-4
	4-14-6 支承工		第10編 4-5-10 支承工	4-35, 36
	4-14-7 架設工(クレーン架設)		第3編 2-13 架設工(コンクリート)	4-12
	4-14-8 架設工(架設桁架設)		第3編 2-13 架設工(コンクリート)	4-12
	4-14-9 床版・横組工		第3編 2-18-2 床版工	4-14
	4-14-10 落橋防止装置工		第10編 4-8-3 落橋防止装置工	4-36
	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-15-2 架設支保工(固定)		第3編 2-13 架設工
4-15-3 支承工			第10編 4-5-10 支承工	4-35, 36
4-15-4 落橋防止装置工			第10編 4-8-3 落橋防止装置工	4-36
4-15-5 PCホロースラブ製作工			第3編 2-3-15 PCホロースラブ製作工	4-4
第16節 橋梁付屬物工(コンクリート管理橋)		4-16-2 伸縮装置工		第3編 2-3-24 伸縮装置工
	4-16-4 地覆工		第10編 4-8-5 地覆工	4-36
	4-16-5 橋梁用防護柵工		第10編 4-8-6 橋梁用防護柵工	4-36
	4-16-6 橋梁用高欄工		第10編 4-8-7 橋梁用高欄工	4-36
	4-16-7 検査路工		第10編 4-8-8 検査路工	4-36
第18節 舗装工	4-18-5 アスファルト舗装工		第3編 2-6-7 アスファルト舗装工	4-15
	4-18-6 半たわみ性舗装工		第3編 2-6-8 半たわみ性舗装工	4-15

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁	
第18節 舗装工	4-18-7 排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工	4-16, 17	
	4-18-8 透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工	4-17	
	4-18-9 グラスアスファルト舗装工		第3編2-6-11グラスアスファルト舗装工	4-17	
	4-18-10コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	4-17, 18	
	4-18-11薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	4-19	
	4-18-12ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	4-19	
<b>第5章 堰</b>					
第3節 工場製作工	5-3-3 刃口金物製作工		第3編2-12-1 刃口金物製作工	4-10	
	5-3-4 桁製作工		第3編2-12-3 桁製作工	4-10	
	5-3-5 検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	4-11	
	5-3-6 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	4-11	
	5-3-7 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	4-11	
	5-3-8 鋼製排水管製作工		第3編2-12-10 鋼製排水管製作工	4-12	
	5-3-9 プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9 プレビーム用桁製作工	4-11	
	5-3-10 橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	4-11	
	5-3-11  casting費		第3編2-12-1 casting費	4-9	
	5-3-12 アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工	4-11	
	5-3-13 仮設材製作工		第3編2-12-1 仮設材製作工	4-10	
	5-3-14 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	4-12	
第5節 軽量盛土工	5-5-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	4-1	
第6節 可動堰本体工	5-6-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-6	
	5-6-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	4-6	
	5-6-5 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	4-6	
	5-6-6 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	4-7	
	5-6-7 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-3	
	5-6-8 床版工		第3編2-18-2 床版工	4-14	
	5-6-9 堰柱工		第6編4-6-8 堰柱工	4-25	
	5-6-10 門柱工		第6編4-6-9 門柱工	4-25	
	5-6-11 ゲート操作台工		第6編4-6-10 ゲート操作台工	4-25	
	5-6-12 水叩工		第6編3-5-8 水叩工	4-25	
	5-6-13 閘門工			4-25	
	5-6-14 土砂吐工			4-25	
	5-6-15 取付擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	4-13	
	第7節 固定堰本体工	5-7-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-6
		5-7-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	4-6
5-7-5 オープンケーソン基礎工			第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	4-6	
5-7-6 ニューマチックケーソン基礎工			第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	4-7	
5-7-7 矢板工			第3編2-3-4 矢板工	4-3	
5-7-8 堰本体工				4-25	
5-7-9 水叩工				4-25	
5-7-10 土砂吐工				4-25	
5-7-11 取付擁壁工			第3編2-15-1 場所打擁壁工	4-13	
第8節 魚道工		5-8-3 魚道本体工			4-26
第9節 管理橋下部工		5-9-2 管理橋橋台工			4-26
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-4 架設工 (クレーン架設)		第3編2-13 架設工 (鋼橋)	4-12	
	5-10-5 架設工 (ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工 (鋼橋)	4-12	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-6 架設工（ケーブルエレクトリオン架設）		第3編2-13 架設工（鋼橋）	4-12
	5-10-7 架設工（架設桁架設）		第3編2-13 架設工（鋼橋）	4-12
	5-10-8 架設工（送出し架設）		第3編2-13 架設工（鋼橋）	4-12
	5-10-9 架設工（トラベラークレーン架設）		第3編2-13 架設工（鋼橋）	4-12
	5-10-10 支承工		第10編4-5-10 支承工	4-35, 36
第11節 橋梁現場塗装工	5-11-2 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	4-6
第12節 床版工	5-12-2 床版工		第3編2-18-2 床版工	4-14
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-13-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	4-4
	5-13-4 地覆工		第10編4-8-5 地覆工	4-36
	5-13-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工	4-36
	5-13-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	4-36
	5-13-7 検査路工		第10編4-8-8 検査路工	4-36
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	5-15-2 プレテンション桁製作工（購入工）		第3編2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	4-3
	5-15-3 ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	4-3
	5-15-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編2-3-13 プレキャストセグメント製作工（購入工）	4-4
	5-15-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	4-4
	5-15-6 支承工		第10編4-5-10 支承工	4-35, 36
	5-15-7 架設工（クレーン架設）		第3編2-13 架設工（コンクリート）	4-12
	5-15-8 架設工（架設桁架設）		第3編2-13 架設工（コンクリート）	4-12
	5-15-9 床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	4-14
第16節 コンクリート管理橋上部工(PC橋ホロースラブ橋)	5-16-2 架設支保工（固定）		第3編2-13 架設工	4-12
	5-16-3 支承工		第10編4-5-10 支承工	4-35, 36
	5-16-4 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	4-36
	5-16-5 PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	4-4
	第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	5-17-2 架設支保工（固定）		第3編2-13 架設工
5-17-3 支承工			第10編4-5-10 支承工	4-35
5-17-4 PC箱桁製作工			第3編2-3-16 PC箱桁製作工	4-4
5-17-5 落橋防止装置工			第10編4-8-3 落橋防止装置工	4-36
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)		5-18-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工
	5-18-4 地覆工		第10編4-8-5 地覆工	4-36
	5-18-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工	4-36
	5-18-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	4-36
	5-18-7 検査路工		第10編4-8-8 検査路工	4-36
第20節 付属物設置工	5-20-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	4-3
	5-20-7 階段工		第3編2-3-22 階段工	4-4
<b>第6章 排水機場</b>				
第3節 軽量盛土工	6-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	4-1
第4節 機場本体工	6-4-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-6
	6-4-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	4-6
	6-4-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	4-3
	6-4-6 本体工			4-26
	6-4-7 燃料貯油槽工			4-26
	第5節 沈砂池工	6-5-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工
6-5-4 場所打杭工			第3編2-4-5 場所打杭工	4-6
6-5-5 矢板工			第3編2-3-4 矢板工	4-3
6-5-6 場所打擁壁工			第3編2-15-1 場所打擁壁工	4-13
6-5-7 コンクリート床版工				4-26

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁	
第5節 沈砂池工	6-5-8	ブロック床版工	第3編2-3-17根固めブロック	4-4	
	6-5-9	場所打水路工	第3編2-3-29場所打水路工	4-4	
第6節 吐出水槽工	6-6-3	既製杭工	第3編2-4-4既製杭工	4-6	
	6-6-4	場所打杭工	第3編2-4-5場所打杭工	4-6	
	6-6-5	矢板工	第3編2-3-4矢板工	4-3	
	6-6-6	本体工	第6編6-4-6本体工	4-26	
<b>第7章 床止め・床固め</b>					
第3節 軽量盛土工	7-3-2	軽量盛土工	第1編2-4-3路体盛土工	4-1	
第4節 床止め工	7-4-4	既製杭工	第3編2-4-4既製杭工	4-6	
	7-4-5	矢板工	第3編2-3-4矢板工	4-3	
	7-4-6	本体工	床固め本体工		4-26
			巨石張り	第3編2-5-5石積(張)工	4-7
			根固めブロック	第3編2-3-17根固めブロック	4-4
	7-4-7	取付擁壁工	第3編2-15-1場所打擁壁工	4-13	
	7-4-8	水叩工			4-26
巨石張り			第3編2-3-26多自然型護岸工	4-5	
		根固めブロック	第3編2-3-17根固めブロック	4-4	
第5節 床固め工	7-5-4	本堤工	第6編7-4-6本体工	4-26	
	7-5-5	垂直壁工	第6編7-4-6本体工	4-26	
	7-5-6	側壁工		4-26	
	7-5-7	水叩工	第6編7-4-8水叩工	4-26	
第6節 山留擁壁工	7-6-3	コンクリート擁壁工	第3編2-15-1場所打擁壁工	4-13	
			第3編2-5-3コンクリートブロック工	4-7	
	7-6-4	ブロック積擁壁工	第3編2-5-5石積(張)工	4-7	
	7-6-6	山留擁壁基礎工	第3編2-4-3基礎工(護岸)	4-6	
<b>第8章 河川維持</b>					
第7節 路面補修工	8-7-3	不陸整正工	第1編2-3-6堤防天端工	4-1	
	8-7-4	コンクリート舗装補修工	第3編2-6-12コンクリート舗装工	4-17	
	8-7-5	アスファルト舗装補修工	第3編2-6-7アスファルト舗装工	4-15	
第8節 付属物復旧工	8-8-2	付属物復旧工	第3編2-3-8路側防護柵工	4-3	
第9節 付属物設置工	8-9-3	防護柵工	第3編2-3-7防止柵工	4-3	
	8-9-5	付属物設置工	第3編2-3-10道路付属物工	4-3	
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3	配管工	第6編1-13-3配管工	4-25	
	8-10-4	ハンドホール工	第6編1-13-4ハンドホール工	4-25	
第12節 植栽維持工	8-12-3	樹木・芝生管理工	第3編2-14-2植生工	4-12	
<b>第9章 河川修繕</b>					
第3節 軽量盛土工	9-3-2	軽量盛土工	第1編2-4-3路体盛土工	4-1	
第4節 腹付工	9-4-2	覆土工	第1編2-3-5法面整形工	4-1	
	9-4-3	植生工	第3編2-14-2植生工	4-12	
第5節 側帯工	9-5-2	縁切工	じゃかご工	第3編2-3-27羽口工	4-5
			連節ブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工(連結ブロック張り)	4-7
			コンクリートブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工	4-7
			石張工	第3編2-5-5石積(張)工	4-7
	9-5-3	植生工	第3編2-14-2植生工	4-12	
第6節 堤脚保護工	9-6-3	石積工	第3編2-5-5石積(張)工	4-7	
	9-6-4	コンクリートブロック工	第3編2-5-3コンクリートブロック工	4-7	
第7節 管理用通路工	9-7-2	防護柵工	第3編2-3-8路側防護柵工	4-3	
	9-7-4	路面切削工	第3編2-6-15路面切削工	4-19	
	9-7-5	舗装打換え工	第3編2-6-16舗装打換え工	4-19	
	9-7-6	オーバーレイ工	第3編2-6-17オーバーレイ工	4-20	
	9-7-7	排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第3編2-3-29側溝工	4-5
			集水樹工	第3編2-3-30集水樹工	4-5
9-7-8	道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編2-3-5縁石工	4-3	
第8節 現場塗装工	9-8-3	付属物塗装工	第3編2-3-31現場塗装工	4-6	
	9-8-4	コンクリート面塗装工	第3編2-3-11コンクリート面塗装工	4-3	

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
<b>第1章 堤防・護岸</b>				
第3節 軽量盛土工	1-3-1 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	4-1
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編 2-7-4 表層安定処理工	4-8
	1-4-3 パイルネット工		第3編 2-7-5 パイルネット工	4-8
	1-4-4 バーチカルドレーン工		第3編 2-7-7 バーチカルドレーン工	4-8
	1-4-5 締固改良工		第3編 2-7-8 締固改良工	4-8
	1-4-6 固結工		第3編 2-7-9 固結工	4-8
第5節 護岸基礎工	1-5-4 捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	4-4
	1-5-5 場所打コンクリート工			4-27
	1-5-6 海岸コンクリートブロック工			4-27
	1-5-7 笠コンクリート工		第3編 2-4-3 基礎工（護岸）	4-6
	1-5-8 基礎工		第3編 2-4-3 基礎工（護岸）	4-6
	1-5-9 矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	4-3
第6節 護岸工	1-6-3 石積（張）工		第3編 2-5-5 石積（張）工	4-7
	1-6-4 海岸コンクリートブロック工			4-27
	1-6-5 コンクリート被覆工			4-27
第7節 擁壁工	1-7-3 場所打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	4-13
第8節 天端被覆工	1-8-2 コンクリート被覆工			4-27
第9節 波返工	1-9-3 波返工			4-27
第10節 裏法被覆工	1-10-2 石積（張）工		第3編 2-5-5 石積（張）工	4-7
	1-10-3 コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	4-7
	1-10-4 コンクリート被覆工		第7編 1-6-5 コンクリート被覆工	4-27
	1-10-5 法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	4-13
第11節 カルバート工	1-11-3 プレキャストカルバート工		第3編 2-3-28 プレキャストカルバート工	4-5
第12節 排水構造物工	1-12-3 側溝工		第3編 2-3-29 側溝工	4-5
	1-12-4 集水樹工		第3編 2-3-30 集水樹工	4-5
	1-12-5 管渠工	プレキャストパイプ	第3編 2-3-29 暗渠工	4-5
		プレキャストボックス	第3編 2-3-29 暗渠工	4-5
		コルゲートパイプ	第3編 2-3-29 暗渠工	4-5
		タグタイル铸铁管	第3編 2-3-29 暗渠工	4-5
1-12-6 場所打水路工		第3編 2-3-29 場所打水路工	4-5	
第13節 付属物設置工	1-13-3 防止柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	4-3
	1-13-6 階段工		第3編 2-3-22 階段工	4-4
第14節 付帯道路工	1-14-3 路側防護柵工		第3編 2-3-8 路側防護柵工	4-3
	1-14-5 アスファルト舗装工		第3編 2-6-7 アスファルト舗装工	4-15
	1-14-6 コンクリート舗装工		第3編 2-6-12 コンクリート舗装工	4-17
	1-14-7 薄層カラー舗装工		第3編 2-6-13 薄層カラー舗装工	4-19
	1-14-8 側溝工		第3編 2-3-29 側溝工	4-5
	1-14-9 集水樹工		第3編 2-3-30 集水樹工	4-5
	1-14-10 縁石工		第3編 2-3-5 縁石工	4-3
	1-14-11 区画線工		第3編 2-3-9 区画線工	4-3
第15節 付帯道路施設工	1-15-3 道路付属物工		第3編 2-3-10 道路付属物工	4-3
	1-15-4 小型標識工		第3編 2-3-6 小型標識工	4-3

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁	
<b>第2章 突堤・人工岬</b>					
第3節 軽量盛土工	2-3-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	4-1	
第4節 突堤基礎工	2-4-4 捨石工			4-27	
	2-4-5 吸出し防止工			4-28	
第5節 突堤本体工	2-5-2 捨石工			4-28	
	2-5-5 海岸コンクリートブロック工			4-28	
	2-5-6 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	4-6	
	2-5-7 詰杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	4-6	
	2-5-8 矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	4-3	
	2-5-9 石砕工			4-28	
	2-5-10 場所打コンクリート工			4-28	
	2-5-11 ケーソン工	ケーソン工製作			4-28
		ケーソン工据付			4-28
		突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			4-28
2-5-12 セルラー工	セルラー工製作			4-28	
	セルラー工据付			4-29	
	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			4-29	
第6節 根固め工	2-6-2 捨石工			4-29	
	2-6-3 根固めブロック工			4-29	
第7節 消波工	2-7-2 捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	4-4	
	2-7-3 消波ブロック工			4-29	
<b>第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)</b>					
第3節 海域堤基礎工	3-3-3 捨石工			4-29	
	3-3-4 吸出し防止工		第7編 2-4-5 吸出し防止工	4-27	
第4節 海域堤本体工	3-4-2 捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	4-4	
	3-4-3 海岸コンクリートブロック工		第7編 2-5-5 海岸コンクリートブロック工	4-28	
	3-4-4 ケーソン工		第7編 2-5-11 ケーソン工	4-28	
	3-4-5 セルラー工		第7編 2-5-12 セルラー工	4-28	
	3-4-6 場所打ちコンクリート工		第7編 2-5-10 場所打ちコンクリート工	4-28	
<b>第4章 浚渫(海岸)</b>					
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	4-2-2 浚渫船運転工		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	4-14	
第3節 浚渫工(グラブ船)	4-3-2 浚渫船運転工		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	4-14	
<b>第5章 養浜</b>					
第2節 軽量盛土工	5-2-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	4-1	
第3節 砂止工	5-3-2 根固めブロック工		第3編 2-3-17 根固めブロック	4-4	

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
<b>第1章 砂防堰堤</b>				
第3節 工場製作工	1-3-3 鋼製堰堤製作工		第3編 2-12-3-3 桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	4-11
	1-3-4 鋼製堰堤仮設材製作工			4-30
	1-3-5 工場塗装工		第3編 2-12-11 工場塗装工	4-12
第5節 軽量盛土工	1-5-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	4-1
第6節 法面工	1-6-2 植生工		第3編 2-14-2 植生工	4-12
	1-6-3 法面吹付け工		第3編 2-14-3 吹付工	4-13
	1-6-4 法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	4-13
	1-6-6 アンカー工		第3編 2-14-6 アンカー工	4-13
	1-6-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工 第3編 2-3-27 羽口工	4-5 4-5
第8節 コンクリート堰堤工	1-8-4 コンクリート堰堤本体工			4-30
	1-8-5 コンクリート副堰堤工		第8編 1-8-4 コンクリート堰堤本体工	4-30
	1-8-6 コンクリート側壁工			4-30
	1-8-8 水叩工			4-30
第9節 鋼製堰堤工	1-9-5 鋼製堰堤本体工	不透過型		4-30
		透過型		4-30
	1-9-6 鋼製側壁工			4-30
	1-9-7 コンクリート側壁工		第8編 1-8-6 コンクリート側壁工	4-30
	1-9-9 水叩工		第8編 1-8-8 水叩工	4-30
	1-9-10 現場塗装工		第3編 2-3-31 現場塗装工	4-6
第10節 護床工・根固め工	1-10-4 根固めブロック工		第3編 2-3-17 根固めブロック	4-4
	1-10-6 沈床工		第3編 2-3-18 沈床工	4-4
	1-10-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工 第3編 2-3-27 羽口工	4-5 4-5
第11節 砂防堰堤付属物設置工	1-11-3 防止柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	4-3
第12節 付帯道路工	1-12-3 路側防護柵工		第3編 2-3-8 路側防護柵工	4-3
	1-12-5 アスファルト舗装工		第3編 2-6-7 アスファルト舗装工	4-15
	1-12-6 コンクリート舗装工		第3編 2-6-12 コンクリート舗装工	4-17
	1-12-7 薄層カラー舗装工		第3編 2-6-13 薄層カラー舗装工	4-19
	1-12-8 側溝工		第3編 2-3-29 側溝工	4-5
	1-12-9 集水柵工		第3編 2-3-30 集水柵工	4-5
	1-12-10 縁石工		第3編 2-3-5 縁石工	4-3
	1-12-11 区画線工		第3編 2-3-9 区画線工	4-3
第13節 付帯道路施設工	1-13-3 道路付属物工		第3編 2-3-10 道路付属物工	4-3
	1-13-4 小型標識工		第3編 2-3-6 小型標識工	4-3
<b>第2章 流路</b>				
第3節 軽量盛土工	2-3-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	4-1
第4節 流路護岸工	2-4-4 基礎工		第3編 2-4-3 基礎工 (護岸)	4-6
	2-4-5 コンクリート擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	4-13
	2-4-6 ブロック積擁壁工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	4-7
	2-4-7 石積擁壁工		第3編 2-5-5 石積 (張) 工	4-7
	2-4-8 護岸付属物工		第6編 1-7-4 護岸付属物工	4-25
	2-4-9 植生工		第3編 2-14-2 植生工	4-12

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
第5節 床固め工	2-5-4 床固め本體工		第8編 1-8-4 コンクリート堰堤本體工	4-30
	2-5-5 垂直壁工		第8編 1-8-4 コンクリート堰堤本體工	4-30
	2-5-6 側壁工		第8編 1-8-6 コンクリート側壁工	4-30
	2-5-7 水叩工		第8編 1-8-8 水叩工	4-30
	2-5-8 魚道工			4-30
第6節 根固め・水制工	2-6-4 根固めブロック工		第3編 2-3-17 根固めブロック	4-4
	2-6-6 捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	4-4
	2-6-7 かご工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	4-5
		ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	4-5
かごマット		第3編 2-3-26 多自然型護岸工	4-5	
第7節 流路付属物設置工	2-7-2 階段工		第3編 2-3-22 階段工	4-4
	2-7-3 防止柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	4-3
<b>第3章 斜面对策</b>				
第3節 軽量盛土工	3-3-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	4-1
第4節 法面工	3-4-2 植生工		第3編 2-14-2 植生工	4-12
	3-4-3 吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	4-13
	3-4-4 法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	4-13
	3-4-5 かご工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	4-5
		ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	4-5
	3-4-6 アンカー工 (プレキャストコンクリート板)		第3編 2-14-6 アンカー工	4-13
3-4-7 抑止アンカー工		第3編 2-14-6 アンカー工	4-13	
第5節 擁壁工	3-5-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	4-6
	3-5-4 場所打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	4-13
	3-5-5 プレキャスト擁壁工		第3編 2-15-2 プレキャスト擁壁工	4-13
	3-5-6 補強土壁工		第3編 2-15-3 補強土壁工	4-13
	3-5-7 井桁ブロック工		第3編 2-15-4 井桁ブロック工	4-13
	3-5-8 落石防護工		第10編 1-11-5 落石防護柵工	4-33
第6節 山腹水路工	3-6-3 山腹集水路・排水路工		第3編 2-3-29 場所排水路工	4-5
	3-6-4 山腹明暗渠工			4-31
	3-6-5 山腹暗渠工		第3編 2-3-29 暗渠工	4-5
	3-6-6 現場排水路工		第3編 2-3-29 場所排水路工	4-5
	3-6-7 集水榭工		第3編 2-3-30 集水榭工	4-5
第7節 地下水排除工	3-7-4 集排水ボーリング工			4-31
	3-7-5 集水井工			4-31
第8節 地下水遮断工	3-8-3 場所打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	4-13
	3-8-4 固結工		第3編 2-7-9 固結工	4-8
	3-8-5 矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	4-3
第9節 抑止杭工	3-9-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	4-6
	3-9-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	4-6
	3-9-5 シャフト工 (深礎工)		第3編 2-4-6 深礎工	4-6
	3-9-6 合成杭工			4-31

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
<b>第1章 コンクリートダム</b>				
第4節 ダムコンクリート工	1-4-1 コンクリートダム工 (本体)			4-32
	1-4-2 コンクリートダム工 (水叩)			4-32
	1-4-3 コンクリートダム工 (副ダム)			4-32
	1-4-4 コンクリートダム工 (導流壁)			4-32
<b>第2章 フィルダム</b>				
第3節 盛立工	2-4-5 コアの盛立			4-32
	2-4-6 フィルターの盛立			4-32
	2-4-7 ロックの盛立			4-32
	2-4-8 フィルダム (洪水吐)			4-32
<b>第3章 基礎グラウチング</b>				
第3節 ボーリング工	3-3 ボーリング工			4-32

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
<b>第1章 道路改良</b>				
第3節 工場製作工	1-3-2 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		4-33
		工場塗装工	第3編 2-12-11 工場塗装工	4-12
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編 2-7-4 表層安定処理工	4-8
	1-4-3 置換工		第3編 2-7-3 置換工	4-7
	1-4-4 サンドマット工		第3編 2-7-6 サンドマット工	4-8
	1-4-5 バーチカルドレーン工		第3編 2-7-7 バーチカルドレーン工	4-8
	1-4-6 締固改良工		第3編 2-7-8 締固改良工	4-8
	1-4-7 固結工		第3編 2-7-9 固結工	4-8
第5節 法面工	1-5-2 植生工		第3編 2-14-2 植生工	4-12
	1-5-3 法面吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	4-13
	1-5-4 法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	4-13
	1-5-6 アンカー工		第3編 2-14-6 アンカー工	4-13
	1-5-7 かご工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	4-5
ふとんかご		第3編 2-3-27 羽口工	4-5	
第6節 軽量盛土工	1-6-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	4-1
第7節 擁壁工	1-7-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	4-6
	1-7-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	4-6
	1-7-5 場所打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	4-13
	1-7-6 プレキャスト擁壁工		第3編 2-15-2 プレキャスト擁壁工	4-13
	1-7-7 補強土壁工	補強土 (テールアルメ) 壁工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	4-13
		多数アンカー式補強土工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	4-13
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	4-13
	1-7-8 井桁ブロック工		第3編 2-15-4 井桁ブロック工	4-13
第8節 石・ブロック積(張)工	1-8-3 コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	4-7
	1-8-4 石積(張)工		第3編 2-5-5 石積(張)工	4-7
第9節 カルバート工	1-9-4 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	4-6
	1-9-5 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	4-6
	1-9-6 場所打函渠工			4-33
	1-9-7 プレキャストカルバート工		第3編 2-3-28 プレキャストカルバート工	4-5

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
第10節 排水構造物工(小型水路工)	1-10-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	4-5
	1-10-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工	4-5
	1-10-5 集水樹・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	4-5
	1-10-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	4-5
	1-10-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	4-5
	1-10-8 排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	4-5
第11節 落石雪害防止工	1-11-4 落石防止網工			4-33
	1-11-5 落石防護柵工			4-33
	1-11-6 防雪柵工			4-33
	1-11-7 雪崩予防柵工			4-33
第12節 遮音壁工	1-12-4 遮音壁基礎工			4-33
	1-12-5 遮音壁本体工			4-33
<b>第2章 舗装</b>				
第3節 地盤改良工	2-3-2 表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	4-8
	2-3-3 置換工		第3編2-7-3置換工	4-7
第4節 舗装工	2-4-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	4-15
	2-4-6 半たわみ性舗装工		第3編2-6-8半たわみ性舗装工	4-15
	2-4-7 排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工	4-16
	2-4-8 透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工	4-17
	2-4-9 グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工	4-17
	2-4-10 コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	4-17
	2-4-11 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	4-19
	2-4-12 ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	4-19
	2-4 歩道路盤工			4-38
	2-4 取合舗装路盤工			4-38
	2-4 路肩舗装路盤工			4-38
	2-4 歩道舗装工			4-38
	2-4 取合舗装工			4-38
	2-4 路肩舗装工			4-38
2-4 表層工			4-38	
第5節 排水構造物工(路面排水工)	2-5-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	4-5
	2-5-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工	4-5
	2-5-5 集水樹(街渠樹)・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	4-5
	2-5-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	4-5
	2-5-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	4-5
	2-5-8 排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	4-5
	2-5-9 排水性舗装用路肩排水工			4-33
第6節 縁石工	2-6-3 縁石工		第3編2-3-5縁石工	4-3
第7節 踏掛版工	2-7-4 踏掛版工	コンクリート工		4-33
		ラバーシュー		4-33
		アンカーボルト		4-33
第8節 防護柵工	2-8-3 路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	4-3
	2-8-4 防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	4-3
	2-8-5 ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	4-3
	2-8-6 車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	4-3
第9節 標識工	2-9-3 小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	4-3
	2-9-4 大型標識工	標識基礎工		4-33
		標識柱工		4-33

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁	
第10節 区画線工	2-10-2 区画線工		第3編 2-3-9 区画線工	4-3	
第12節 道路付属施設工	2-12-4 道路付属物工		第3編 2-3-10 道路付属物工	4-3	
	2-12-5 ケーブル配管工			4-34	
		ハンドホール			4-34
	2-12-6 照明工	照明柱基礎工		4-34	
第13節 橋梁付属物工	2-13-2 伸縮装置工		第3編 2-3-24 伸縮装置工	4-4	
<b>第3章 橋梁下部</b>					
第3節 工場製作工	3-3-2 刃口金物製作工		第3編 2-12-1 刃口金物製作工	4-10	
	3-3-3 鋼製橋脚製作工			4-34	
	3-3-4 アンカーフレーム製作工		第3編 2-12-8 アンカーフレーム製作工	4-11	
	3-3-5 工場塗装工		第3編 2-12-11 工場塗装工	4-12	
第5節 軽量盛土工	3-5-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	4-1	
第6節 橋台工	3-6-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	4-6	
	3-6-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	4-6	
	3-6-5 深礎工		第3編 2-4-6 深礎工	4-6	
	3-6-6 オープンケーソン基礎工		第3編 2-4-7 オープンケーソン基礎工	4-6	
	3-6-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編 2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	4-7	
	3-6-8 橋台躯体工			4-34	
第7節 RC橋脚工	3-7-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	4-6	
	3-7-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	4-6	
	3-7-5 深礎工		第3編 2-4-6 深礎工	4-6	
	3-7-6 オープンケーソン基礎工		第3編 2-4-7 オープンケーソン基礎工	4-6	
	3-7-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編 2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	4-7	
	3-7-8 鋼管矢板基礎工		第3編 2-4-9 鋼管矢板基礎工	4-7	
	3-7-9 橋脚躯体工	張出式			4-34, 35
		重力式	第10編 3-7-9 橋脚躯体工		4-34, 35
		半重力式	第10編 3-7-9 橋脚躯体工		4-34, 35
		ラーメン式			4-35
第8節 鋼製橋脚工	3-8-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	4-6	
	3-8-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	4-6	
	3-8-5 深礎工		第3編 2-4-6 深礎工	4-6	
	3-8-6 オープンケーソン基礎工		第3編 2-4-7 オープンケーソン基礎工	4-6	
	3-8-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編 2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	4-7	
	3-8-8 鋼管矢板基礎工		第3編 2-4-9 鋼管矢板基礎工	4-7	
	3-8-9 橋脚フーチング工	I型・T型			4-35
		門型			4-35
	3-8-10 橋脚架設工	I型・T型			4-35
		門型			4-35
	3-8-11 現場継手工				4-35
	3-8-12 現場塗装工			第3編 2-3-31 現場塗装工	4-6
第9節 護岸基礎工	3-9-3 基礎工		第3編 2-4-3 基礎工 (護岸)	4-6	
	3-9-4 矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	4-3	
第10節 矢板護岸工	3-10-3 笠コンクリート工		第3編 2-4-3 基礎工 (護岸)	4-6	
	3-10-4 矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	4-3	
第11節 法覆護岸工	3-11-2 コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	4-7	
	3-11-3 護岸付属物工		第6編 1-7-4 護岸付属物工	4-25	
	3-11-4 緑化ブロック工		第3編 2-5-4 緑化ブロック工	4-7	
	3-11-5 環境護岸ブロック工			第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	4-7
					4-7

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁	
第11節 法覆護岸工	3-11-6 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	4-7	
	3-11-7 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	4-13	
	3-11-8 多自然型護岸工	巨石張り		第3編2-3-26 多自然型護岸工	4-5
		巨石積み		第3編2-3-26 多自然型護岸工	4-5
		かごマット		第3編2-3-26 多自然型護岸工	4-5
3-11-9 吹付工		第3編2-14-3 吹付工	4-13		
第11節 法覆護岸工	3-11-10 植生工		第3編2-14-2 植生工	4-12	
	3-11-11 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	4-1	
	3-11-12 羽口工	じゃかご		第3編2-3-27 羽口工	4-5
		ふとんかご		第3編2-3-27 羽口工	4-5
		かご枠		第3編2-3-27 羽口工	4-5
連節ブロック張り			第3編2-5-3-2 連節ブロック張り	4-7	
第12節 擁壁護岸工	3-12-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	4-13	
	3-12-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	4-13	
<b>第4章 鋼橋上部</b>					
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第3編2-12-3 桁製作工	4-10	
	4-3-4 検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	4-11	
	4-3-5 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	4-11	
	4-3-6 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	4-11	
	4-3-7 鋼製排水管製作工		第3編2-12-10 鋼製排水管製作工	4-12	
	4-3-8 橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	4-11	
	4-3-9 橋梁用高欄製作工			4-35	
第3節 工場製作工	4-3-10 横断歩道橋製作工		第3編2-12-3 桁製作工	4-10	
	4-3-11 铸造費		第3編2-12-1 铸造費	4-9	
	4-3-12 アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工	4-11	
	4-3-13 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	4-12	
第5節 鋼橋架設工	4-5-4 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	4-12	
	4-5-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルクレーン架設)	4-12	
	4-5-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルエレクション架設)	4-12	
	4-5-7 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	4-12	
	4-5-8 架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(送出し架設)	4-12	
	4-5-9 架設工(トラバークレーン架設)		第3編2-13 架設工(トラバークレーン架設)	4-12	
	4-5-10 支承工			4-35	
第6節 橋梁現場塗装工	4-6-3 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	4-6	
第7節 床版工	4-7-2 床版工		第3編2-18-2 床版工	4-14	
第8節 橋梁付属物工	4-8-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	4-4	
	4-8-3 落橋防止措置工			4-36	
	4-8-5 地覆工			4-36	
	4-8-6 橋梁用防護柵工			4-36	
	4-8-7 橋梁用高欄工			4-36	
	4-8-8 検査路工			4-36	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
第9節 歩道橋本體工	4-9-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	4-6
	4-9-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	4-6
	4-9-5 橋脚フーチング工	I型	第10編3-8-9 橋脚フーチング工	4-35
	4-9-5 橋脚フーチング工	T型	第10編3-8-9 橋脚フーチング工	4-35
	4-9-6 歩道橋(側道橋)架設工		第3編2-13 橋梁架設工	4-12
	4-9-7 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	4-6
<b>第5章 コンクリート橋上部</b>				
第3節 工場製作工	5-3-2 プレベーム用桁製作工		第3編2-12-9 プレベーム用桁製作工	4-11
	5-3-3 橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	4-11
	5-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	4-11
	5-3-5 検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	4-11
	5-3-6 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	4-12
	5-3-7 鋳造費		第3編2-12-1 鋳造費	4-9
第5節 PC橋工	5-5-2 プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	4-3
		スラブ橋	第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	4-3
	5-5-3 ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	4-3
	5-5-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-14 プレキャストセグメント製作工(購入工)	4-4
	5-5-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	4-4
	5-5-6 支承工		第10編4-5-10 支承工	4-36
	5-5-7 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	4-12
	5-5-8 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	4-12
	5-5-9 床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	4-14
	5-5-10 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	4-36
第6節 プレベーム桁橋工	5-6-2 プレベーム桁製作工(現場)			4-36
	5-6-3 支承工		第10編4-5-10 支承工	4-35
	5-6-4 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	4-12
	5-6-5 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	4-12
	5-6-6 床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	4-14
	5-6-9 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	4-36
第7節 PCホロースラブ橋工	5-7-2 架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	4-12
	5-7-3 支承工		第10編4-5-10 支承工	4-35
	5-7-4 PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	4-4
	5-7-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	4-36
第8節 RCホロースラブ橋工	5-8-2 架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	4-12
	5-8-3 支承工		第10編4-5-10 支承工	4-35
	5-8-4 RC場所打ホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	4-4
	5-8-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	4-36
第9節 PC版桁橋工	5-9-2 PC版桁製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	4-4
第10節 PC箱桁橋工	5-10-2 架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	4-12
	5-10-3 支承工		第10編4-5-10 支承工	4-35
	5-10-4 PC箱桁製作工		第3編2-3-16 PC箱桁製作工	4-4
	5-10-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	4-36

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁	
第11節 PC片持箱桁橋工	5-11-2 PC片持箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	4-4	
	5-11-3 支承工		第10編4-5-10支承工	4-35, 36	
	5-11-4 架設工 (片持架設)		第3編2-13 架設工 (コンクリート橋)	4-12	
第12節 PC押し箱桁橋工	5-12-2 PC押し箱桁製作工		第3編2-3-16PC押し箱桁製作工	4-4	
	5-12-3 架設工 (押し架設)		第3編2-13 架設工 (コンクリート橋)	4-12	
第13節 橋梁付属物工	5-13-2 伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	4-14	
	5-13-4 地覆工		第10編4-8-5地覆工	4-36	
	5-13-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	4-36	
	5-13-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	4-36	
	5-13-7 検査路工		第10編4-8-8検査路工	4-36	
<b>第6章 トンネル (NATM)</b>					
第4節 支保工	6-4-3 吹付工			4-36	
	6-4-4 ロックボルト工			4-36	
第5節 覆工	6-5-3 覆工コンクリート工			4-36	
	6-5-4 側壁コンクリート工		第10編6-5-3覆工コンクリート工	4-36	
	6-5-5 床版コンクリート工			4-36	
第6節 インバート工	6-6-4 インバート本体工			4-37	
第7節 坑内付帯工	6-7-5 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	4-5	
第8節 坑門工	6-8-4 坑門本体工			4-37	
	6-8-5 明り巻工			4-37	
<b>第11章 共同溝</b>					
第3節 工場製作工	11-3-3 工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	4-12	
第6節 現場打構築工	11-6-2 現場打躯体工			4-37	
	11-6-4 カラー継手工			4-37	
	11-6-5 防水工	防水			4-37
		防水保護工			4-37
11-6-5 防水工	防水壁			4-37	
第7節 プレキャスト構築工	11-7-2 プレキャスト躯体工			4-37	
<b>第12章 電線共同溝</b>					
第5節 電線共同溝工	12-5-2 管路工 (管路部)			4-37	
	12-5-3 プレキャストボックス工 (特殊部)			4-37	
	12-5-4 現場打ちボックス工 (特殊部)		第10編11-6-2現場打躯体工	4-37	
第6節 付帯設備工	12-6-2 ハンドホール工			4-37	
<b>第13章 情報ボックス工</b>					
第3節 情報ボックス工	13-3-3 管路工 (管路部)		第10編12-5-2管路工 (管路部)	4-37	
第4節 付帯設備工	13-4-2 ハンドホール工		第10編12-6-2ハンドホール工	4-37	
<b>第14章 道路維持</b>					
第4節 舗装工	14-4-3 路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	4-19	
	14-4-4 舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	4-19	
	14-4-5 切削オーバーレイ工			4-38	
	14-4-6 オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	4-20	
	14-4-7 路上再生工			4-37	
	14-4-8 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	4-19	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
第5節 排水構造物工	14-5-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	4-5
	14-5-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工	4-5
	14-5-5 集水枡・マンホール工		第3編2-3-30集水枡工	4-5
	14-5-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	4-5
	14-5-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	4-5
	14-5-8 排水工		第3編2-3-29側溝工	4-5
第6節 防護柵工	14-6-3 路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	4-3
	14-6-4 防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	4-3
	14-6-5 ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	4-3
	14-6-6 車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	4-3
第7節 標識工	14-7-3 小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	4-3
	14-7-4 大型標識工		第10編2-9-4大型標識工	4-3
第8節 道路付属施設工	14-8-4 道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	4-3
	14-8-5 ケーブル配管工		第10編2-12-5ケーブル配管工	4-34
	14-8-6 照明工		第10編2-12-6照明工	4-34
第9節 軽量盛土工	14-9-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	4-1
第10節 擁壁工	14-10-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	4-13
	14-10-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	4-13
第11節 石・ブロック積(張)工	14-11-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	4-7
	14-11-4 石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	4-7
第12節 カルバート工	14-12-4 場所打函渠工		第10編1-9-6場所打函渠工	4-33
	14-12-5 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	4-5
第13節 法面工	14-13-2 植生工		第3編2-14-2植生工	4-12
	14-13-3 法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	4-13
	14-13-4 法枠工		第3編2-14-4法枠工	4-13
	14-13-6 アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	4-13
	14-13-7 かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	4-5
	ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	4-5	
第15節 橋梁付属物工	14-15-2 伸縮継手工		第3編2-3-24伸縮装置工	4-4
	14-15-4 地覆工		第10編4-8-5地覆工	4-36
	14-15-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	4-36
	14-15-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	4-36
	14-15-7 検査路工		第10編4-8-8検査路工	4-36
第17節 現場塗装工	14-17-6 コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	4-3
第16章 道路修繕				
第3節 工場製作工	16-3-4 桁補強材製作工			4-37
	16-3-5 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	4-11
第5節 舗装工	16-5-3 路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	4-19
	16-5-4 舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	4-19
	16-5-5 切削オーバーレイ工		第10編14-4-5切削オーバーレイ工	4-38
	16-5-6 オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	4-20
	16-5-7 路上再生工		第10編14-4-7路上再生工	4-37
	16-5-8 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	4-19
第6節 排水構造物工	16-6-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	4-5
	16-6-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工	4-5
	16-6-5 集水枡・マンホール工		第3編2-3-30集水枡工	4-5
	16-6-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	4-5
	16-6-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	4-5
	16-6-8 排水工		第3編2-3-29側溝工	4-5

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
第7節 縁石工	17-7-3 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	4-3
第8節 防護柵工	16-8-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	4-3
	16-8-4 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	4-3
	16-8-5 ボックスビーム工		第3編2-3-8 路側防護柵工	4-3
	16-8-6 車止めポスト工		第3編2-3-7 防止柵工	4-3
第9節 標識工	16-9-3 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	4-3
	16-9-4 大型標識工		第10編2-9-4 大型標識工	4-33
第10節 区画線工	16-10-2 区画線工		第3編2-3-9 区画線工	4-3
第12節 道路付属施設工	16-12-4 道路付属物工		第3編2-3-10 道路付属物工	4-3
	16-12-5 ケーブル配管工		第10編2-12-5 ケーブル配管工	4-34
	16-12-6 照明工		第10編2-12-6 照明工	4-34
第13節 軽量盛土工	16-13-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	4-1
第14節 擁壁工	16-14-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	4-1
	16-14-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	4-13
第15節 石・ブロック積(張)工	16-15-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	4-7
	16-15-4 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	4-7
第16節 カルバート工	16-16-4 場所打函渠工		第10編1-9-6 場所打函渠工	4-33
	16-16-5 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	4-5
第17節 法面工	16-17-2 植生工		第3編2-14-2 植生工	4-12
	16-17-3 法面吹付工		第3編2-14-3 吹付工	4-13
	16-17-4 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	4-13
	16-17-6 アンカー工		第3編2-14-6 アンカー工	4-13
	16-17-7 かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	4-5
ふとんかご		第3編2-3-27羽口工	4-5	
第18節 落石雪害防止工	18-18-4 落石防止網工		第10編1-11-4 落石防止網工	4-33
	18-18-5 落石防護柵工		第10編1-11-5 落石防護柵工	4-33
	18-18-6 防雪柵工		第10編1-11-6 防雪柵工	4-33
	18-18-7 雪崩予防柵工		第10編1-11-7 雪崩予防柵工	4-33
第20節 鋼桁工	16-20-3 鋼桁補強工		第10編16-3-4 桁補強材製作工	4-37
第21節 橋梁支承工	16-21-3 鋼橋支承工		第10編4-5-10 支承工	4-35, 36
	16-21-4 PC橋支承工		第10編4-5-10 支承工	4-35, 36
第22節 橋梁付属物工	16-22-3 伸縮継手工		第3編2-3-24 伸縮装置工	4-4
	16-22-4 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	4-36
	16-22-6 地覆工		第10編4-8-5 地覆工	4-36
	16-22-7 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工	4-36
	16-22-8 橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	4-36
	16-22-9 検査路工		第10編4-8-8 検査路工	4-36
第25節 現場塗装工	16-25-3 橋梁塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	4-6
	16-25-6 コンクリート面塗装工		第3編2-3-11 コンクリート面塗装工	4-3

【第11編 農業農村整備編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
<b>第2章 ほ場整備工事</b>				
第3節 整地工	2-3-1 整地工	表土扱い		4-39
		基盤造成		4-39
		表土整地		4-39
		畦畔復旧		4-39
	2-3-4 暗渠排水工	吸水渠		4-39
		集水渠（支線）		4-39
導水渠（本線）			4-39	
第7節 道路工	2-7-1 1 砂利舗装工	道路工（砂利道）		4-39
<b>第3章 農用地造成工事</b>				
第5節 畑面工	3-5-1 畑面工	耕起深耕		4-39
		テラス（階段畑）		4-39
		土壌改良		4-39
		改良山成		4-39
第6節 道路工	3-6 道路工	耕作道		4-39
<b>第5章 水路トンネル工事</b>				
第5節 トンネル工	5-5-1 トンネル掘削工	支保工		4-39
		コンクリート覆工		4-39
<b>第6章 水路工事</b>				
第6節 開渠工	6-6-2 現場打ち開渠工	現場打開水路		4-39
		鉄筋コンクリート大型フリューム		4-40
			鉄筋コンクリートL型水路	
第7節 暗渠工	6-7-2 現場打ち暗渠工	現場打サイホン		4-40
		現場打暗渠		4-40
	6-7-3 プレキャスト暗渠工	ボックスカルバート水路		4-40
<b>第8章 管水路工事</b>				
第5節 管体基礎工	8-5-1 砂基礎工	砂砂利等		4-40
第6節 管体工	8-6 管水路	遠心力鉄筋コンクリート管		4-40
		ダクタイル鋳鉄管		4-40
		強化プラスチック複合管		4-40
		硬質塩化ビニル管		4-41
		鋼管		4-41
		管敷設		4-41
		V型開先（両面溶接）		4-41

【第11編 農業農村整備編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
第6節 管体工	8-6 管水路	V型開先テープ付き直管（両面溶接）		4-41
		V型開先（片面溶接）		4-41
		V型開先（片面裏当溶接）		4-41
		X型開先（両面溶接）		4-41
		X型開先テープ付き直管（両面溶接）		4-41
		周継手溶接		4-41
		周継手溶接テープ付き直管		4-42
		すみ肉溶接		4-42
		放射線透過試験		4-42
		素地調整		4-42
		エポキシ樹脂塗装		4-43
		ジョイントコート		4-43
		たわみ率		4-43
		シールド工事（一次覆工）		4-43
		シールド工事（二次覆工）		4-43
<b>第9章 畑かん施設工事</b>				
第2節 末端工	9-2-2 散水支管設置工	スプリンクラー		4-44
<b>第18章 ため池改修工事</b>				
第3節 堤体工	18-3 堤体工	堤体工		4-44
第5節 洪水吐工	18-5-1 洪水吐工	洪水吐工		4-44
第6節 取水施設工	18-6 取水施設工	樋管工		4-44
		同上付帯構造物		4-44
<b>参考資料</b>				
管水路（コンクリート二次製品）のジョイント間隔				4-45
管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔				4-46
管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔				4-47
放射線透過試験による点検の項目と判断基準				4-48
塗覆装の方式及びその厚さ				4-49
管水路ジョイント間隔測定結果一覧表				4-50

【第12編 森林土木編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
<b>第12編 森林土木編</b>				
<b>第2章 林道工事</b>				
第3節 道路土工	2-3 道路土工	中心線		4-51
		横断線		4-51
		路盤工		4-51
		コンクリート路面工		4-51
第4節 排水施設工	2-4-2 洗越工	現場打擁壁工	第3編 2-15-1 場所打擁壁工	4-13
		コンクリートブロック工	第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	4-7
		石積(張)工	第3編 2-5-5 石積(張)工	4-7
	2-4-3 呑口工及び吐口工	現場打擁壁工	第3編 2-15-1 場所打擁壁工	4-13
		コンクリートブロック工	第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	4-7
		石積(張)工	第3編 2-5-5 石積(張)工	4-7
		ふとんかご、かご枠	第3編 2-3-27 羽口工	4-5
	2-4-4 流木除け工及び土砂止め工	ふとんかご、かご枠	第3編 2-3-27 羽口工	4-5
	2-4-5 流末工			4-51
	2-4-6 側溝工	素堀、植生工		4-51
第5節 木製土留・擁壁工	2-5-4 木製土留・擁壁工			-
第6節 土のう積工				-
第7節 植生工			第3編 2-14-2 植生工	4-12
			第3編 2-14-3 吹付工	4-13

【第12編 森林土木編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
<b>第3章 溪間工事</b>				
第1節 コンクリートダム工	3-1 コンクリートダム本体工	コンクリートダム本体工		4-52
		コンクリート副ダム工		4-52
		護岸工・水制工	各種の工法により、該当する規格、基準を適用する。	-
	1 側壁工	側壁工		4-52
	3-1 水叩工・底張り工 (底版及び基礎工)			4-52
	3-1 鋼製ダム工			-
第3節 木製ダム工			第12編 4 木製構造物（建築物を除く）	-
第4節 緑化工	2-4-1 一般事項		第12編 4-8 柵工	4-52
			第12編 4-9-5 筋工	4-52
			第3編 2-1 4-2 植生工	4-12
<b>第4章 山腹工事</b>				
第3節 法切工	4-3-2 法切工			-
	4-3-3 階段切付工			-
第4節 土留工	4-4-1 土留工	石積（張）工	第3編 2-5 石積（張）工	4-7
		コンクリートブロック工	第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	4-7
		現場打擁壁工	第3編 2-15 擁壁工	4-13
	4-4-2 丸太積土留工			-
	4-4-3 土のう積土留工			-
第5節 埋設工	4-5-2 土留工	石積（張）工	第3編 2-5-5 石積（張）工	4-7
		現場打擁壁工	第3編 2-15-1 場所打擁壁工	4-13
	4-5-3 柵工		第12編 4-8-2 柵工	4-52
第6節 暗渠工	4-6-2 礫暗渠工		第3編 2-3-29 側溝工（暗渠工）	4-5
	4-6-3 鉄線籠暗渠工		第3編 2-3-27 羽口工（じゃかご）	4-5
	4-6-4 その他二次製品を用いた暗渠工		第3編 2-3-29 側溝工（暗渠工）	4-5
	4-6-5 ボーリング暗渠工		第8編 3-7 地下水排除工	4-31
第7節 水路工	4-7-2 張芝水路工			4-52
	4-7-3 練張及び空張水路工		第12編 4-7-2 張芝水路工	4-52
	4-7-4 鋼製及びコンクリート二次製品水路工		第12編 4-7-2 張芝水路工	4-52
	4-7-5 丸太柵及び網柵水路工		第12編 4-8-2 柵工	4-52
	4-7-6 土のう等緑化二次製品水路工		第12編 4-7-2 張芝水路工	4-52
第8節 柵工	4-8-2 編柵工			4-52
	4-8-3 木柵及び丸太柵工		第12編 4-8-2 柵工	4-52
	4-8-4 コンクリート板柵工		第12編 4-8-2 柵工	4-52
	4-8-5 鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工		第12編 4-8-2 柵工	4-52
第9節 筋工	4-9-2 石筋工		第12編 4-8-2 柵工	4-52
	4-9-3 萱筋工		第12編 4-9-5 その他二次製品を用いた筋工	4-52
	4-9-4 丸太筋工		第12編 4-8-2 柵工	4-52
	4-9-5 その他二次製品を用いた筋工			4-52
第10節 伏工・実播工	4-10-2 航空実播工		第3編 2-1 4-2 植生工	4-12
第11節 吹付工			第3編 2-14-3 吹付工	4-13
第12節 法枠工			第3編 2-14-4 法枠工	4-13

【第12編 森林土木編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
第13節 植栽工			第12編第5章森林整備工事	4-53
第14節 落石防止工	4-14-2 鋼製落石防止壁工			4-52
	4-14-2 落石防護柵工			4-52
	4-14-3 落石防止網工			4-52
第15節 地すべり防止工			第3編2-14法面工	4-12
			第8編3斜面对策	4-31
<b>第5章 森林整備工事</b>				
第2節 植栽工	5-2-4 地拵え工			4-53
	5-2-5 植え付け工			4-53
	5-2-6 施肥工		第12編5-2植栽工	4-53
	5-2-7 支保(支柱工)工		第12編5-2植栽工	4-53
	5-2-8 補植工		第12編5-2植栽工	4-53
	5-2-9 追肥工		第12編5-2植栽工	4-53
第3節 風倒木整理工				4-53
第4節 保育	5-4-1 下刈り工			4-53
	5-4-2 つる切り工			4-53
	5-4-3 本数調整伐工、受光伐工、除伐工			4-53
	5-4-4 枝落とし工			4-53
	5-4-5 追肥工			—
	5-4-6 雪起こし工(倒木起こし)			4-53
	5-4-7 病虫獣害防除工			4-53
	5-4-8 除草剤散布工			4-53
第5節 簡易治山施設工			第12編4章山腹工事	—
第6節 作業歩道整備工	5-6-1 作業歩道作設工		作業道補修含む	4-53
	5-6-2 作業歩道補修工		第12編5-6-1 作業歩道作設工	4-53
<b>第6章 海岸防災林造成(森林造成)工</b>				
第2節 森林造成工	6-2-1 盛土工		第1編2-3-3 盛土工	4-1
			第3編2-14-2 植生工	4-12
	6-2-2 覆砂工(伏工、砂草植栽)		第3編2-14-2 植生工	4-12
	6-2-3 実播工		第3編2-14-2 植生工	4-12
第2節 森林造成工	6-2-4 防風工			4-53
	6-2-5 排水工		第12編2-4-6 側溝工	4-51
	6-2-6 静砂工(静砂垣)		第12編6-2-4 防風工	4-53
	6-2-7 植栽工		第12編5-2-5 植付け工	4-53
<b>第7章 保安林管理道工事</b>				
第1節 適用	7-1-1 開設工		第12編2林道工事	—
	7-1-1 舗装工		第3編2-6 アスファルト舗装工	4-15
<b>参考資料</b>				
森林整備工事における標準地の取扱いについて				4-54

【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
<b>第5章 一般施工</b>				
第3節 共通の工種	5-3-2 共通事項	ポンプ浚渫		4-55
		グラブ浚渫		4-55
		硬土盤浚渫		4-55
		砕岩浚渫		4-55
		バックホウ浚渫		4-55
	5-3-6 圧密・排水工	サンドドレーン		4-55
		敷砂		4-55
		敷砂均し		4-55
		載荷土砂		4-55
		ペーパードレン		4-55
	5-3-7 締固工	サンドコンパクションパイル		4-55
		敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	4-55
		敷砂均し	第13編 5-3-6 圧密・排水工	4-55
	5-3-8 固化工	深層混合処理杭		4-55
		敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	4-55
敷砂均し		第13編 3-3-6 圧密・排水工	4-55	
5-3-9 洗掘防止工			4-55	
第3節 共通の工種	5-3-10 中詰工			4-55
	5-3-11 蓋コンクリート工			4-55
	5-3-13 鋼矢板工			4-55
	5-3-14 控工	腹起		4-55
		タイ材		4-55
	5-3-15 鋼杭工			4-56
	5-3-16 コンクリート杭			4-56
5-3-17 防食工			4-56	
第5節 海上地盤改良工	5-5-2 床堀工			
		ポンプ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	4-55
		グラブ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	4-55
		硬土盤浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	4-55
		砕岩浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	4-55
	バックホウ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	4-55	
	5-5-6 置換工			4-55
	5-5-7 圧密・排水工		第13編 5-3-6 圧密・排水工	4-55
5-5-8 締固工		第13編 5-3-7 締固工	4-55	
5-5-9 固化工		第13編 5-3-8 固化工	4-55	
第6節 基礎工	5-6-3 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	4-55
	5-6-4 基礎捨石工			4-56
	5-6-6 基礎ブロック工	基礎ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	4-58
基礎ブロック据付			4-56	
第7節 本体工(ケーソン式)	5-7-2 ケーソン製作工			4-56
	5-7-3 ケーソン進水据付工			4-56
	5-7-4 中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	4-55
	5-7-5 蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート工	4-55
第8節 本体工(ブロック式)	5-8-2 本体ブロック製作工			4-57
	5-8-3 本体ブロック据付工			4-57
	5-8-4 中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	4-55
	5-8-5 蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート工	4-55

【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	準用する検査基準	頁
第10節 本土工(捨石・捨ブロック式)	5-10-2 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	4-55
	5-10-3 本体捨石工		第13編 5-6-4 基礎捨石工	4-56
	5-10-4 捨ブロック工	捨ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	4-58
捨ブロック据付		第13編 5-6-6 基礎ブロック工	4-56	
第11節 本土工(鋼矢板式)	5-11-2 鋼矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工	4-55
	5-11-3 控工		第13編 5-3-14 控工	4-55
第12節 本土工(コンクリート矢板式)	5-12-2 コンクリート矢板工			4-57
	5-12-3 控工		第13編 5-3-14 控工	4-55
第13節 本土工(鋼杭式)	5-13-2 鋼杭工		第13編 5-3-15 鋼杭工	4-56
第14節 本土工(コンクリート杭式)	5-14-2 コンクリート杭工		第13編 5-3-16 コンクリート杭工	4-56
第15節 被覆・根固工	5-15-2 被覆石工			4-57
	5-15-4 被覆ブロック工	被覆ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	4-58
		被覆ブロック据付		4-57
	5-15-5 根固ブロック工	根固ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	4-58
根固ブロック据付		第13編 5-15-4 被覆ブロック工	4-57	
第16節 上部工	5-16-2 上部コンクリート工			4-57
	5-16-3 上部ブロック工	上部ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	4-58
		上部ブロック据付		4-57
第17節 付属工	5-17-2 係船柱工			4-58
	5-17-3 防舷材工			4-58
	5-17-4 車止・縁金物工			4-58
	5-17-5 防食工		第13編 5-3-17 防食工	4-56
第18節 消波工	5-18-2 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	4-55
	5-18-3 消波ブロック工	消波ブロック製作		4-58
		消波ブロック据付		4-58
第19節 裏込・裏埋工	5-19-2 裏込工			4-58
	5-19-4 裏埋工			4-58
第20節 維持補修工	5-20-3 防食工		第13編 5-3-17 防食工	4-56
第21節 仮設工	5-21-2 仮設鋼矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工 5-3-15 鋼杭工	4-55, 56
	5-21-3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工 5-3-15 鋼杭工	4-55, 56
第25節 魚礁工	5-24-2 単体魚礁製作工			4-59
	5-24-4 魚礁沈設工			4-59
第25節 魚礁工	5-24-3 組立魚礁組立工	コンクリート部材組立		4-59
		鋼製部材組立		4-59
		科学系 (FRP等) 部材組立		4-59
		現場鋼材溶接		4-59
		被覆溶接 (水中) スタッド溶接 (水中)		4-59
		現場鋼材切断 (陸上現場切断)		4-59
		現場鋼材切断		4-59
第26節 着定基質工	5-25-2 着定基質製作工			4-59
	5-25-3 着定基質組立工		5-24-3 組立魚礁組立工	4-59
	5-25-4 着定基質設置工			4-60
	5-25-5 石材投入工			4-60

# 第 1 編 共通編

編 号	章 節	条 目	枝 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考	
							割 合	最 少 箇 所 数		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2 1	掘削工	基準高	▽ ±50	全項目共 1/200m	全項目共 3	管理資料により判定	
					幅	-100				
					法長 ℓ	ℓ<5m				-200
					ℓ≥5m	法長-4%				
			延長	L	-200					
			2 2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1工事につき1断面			
					平場	標高較差	±50	±150		
			2 3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1工事につき1断面			
					平場	標高較差	±50	+300以下		
			3 1	盛土工	基準高	▽ -50	全項目共 1/200m	全項目共 3	管理資料により判定	
					法長 ℓ	ℓ<5m				-100
					ℓ≥5m	法長-2%				
					幅	W <sub>1</sub> W <sub>2</sub>				-100
			延長	L	-200					
			3 2	盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1工事につき1断面			
					天端	標高較差	-50	-150		
4割<勾配	標高較差	-50			-170					
法面 4割≤勾配 (小段含む)	標高較差	-60			-170					
※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さXをX割と表したものを。										
4 4	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法)	基準高	▽ -50	随 時	随 時	管理資料により確認				
		厚 さ	t				-50			
		控 え 長 さ	設計値以上							
		鉛 直 度	△ ±0.03h かつ±300以内							
5	法面整形工(盛土部)	厚 さ	t	※ -30	随 時	随 時	管理資料により確認 ※土羽打がある場合に適用			
6	堤防天端工	厚 さ	t	t<15cm	-25	随 時	随 時	管理資料により確認		
		t	t≥15cm	-50						
		幅	W	-100						
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2 1	掘削工	基準高	▽ ±50	全項目共 1/200m	全項目共 3	管理資料により判定	
					法長 ℓ	ℓ<5m				-200
					ℓ≥5m	法長-4%				
					幅	w				-100
			延長	L	-200					
			2 2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1工事につき1断面			
					平場	標高較差	±50	±150		
					法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160		
			法面 (軟岩I) (小段含む)	水平または 標高較差	±80	±330				
			3 4	路体盛土工 路床盛土工	基準高	▽ ±50	全項目共 1/200m	全項目共 3	管理資料により判定	
					法長 ℓ	ℓ<5m				-100
					ℓ≥5m	法長-2%				
					幅	W <sub>1</sub> W <sub>2</sub>				-100
			延長	L	-200					

編 号	章 節	条 号	枝 番	工 種	検 査 項 目		規 格 値		検 査 箇 所		備 考
									割 合	最 少 箇 所 数	
1 共通編	2 土工	4 4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1工事につき1断面		管理資料により確認 ※土羽打がある場合に適用
					天端	標高較差	±50	±150			
					法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190			
		5	法面整形工(盛土部)	厚 さ	t	※ -30	随 時	随 時			
		3 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	組立て	平 均 間 隔	d	± φ	随 時	随 時	
か ぶ り	t					設計かぶり±φ かつ 最小かぶり 以上					

# 第3編 土木工事共通編

編 号	章 節	条 目	枝 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考						
							割 合	最 少 箇 所 数							
3	2	3	4	矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	随 時	随 時	実測不能の場合は 管理資料により判定						
					根 入 長	設計値以上									
					変 位 $\emptyset$	100									
					延 長 L	-200									
								縁石工 (縁石、アスカーブ)	延 長 L	-200	随 時	1	管理資料により確認		
								小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認		
				基	幅 w(D)	-30									
					高 さ h	-30									
				礎	根入れ長	設計値以上									
								防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基	幅 w	-30	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認	
				礎	高 さ h	-30									
					パイプ 取付高 H	+30 -20									
								路側防護柵工 (ガードレール)	基	幅 w	-30	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認	
				礎	高 さ h	-30									
					ビーム 取付高 H	+30 -20									
								路側防護柵工 (ガードケーブル)	基	幅 w	-30	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認	
				礎	高 さ h	-30									
						延長 L	-100								
					ケーブル 取付高 H	+30 -20									
								区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認		
				幅 W	設計値以上										
				道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	$\pm 30$	随 時	1	管理資料により確認						
				コンクリート面塗装工	塗 装 使 用 量	鋼道路橋防食便覧 II-82「表-II.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上	随 時	随 時	管理資料により確認						
					12	1				プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁 長 L ( m )	$\pm L/1000$	随 時	随 時	管理資料により確認
											断 面 の 外 形 寸 法	$\pm 5$			
											橋 桁 の そ り $\delta_1$	$\pm 8$			
				横 方 向 の 曲 が り $\delta_2$			$\pm 10$								
				12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁 長 L ( m )	$\pm 10 \cdots L \leq 10m$ $\pm L/1000 \cdots$ $L > 10m$	随 時	随 時	管理資料により確認				
							断 面 の 外 形 寸 法	$\pm 5$							
							橋 桁 の そ り $\delta_1$	$\pm 8$							
							横 方 向 の 曲 が り $\delta_2$	$\pm 10$							
				13	1	ポストテンション桁製作工	幅 ( 上 ) $w_1$	+10 -5	随 時	随 時	管理資料により確認				
							幅 ( 下 ) $w_2$	$\pm 5$							
							高 さ h	+10 -5							
							桁 支 間 長 $\emptyset$	$\emptyset < 15 \cdots \pm 10$ $\emptyset \geq 15 \cdots \pm (\emptyset - 5)$ かつ -30mm以内							
							横 方 向 最 大 タ ワ ミ	$0.8 \emptyset$							

編 章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考		
							割 合	最 少 箇 所 数			
3	2	3	13	2	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	桁 長 $\ell$	—	随 時	随 時	管理資料により確認	
						断面の外形寸法(mm)	—				
				14	プレキャストセグメント主桁 組立工	桁 間 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内	随 時	随 時	管理資料により確認	
						横 方 向 最 大 タ ワ ミ	$0.8 \ell$				
						基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$				
				15	PCホロースラブ製作工	幅 $w_1 \cdot w_2$	-5 ~ +30	随 時	随 時	管理資料により確認	
						厚 さ t	-10 ~ +20				
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内				
						基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$				
				16	1	PC箱桁製作工	幅 (上) $w_1$	-5 ~ +30	随 時	随 時	管理資料により確認
							幅 (下) $w_2$	-5 ~ +30			
							内 空 幅 $w_3$	$\pm 5$			
							高 さ $h_1$	+10 -5			
							内 空 高 さ $h_2$	+10 -5			
							桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			
							基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$			
				16	2	PC押し出し箱桁製作工	幅 (上) $w_1$	-5 ~ +30	随 時	随 時	管理資料により確認
							幅 (下) $w_2$	-5 ~ +30			
							内 空 幅 $w_3$	$\pm 5$			
							高 さ $h_1$	+10 -5			
							内 空 高 さ $h_2$	+10 -5			
							桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			
							基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$			
				17	根固めブロック工	積 層	規 準 高 $\nabla$	$\pm 100$	随 時	全 項 目 共 2	管理資料により確認
厚 さ t	-20										
幅 $W_1 \ W_2$	-20										
延 長 $L_1 \ L_2$	-200										
乱 積	規 準 高 $\nabla$	$\pm t/2$									
	延 長 $L_1 \ L_2$	$-t/2$									
18	沈床工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 150$	随 時	全 項 目 共 2	管理資料により確認					
		幅 W	$\pm 300$								
		堤 長 L	-200								
19	捨石工	基 準 高 $\nabla$	-100	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認					
		幅 W	-100								
		堤 長 L	-200								
22	階段工	幅 W	-30	随 時	随 時	管理資料により確認					
		高 さ h	-30								
		長 さ L	-30								
		段 数	$\pm 0$ 段								
24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	$\pm 3$	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認				
			表 面 の 凹 凸	3							
			仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2							

編 号	章 節	条 目	枝 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考			
							割 合	最 少 箇 所 数				
3	2	3	24	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高 さ	据 付 け 高 さ	±3	随 時	全 項 目 共 1	管 理 資 料 に よ り 確 認		
						橋 軸 方 向 各 点 誤 差 の 相 対 差	3					
					表 面 の 凹 凸	3						
					歯 型 板 面 の 歯 咬 み 合 い 部 の 高 低 差	2						
					歯 咬 み 合 い 部 の 縦 方 向 間 隔 W1	±2						
					歯 咬 み 合 い 部 の 横 方 向 間 隔 W2	±5						
					仕 上 げ 高 さ	舗 装 面 に 対 し 0~-2						
				伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表 面 の 凹 凸	3	随 時	全 項 目 共 1	管 理 資 料 に よ り 確 認			
					仕 上 げ 高 さ	舗 装 面 に 対 し 0~+3						
				26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基 準 高 $\nabla$	±500	全 項 目 共 1/200m	全 項 目 共 3	管 理 資 料 に よ り 確 認	
							法 長 $\ell$	-200				
							延 長 L	-200				
				26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 $\ell$	-100	随 時	随 時	管 理 資 料 に よ り 確 認	
							厚 さ t	-0.2 t				
							延 長 L	-200				
				27	1	羽口工 (ジャかご)	法 長 $\ell$	$\ell < 3m$	-50	随 時	随 時	管 理 資 料 に よ り 確 認
								$\ell \geq 3m$	-100			
							厚 さ t	-50				
				27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h	-100	随 時	全 項 目 共 1	管 理 資 料 に よ り 確 認	
							延 長 L1・L2	-200				
				28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 $\nabla$	±30	随 時	随 時	管 理 資 料 に よ り 確 認	
							※ 幅 W	-50				
							※ 高 さ h	-30				
							延 長 L	-200				
29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 $\nabla$	±30	随 時	随 時	管 理 資 料 に よ り 確 認					
			延 長 L	-200								
29	2	側溝工 (現場打水路工)	基 準 高 $\nabla$	±30	全 項 目 共 1/200m	全 項 目 共 3	管 理 資 料 に よ り 確 認					
			厚 さ t1 ~ t5	-20								
			幅 W	-30								
			高 さ h1 h2	-30								
			延 長 L	-200								
29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 $\nabla$	±30	随 時	随 時	管 理 資 料 に よ り 確 認					
			幅 W1 W2	-50								
			深 さ h	-30								
			延 長 L	-200								
30		集水柵工	基 準 高 $\nabla$	±30	随 時	随 時	管 理 資 料 に よ り 確 認					
			※ 厚 さ t1 ~ t5	-20								
			※ 幅 W1 W2	-30								
			※ 高 さ h1 h2	-30								

編 号	章 節	条 目	枝 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考											
							割 合	最 少 箇 所 数												
3	土木工事共通編	2	3	1	31	現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	1ロット当たり測定数は12点以上 (1ロットは200m <sup>2</sup> ~500m <sup>2</sup> )	管理資料により確認										
						4	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割栗石基礎工) (均しコンクリート)			幅 W	設計値以上	随 時	随 時	実測不能の場合は 管理資料により判定					
											厚 さ t <sub>1</sub> 、t <sub>2</sub>	-30								
											延 長 L	各種構造物の 規格値による								
								3			1	基礎工(護岸) (現場打)				基 準 高 ▽	±30	随 時	随 時	管理資料により確認 B試験随時
																幅 W	-30			
																高 さ h	-30			
																延 長 L	-200			
						3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)			基 準 高 ▽	±30	随 時	随 時	管理資料により確認					
											延 長 L	-200								
						4	1	既製杭工 (コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)			基 準 高 ▽	±50	随 時	随 時	実測不能の場合は 管理資料により判定					
											根 入 長	設計値以上								
											偏 心 量 d	D/4以内かつ 100以内								
											傾 斜	1/100以内								
						4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)			基 準 高 ▽	±50	随 時	随 時	実測不能の場合は 管理資料により判定					
											根 入 長	設計値以上								
											偏 心 量 d	D/4以内かつ 100以内								
											傾 斜	1/100以内								
											杭 径 D	設計値以上								
						5		場所打杭工			基 準 高 ▽	±50	随 時	随 時	実測不能の場合は 管理資料により判定					
根 入 長	設計値以上																			
偏 心 量 d	100以内																			
傾 斜	1/100以内																			
杭 径 D	設計径 (公称径)-30以上																			
6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	随 時	随 時	実測不能の場合は 管理資料により判定  ※ライナープレートの場合 は、その内径、補強リ ングを必要とする場合 は、補強リングの内径と し、モルタルライニングの 場合は、モルタル等の土留 め構造の内径にて測 定。													
			根 入 長	設計値以上																
			偏 心 量 d	150以内																
			傾 斜	1/50以内																
			基 礎 径 D	設計径 (公称径)以上※																
			7					オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	各打設ロットごと	管理資料により確認								
ケーソンの長さ ℓ	-50																			
ケーソンの幅 w	-50																			
ケーソンの高さ h	-100																			
ケーソンの壁厚 t	-20																			
偏 心 量 d	300 以内																			

編 章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考				
							割 合	最 少 箇 所 数					
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8	ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高	▽ ±100	各打設ロットごと		管理資料により確認				
					ケーソンの長さ	ℓ				-50			
					ケーソンの幅	w				-50			
					ケーソンの高さ	h				-100			
					ケーソンの壁厚	t				-20			
					偏 心 量	d				300 以内			
	9	鋼管矢板基礎工	基 準 高	▽ ±100	随 時	随 時	管理資料により確認						
			根 入 長	設計値以上									
			偏 心 量	d				300 以内					
	5 石・ブロック積張工	3 1	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高	▽ ※±50	各項目共 1/200m	3	※舗装に接する場合の基準高は±30とする。				
					法長 ℓ	ℓ<3m				-50	3		
						ℓ≥3m				-100	3		
					厚さ(ブロック積張)	t <sub>1</sub>				-50	1		
					厚 さ ( 裏 込 )	t <sub>2</sub>				-50	1		
					延 長	L				-200			
					3 2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)				基 準 高	▽ ±50	随 時	全 項 目 共 2
		法 長	ℓ	-100									
		延 長	L <sub>1</sub> ・L <sub>2</sub>	-200									
3 3		コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高	▽ ±50	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認						
			法 長	ℓ				-100					
			延 長	L				-200					
4	緑化ブロック工	基 準 高	▽ ※±50	各項目共 m 1/200	3	※舗装に接する場合の基準高は±30とする。							
		法長 ℓ	ℓ<3m				-50	3					
			ℓ≥3m				-100	3					
		厚 さ ( ブ ロ ッ ク )	t <sub>1</sub>				-50	1					
		厚 さ ( 裏 込 )	t <sub>2</sub>				-50	1					
		延 長	L				-200						
5	石積(張)工	基 準 高	▽ ※±50	各項目共 m 1/200	3	※舗装に接する場合の基準高は±30とする。							
		法長 ℓ	ℓ<3m				-50	3					
			ℓ≥3m				-100	3					
		厚 さ ( 石 積 ・ 張 )	t <sub>1</sub>				-50	1					
		厚 さ ( 裏 込 )	t <sub>2</sub>				-50	1					
		延 長	L				-200	3					
6 一般舗装工	6 4	橋面防水工(シート系 床版防水層)	シートの重ね幅	-20 ~ +50	随 時	随 時	管理資料により確認						
			7 2	路床安定処理工				基 準 高	▽ ±50	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認	
								施 工 厚 さ	t				-50
								幅	W				-100
	3	置換工	基 準 高	▽ ±50	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認						
			置 換 厚 さ	t				-50					
			幅	W				-100					
			延 長	L				-200					

編 章 節 条 枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考		
				割 合	最 少 箇 所 数			
3 土木工事共通編	2 一般施工 7 地盤改良工	4 1 表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高	▽	特記仕様書に 明示	随 時	随 時	管理資料により確認
			法 長	ℓ	-500			
			天 端 幅	W	-300			
			天 端 延 長	L	-500			
		2 表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高	▽	特記仕様書に 明示	随 時	随 時	管理資料により確認
			法 長	ℓ	-500			
			天 端 幅	W	-300			
			天 端 延 長	L	-500			
	5 パイルネット工	基準高	▽	±50	随 時	随 時	管理資料により確認 (打込記録) (施工管理試験)	
		厚 さ	t	-50				
		幅	W	-100				
		延 長	L	-200				
	6 サンドマット工	厚 さ	t	-50	随 時	随 時	管理資料により確認	
		幅	W	-100				
		延 長	L	-200				
	7 パーチカドレーン工 (サンドドレーン工)	位 置 ・ 間 隔	w	±100	随 時	随 時	管理資料により確認 (打込記録) (施工管理試験)	
		杭 径	D	設計値以上				
		打 込 長 さ	h	設計値以上				
	8 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂 投入量		-				
	9 1 固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高	▽	-50	随 時	随 時	管理資料により確認 (打込記録) (施工管理試験) L=01-02 01は改良体先端深度 02は改良体天端深度	
		位 置 ・ 間 隔	w	D/4以内				
		杭 径	D	設計値以上				
		深 度	L	設計値以上				
	2 固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた 出来形管理要領(固結工 (スラリー攪拌工)編)(案)」に よる管理の場合	基準高	▽	0以上	随 時	随 時	管理資料により確認 (打込記録) (施工管理試験) L=01-02 01は改良体先端深度 02は改良体天端深度	
		位 置		D/8以内				
		杭 径	D	設計値以上				
	改良 長	L	設計値以上					
	3 固結工 (中層混合処理)	基準高	▽	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認	
		施 工 厚 さ	t	設計値以上				
		幅	w	設計値以上				
延 長		L	設計値以上					
10 仮設工	5 1 土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高	▽	±100	随 時	随 時	管理資料により確認	
		根 入 長		設計値以上				
	2 土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ	ℓ	設計深さ以上	随 時	随 時	管理資料により確認	
		配 置 誤 差	d	100				
	3 土留・仮締切工 (連接ブロック張り工)	法 長	ℓ	-100	随 時	随 時	管理資料により確認	
		延 長	L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	-200				
	4 土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高	▽	-50	随 時	随 時	管理資料により確認	
		天 端 幅	W	-100				
		法 長	ℓ	-100				
	5 土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高	▽	-50	随 時	随 時	管理資料により確認	



編 号	章 節	条 目	枝 番	工 種	検 査 項 目		規 格 値	検 査 箇 所		備 考			
								割 合	最 少 箇 所 数				
3	2	12	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅	w.L.D ≤ 500	0 ~ +5	随時	全項目共1	管理資料により確認		
							500 < w.L.D ≤ 1500mm	0 ~ +1%					
							1500 < w.L.D	0 ~ +15					
						厚さ	t ≤ 20mm	±0.5					
							20 < t ≤ 160	±2.5%					
							160 < t	±4					
					相対誤差	W,L,D ≤ 1000mm	1						
						1000mm < W,L,D	(W,L,D)/1000						
					1	3	仮設材製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	随 時	全項目共1	管理資料により確認
						1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	±2…h ≤ 0.5 ±3… 0.5 < h ≤ 1.0 ±4… 1.0 < h ≤ 2.0	随 時	全項目共1	管理資料により確認
								外周長L (m)	±(10+L/10)				
						3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部	フランジ幅w(m) 腹板高 h(m) 腹板間隔b'(m)	±2… w ≤ 0.5 ±3… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)… 2.0 < w	随 時	全項目共1
			材	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h/250								
			精	箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150								
			度	フランジの直角度 δ (mm)	w/200								
				部材長 ℓ (m)	鋼桁 ±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10 トラス、アーチなど ±2…ℓ ≤ 10 ±3…ℓ > 10								
				圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000								
		3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	随 時	全項目共1	管理資料により確認			
				主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4…B ≤ 2 ±(3+B/2) …B > 2								
				主構の組立高さh (m)	±5…h ≤ 5 ±(2.5+h/2) …h > 5								
				主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5… L ≤ 100 25… L > 100								
				主桁、主構のそり δ (mm)	-5 ~ +5… L ≤ 20 -5 ~ +10… 20 < L ≤ 40 -5 ~ +15… 40 < L ≤ 80 -5 ~ +25… 80 < L ≤ 200								
				主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10								
				度	主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000							
					現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	±5 なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例:設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0~8mm)							

編 号	章 節	条 目	枝 番	工 種	検 査 項 目		規 格 値	検 査 箇 所		備 考				
								割 合	最 少 箇 所 数					
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	2 桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材	フランジ幅w(m) 腹板高 h(m) 腹板間隔b'(m)	±2… w≤0.5 ±3… 0.5<w≤1.0 ±4… 1.0<w≤2.0 ±(3+w/2)… 2.0<w	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認				
							精 度				鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h/250		
											箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150		
							度				フランジの直角度 δ (mm)	w/200		
					材 質	鋼桁	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10							
					3	3	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工) (仮組立時)	部 材 の 水 平 度	10	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認
										堤 長 L	±30			
										堤 長 ℓ	±10			
										堤 幅 W	±30			
										堤 幅 w	±10			
高 さ H	±10													
ベースプレートの高さ	±10													
本 体 の 傾 き	±H/500													
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	4	検査路製作工	部 材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認				
				鋼製伸縮継手製作工	部 材	部材長ℓ (m)	0~+30	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認				
					仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ <sub>1</sub> (mm)	±4							
						フィンガーの食い違い δ <sub>2</sub> (mm)	±2							
				落橋防止装置製作工	部 材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認				
				橋梁用防護柵製作工	部 材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認				
				アンカーフレーム製作工	仮組立時	上 面 水 平 度 δ <sub>1</sub> (mm)	b/500	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認				
						鉛 直 度 δ <sub>2</sub> (mm)	h/500							
						高 さ h(mm)	±5							
				プレビーム用桁製作工	部 材	フランジ幅 w(m) 腹板高 h(m)	±2…w≤0.5 ±3… 0.5<w≤1.0 ±4… 1.0<w≤2.0 ±(3+w/2) …2.0<w	随 時	随 時	管理資料により確認				
フランジの直角度 δ (mm)	w/200													
部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10													
仮組立時	主桁のそり δ	-5~+5 …L≤20 -5~+10 …20<L≤40												

編 号	章 節	枝 番	工 種	検 査 項 目		規 格 値	検 査 箇 所		備 考						
							割 合	最 少 箇 所 数							
3 土木工事共通編	2 一般施工 共通	12	10	鋼製排水管製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認					
			11	工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	1ロットの大きさは、500m <sup>2</sup> とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m <sup>2</sup> に満たない場合は10m <sup>2</sup> ごとに1点とする。	管理資料により確認							
		13 橋梁仮設工			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全 長 $L_1$ (m)	$\pm(20+L_1/5)$	随 時	全 項 目 共 2	管理資料により確認					
						支 間 長 $L_2$ (m)	$\pm(20+L_2/5)$								
						通 り $\delta$ (mm)	$\pm(10+2L/5)$								
						そ り $\delta$ (mm)	$\pm(25+L/2)$								
						※ 主 桁、主 構 の 中 心 間 距 離 B(m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \cdots B > 2$								
						※ 主 桁 の 橋 端 に お け る 出 入 差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$								
						※ 主 桁、主 構 の 鉛 直 度 $\delta$ (mm)	$3+h/1,000$								
		※ 現 場 継 手 部 の す き 間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	$\pm 5$ なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例:設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0~8mm)												
					架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)	全 長・支 間	—	随 時	随 時	管理資料により確認					
						桁 の 中 心 間 距 離	—								
						そ り	—								
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (植生散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 取 法 長 $\ell$	$\ell < 5m$	-200	随 時	随 時	管理資料により確認				
							$\ell \geq 5m$	法長の-4%							
						盛 土 法 長 $\ell$	$\ell < 5m$	-100							
							$\ell \geq 5m$	法長の-2%							
						延 長 $L$		-200							
				2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 $\ell$	$\ell < 5m$	-200	随 時	随 時	管理資料により確認			
								$\ell \geq 5m$	法長の-4%						
							厚 さ $t$	$t < 5m$	-10				1 / 1, 0 0 0 m <sup>2</sup>	3	管理資料により確認
								$t \geq 5m$	-20						
								ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。							
延 長 $L$		-200	随 時	随 時											

編 章	節 条	枝 番	工 種	検 査 項 目		規 格 値	検 査 箇 所		備 考		
							割 合	最 少 箇 所 数			
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	3 吹付工(仮設含む) (コンクリート) (モルタル) ※(簡易法砕工)	法長 $\ell$	$\ell < 3m$	-50	随 時	随 時	管理資料により確認		
					$\ell \geq 3m$	-100					
				厚さ $t$	$t < 5cm$	-10				1 / 1,000㎡	3
					$t \geq 5cm$	-20					
					ただし、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の50%以上と し、平均厚は設計厚以上。						
				延 長	L	-200				随 時	随 意
				※ 高 さ	h	-30				随 時 (簡易法砕工)	随 意
	※ 枠 中 心 間 隔		±100								
	4	1	1 法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長 $\ell$	$\ell < 10m$	-100	随 時	随 時	管理資料により確認		
					$\ell \geq 10m$	-200					
				幅	w	-30					
				高 さ	h	-30					
				枠 中 心 間 隔	a	±100					
				延 長 ( 枠 長 )	L	-200					
		4	2 法砕工 (プレキャスト法砕工)	法長 $\ell$	$\ell < 10m$	-100	随 時	随 時	管理資料により確認		
$\ell \geq 10m$					-200						
延 長 ( 枠 長 )				L	-200						
6	アンカー工	削 孔 深 さ	$\ell$	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認				
		配 置 誤 差	d	100							
		せ ん 孔 方 向	$\theta$	±2.5度							
15 擁壁工	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高	$\nabla$	±50	全項目共 1 / 200m	全 項 目 共 3	管理資料により確認 A試験必要に応じて 行う B試験随時 ※ 舗装に接する場 合 は±30とする			
			厚 さ	t	-20						
			裏 込 厚 さ		-50						
			幅	$W_1 W_2$	-30						
			高 さ h	$h < 3m$	-50						
				$h \geq 3m$	-100						
			延 長	L	-200						
	2	プレキャスト擁壁工	基 準 高	$\nabla$	±50	随 時	随 時	管理資料により確認			
			延 長	L	-200						
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3 補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強 土壁工法)	基 準 高	$\nabla$	±50	随 時	随 時	管理資料により確認		
				高 さ h	$h < 3m$	-50					
					$h \geq 3m$	-100					
				鉛 直 度	$\Delta$	±0.03hかつ ±300以内					
				控 え 長 さ ( 補 強 材 の 設 計 長 )		設計値以上					
				延 長	L	-200					
	4	井桁ブロック工	基 準 高	$\nabla$	±50	随 時	随 時	管理資料により確認			
			法長 $\ell$	$\ell < 3m$	-50						
				$\ell \geq 3m$	-100						
			厚 さ	$t_1 t_2 t_3$	-50						
			延 長	$L_1 L_2$	-200						

編 号	章 節	条 番	枝 番	工 種	検 査 項 目		規 格 値		検 査 箇 所		備 考						
									割 合	最 少 箇 所 数							
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	16 浚 渫 工	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽ 電気船	200ps	-800～+200	随 時	随 時	管理資料により確認						
							500ps	-1000～+200									
							1000ps	-1200～+200									
							デイ ー ゼ ル 船	250ps				-800～+200					
								420ps 600ps				-1000～+200					
								1350ps				-1200～+200					
							幅	-200									
							延 長	-200									
							3	2				浚渫船運転工 (クラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	+200以下	随 時	随 時	管理資料により確認
													幅	-200			
延 長	-200																
3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1 工事につき 1 断面		管理資料により確認										
			標高較差	0以下				+400 以下									
18 床 版 工	2	床版工	基準高▽	±20	随 時	全項目共 2	管理資料により確認										
			幅 w	0～+30													
			厚 さ t	-10～+20													
			鉄筋のかぶり	設計値以上													
			鉄筋の有効高さ	±10													
			鉄筋間隔	±20													
			上記、鉄筋の有効 高さがマイナスの 場合	±10													
鉄筋のかぶり																	

※中規模工事：1層当たりの施工面積が1,000㎡以上。

小規模工事：施工面積が1,000㎡未満。

編 号	章	節	条	枝番	工 種	検査項目	規 格 値				検 査 箇 所		備 考
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )		割 合	最 少 箇 所 数	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	6	1	7	1 アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	各項目共 1 / 200m	全項目共 3	管理資料により確認 ※偏心量:幅管理において道路中心線から左、右を管理する場合は不要
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
						中心線 偏 心 量	±100						
						延 長 L	-200						
					2 アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -50	+50 -15	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認	
						厚 さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 -50	+50 -15			
					3 アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	各項目共 1 / 200m	全項目共 3	管理資料により確認 ※偏心量:幅管理において道路中心線から左、右を管理する場合は不要
						幅	-50	-50	—	—			
						中心線 偏 心 量	±100						
						延 長 L	-200						
					4 アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認	
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
					5 アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理	厚 さ	-25	-30	-8	-10	各項目共 1 / 200m	全項目共 3	管理資料により確認
						幅	-50	-50	—	—			
					6 アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認	
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			
					7 アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	各項目共 1 / 200m	全項目共 3	管理資料により確認
						幅	-50	-50	—	—			
					8 アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認	
厚 さ	-9	-12	-3	-4									
9 アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	各項目共 1 / 200m	全項目共 3	管理資料により確認 ※偏心量:幅管理において道路中心線から左、右を管理する場合は不要					
	幅	-25	-25	—	—								
10 アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認						
	厚 さ	-7	-9	-2	-3								
11 アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	各項目共 1 / 200m	全項目共 3	管理資料により確認 ※偏心量:幅管理において道路中心線から左、右を管理する場合は不要					
	幅	-25	-25	—	—								
	平 坦 性	—		3mプロファイルメーター (φ)2.4mm以下長読式 (足付き) (φ)1.75mm以下		各車線の中央で行う							
	中心線 偏 心 量	±100				各項目共 1 / 200m							
	延 長 L	±200											
12 アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認						
	平 坦 性	—		3mプロファイルメーター (φ)2.4mm以下長読式 (足付き) (φ)1.75mm以下									
8	1 半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	各項目共 1 / 200m	全項目共 3	管理資料により確認				
		厚 さ	-45	-45	-15	-15							
		幅	-50	-50	—	—							
	2 半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認					
厚 さ あるいは 標高較差		±90	±90	+40 -15	+50 -15								
3 半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	各項目共 1 / 200m	全項目共 3	管理資料により確認					
	幅	-50	-50	—	—								
4 半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚 さ あるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認						

※中規模工事：1層当たりの施工面積が1,000㎡以上。

小規模工事：施工面積が1,000㎡未満。

編 号	章	節	条	枝 番	工 種	検査項目	規 格 値				検 査 箇 所		備 考	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )		割 合	最 少 箇 所 数		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木	一般	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	各項目共 1/200m	全項目共 3	管理資料により確認
						幅	-50	-50	-	-				
					6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1工事につき1断面		管理資料により確認
						7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	各項目共 1/200m	
					幅	-50	-50	-	-					
					8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1工事につき1断面		管理資料により確認
						9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	各項目共 1/200m	
					幅	-25	-25	-	-					
					10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1工事につき1断面		管理資料により確認
						11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	各項目共 1/200m	
					幅			-25	-25	-	-			
平坦性	-	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下長読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	各車線の中央で行う										
12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1工事につき1断面		管理資料により確認					
		平坦性	-	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下長読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	1工事につき1断面								
9	排水	1	8	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	各項目共 1/200m	全項目共 3	管理資料により確認	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15				
						幅	-50	-50	-	-				
				2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1工事につき1断面		管理資料により確認	
						厚さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15				
				3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	各項目共 1/200m	全項目共 3	管理資料により確認	
						幅	-50	-50	-	-				
				4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1工事につき1断面		管理資料により確認	
						5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10		各項目共 1/200m
				幅	-50			-50	-	-				
				6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1工事につき1断面		管理資料により確認	
7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15			-20	-5	-7	各項目共 1/200m	全項目共 3	管理資料により確認			
		幅	-50	-50	-	-								
8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1工事につき1断面		管理資料により確認					
		9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4		各項目共 1/200m	全項目共 3	管理資料により確認		
幅	-25			-25	-	-								
10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	1工事につき1断面		管理資料により確認					
		11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3		各項目共 1/200m	全項目共 3	管理資料により確認		
幅	-25			-25	-	-								
平坦性	-		-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下長読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	各車線の中央で行う									

※中規模工事：1層当たりの施工面積が1,000㎡以上。

小規模工事：施工面積が1,000㎡未満。

編 号	章 節	条 目	枝 番	工 種	検査項目	規 格 値				検 査 箇 所		備 考		
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均		割 合	最 少 箇 所 数			
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認		
					平坦性	-		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下長読式 (足付き) (σ)1.75mm以下						
				10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		-	-	各項目共 1 / 200m	全項目共 3	管理資料により確認
							厚 さ	t < 15cm	-30	-10	-			
							t ≥ 15cm	-45	-15	-				
				幅	-100		-	-	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認				
				2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高	t < 15cm	+90			+50	-10		
						t ≥ 15cm	±90	+50			-15			
				厚 さ	t < 15cm	+90	+50	-10	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認				
				t ≥ 15cm	±90	+50	-15							
				3	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-9		-3		各項目共 1 / 200m	全項目共 3	管理資料により確認	
						幅	-25		-					
				4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-20		-3		1 工事につき 1 断面		管理資料により確認	
						厚 さ	-15	-20	-5	-7	各項目共 1 / 200m	全項目共 3		管理資料により確認
				11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	-			-	
							厚 さ	-36	-45	-5	-7	1 工事につき 1 断面		管理資料により確認
				3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	各項目共 1 / 200m	全項目共 3	管理資料により確認	
						幅	-25	-25	-	-				1 工事につき 1 断面
				4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1 工事につき 1 断面		管理資料により確認	
						5	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3		各項目共 1 / 200m
幅	-25	-25	-	-	各車線の中央で行う									
6	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-17	-20		-2	-3	1 工事につき 1 断面		管理資料により確認				
		平坦性	-		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下長読式 (足付き) (σ)1.75mm以下									
12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	各項目共 1 / 200m	全項目共 3	管理資料により確認 ※偏心量:幅管理において道路中心線から左、右を管理する場合は不要					
			厚 さ	-45		-15								
			幅	-50		-								
			中心線 偏心量	±100										
			延長 L	±200										
12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高	±90	±90	+40	+50	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認					
			厚 さ	±90	±90	+40	+50							
3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		各項目共 1 / 200m	全項目共 3	管理資料により確認 ※偏心量:幅管理において道路中心線から左、右を管理する場合は不要					
		幅	-50		-									
		中心線 偏心量	±100											
		延長 L	±200											

※中規模工事：1層当たりの施工面積が1,000㎡以上。

小規模工事：施工面積が1,000㎡未満。

編 号	章	節	条	枝 番	工 種	検査項目	規 格 値				検 査 箇 所		備 考	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )		割 合	最 少 箇 所 数		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木	一般	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-55	-66	-8	1 工事につき 1 断面		管理資料により確認	
						5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定 処理工)	厚  さ	-25	-30	-8	各項目共 1 / 2 0 0 m	全 項 目 共 3	管理資料により確認
							幅	-50		-				
						6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定 処理工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-55	-66	-8	1 工事につき 1 断面		管理資料により確認
							7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚  さ	-9	-12	-3	各項目共 1 / 2 0 0 m	全 項 目 共 3
						幅		-25		-				
						8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-20	-27	-3	1 工事につき 1 断面		管理資料により確認
							9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚  さ	-10	-3.5	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認 ※偏心量:幅管理において 道路中心線から左、右を 管理する場合は不要
						幅			-25	-				
						平坦性			-	コンクリートの硬化後 3mプロフィールメーターにより 機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下	各車線の中央で行う			
						目地段差			±2		随 時			
						中心線 偏心量			±100		各項目共 1 / 2 0 0 m			
						延長 L			±200					
						10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-22	-3.5	1 工事につき 1 断面		管理資料により確認	
								平坦性	-	コンクリートの硬化後 3mプロフィールメーターにより 機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
								目地段差	±2					
						11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	-	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認
								厚  さ	-45	-15				
幅	-50		-											
12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1 工事につき 1 断面		管理資料により確認					
		厚さ あるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15								
13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚  さ	-25	-30	-8	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認						
		幅	-50		-									
14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-55	-66	-8	1 工事につき 1 断面		管理資料により確認						
		15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定 処理工	厚  さ	-25	-30	-8	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認				
幅	-50			-										
16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定 処理工 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-55	-66	-8	1 工事につき 1 断面		管理資料により確認						
		17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚  さ	-9	-12	-3	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認				
幅	-25			-										
18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-20	-27	-3	1 工事につき 1 断面		管理資料により確認						

※中規模工事：1層当たりの施工面積が1,000㎡以上。

小規模工事：施工面積が1,000㎡未満。

編 号	章 節	条	枝 番	工 種	検査項目	規 格 値				検 査 箇 所		備 考
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均		割 合	最 少 箇 所 数	
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認	
						幅	-35	-				
						平 坦 性	-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(φ)2.4mm以下。	各車線の中央で行う			
						目地段差	±2		随 時			
				20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-32	-4.5	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認		
						平 坦 性	-	コンクリートの硬化後 3mプロフィールメーターにより (φ)2.4mm以下				
						目地段差	±2					
				13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	各項目共 1/200m	全 項 目 共 3	管理資料により確認
							厚 さ	-45	-15			
							幅	-50	-			
					2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	各項目共 1/200m	全 項 目 共 3	管理資料により確認
							幅	-50	-			
					3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	各項目共 1/200m	全 項 目 共 3	管理資料により確認
							幅	-50	-			
					4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	各項目共 1/200m	全 項 目 共 3	管理資料により確認
							幅	-50	-			
					5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	各項目共 1/200m	全 項 目 共 3	管理資料により確認
				幅			-25	-				
				14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	各項目共 1/200m	全 項 目 共 3	管理資料により確認
							厚 さ	-45	-15			
幅	-50	-										
2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25		-30	各項目共 1/200m	全 項 目 共 3	管理資料により確認				
		幅	-50		-							
3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25		-30	各項目共 1/200m	全 項 目 共 3	管理資料により確認				
		幅	-50		-							
4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15		-20	各項目共 1/200m	全 項 目 共 3	管理資料により確認				
		幅	-50		-							
5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9		-12	各項目共 1/200m	全 項 目 共 3	管理資料により確認				
		幅	-25	-								

編 号	章 節	条	枝 番	工 種	検査項目	規 格 値		検 査 箇 所		備 考	
						個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X <sub>10</sub> )	割 合	最 少 箇 所 数		
3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認
						幅 w	-25	-			
				2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さtのみ	厚さ t (標高較差)	-7 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認	
						幅 w	-25	-			
						16	舗装打換え工	幅 w			-50
				延長 L	-100						
				舗装工	舗装工	厚さ t	該当工種	随 時	全 項 目 共 3		
幅 w	-25										
延長 L	-100										
厚さ t	該当工種										

※中規模工事：1層当たりの施工面積が1,000㎡以上。

小規模工事：施工面積が1,000㎡未満。

編	章	節	条	枝番	工 種	検査項目	規 格 値				検 査 箇 所		備 考
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )		割 合	最 少 箇 所 数	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9		随 時	全項目共3	管理資料により確認		
						幅 w	-25						
						延長 L	-100						
						平 坦 性	—	3mプロフルメーター (φ)2.4mm以下 長読式(足付き) (φ)1.75mm以下					
							2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さ あるいは 標高較差	-20	-3		1 工事につき 1 断面
			平 坦 性	—	3mプロフルメーター (φ)2.4mm以下 長読式(足付き) (φ)1.75mm以下								

# 第4編 港湾編

(特)：図面及び特記仕様書

編	章	節	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考																
							割 合	最 少 箇 所 数																	
4	3	3	2	共通的施工	浚渫	測深	計画水深の場合 水深及び法面 +0 - 規定しない 暫定水深の場合 水面及び法面 +それぞれの 余堀厚の数値 - 規定しない	随	時	随	時	管理資料により確認													
													6	7	1 2 5	サンドドレーン サンドコンパクション ペーパードレーン	天 端 高	+ 規定しない - 0	随	時	随	時	管理資料により確認		
																								先 端 深 度	+ 0 - 規定しない
																								天 端 幅	+ 規定しない - 0
													6	2 3	敷砂	延 長	+ 規定しない - 0	随	時	随	時	管理資料により確認			
																							天 端 高	±300 (陸上部)	
																							天 端 幅	+ 規定しない - 0	
													6	4	載荷 載荷 (プレローディング)	延 長	+ 規定しない - 0	随	時	随	時	管理資料により確認			
																							天 端 高	±500 (陸上部)	
																							天 端 幅	+ 規定しない - 0	
													8	1	深層混合処理杭	位 置	トランシット及び光波 測距儀により測定する 場合は(特)による。	随	時	随	時	管理資料により確認			
																							鉛 直 度 接 合		
																							天 端 高	+ 規定しない - 0	
																							先 端 深 度	+ 0 - 規定しない	
																							固 化 材 吐 出 量		
													9		洗堀防止工	重 ね 幅	アスファルトマット 繊維系マット ゴムマット 500以上 合成樹脂系マット 300以上	随	時	随	時	管理資料により確認			
																							延 長	+ : 規定しない - : 100	
													10		中詰工	天 端 高 ( 砂、石 材 )	± 50(陸上) ±100(水中)	随	時	随	時	管理資料により確認			
																							天 端 高 (コンクリート、プレバッドコ ンクリート)	± 30(陸上) ±50(水中)	
													11		蓋コンクリート	天 端 高	± 30(陸上) ±50(水中)	随	時	随	時	管理資料により確認			
13		鋼矢板	矢 板 壁 延 長	+ 矢板1枚幅 - 0	随	時	随	時	管理資料により確認																
										矢板法線に対する出入	± 100														
										矢板法線に対する傾斜	10/1000以下														
										矢板法線方向の傾斜 ( 両 端 部 )	上下の差が矢板 1枚幅未満 10/1000以下														
										矢 板 天 端 高	± 100														
		鋼管矢板	矢 板 壁 延 長	+ 規定しない - 0	随	時	随	時	管理資料により確認																
										矢板法線に対する出入	± 100														
										矢板法線に対する傾斜	10/1000以下														
										矢板法線方向の傾斜 ( 両 端 部 )	上下の差が矢板 1枚幅未満 10/1000以下														
										矢 板 天 端 高	± 100														
14	4	腹起し	取 付 高 さ		随	時	随	時	管理資料により確認																
										継 手 位 置															
										ボ ル ト の 取 付															
										矢 板 と 腹 起 し と の 密 着 度															
14	5	タイ材 (タイロッド取付け)	取 付 高 及 び 水 平 度		随	時	随	時	管理資料により確認																
										矢板法線に対する取付 角度及び取付間隔															
										定 着 ナ ッ ト の 締 付	ねじ山が3つ山以 上突き出しているこ と。														
										タ ー ン バ ッ ク ル の ね じ 込 み 長 さ	定着ナットの高さ以 上														
										リ ン グ ジ ョ イ ン ト の コ ン ク リ ー ト へ の 埋 込 み															
										支 保 材 の 天 端 高 さ															

(特)：図面及び特記仕様書

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考				
								割 合	最 少 箇 所 数					
4	港	3	14	5	タイ材 (タイワイヤー取付け)	取 付 高 さ		随	時	随	時	管理資料により確認		
						矢板法線に対する取付 角度及び取付間隔								
						定着ナットの締付	ねじ山が3つ山以上 突き出していること							
						定着具端部栓の取付 トランペットシースの 取 付								
				15	16	杭打工 (栈橋ドルフィン脚柱) (鋼杭H形鋼) (コンクリート杭)	打 込 記 録		随	時	随	時	管理資料により確認	
							杭 天 端 高	± 50						
							杭 頭 中 心 位 置	100 以下						
				17	(防食) 電気防食	取 付 位 置		随	時	随	時	管理資料により確認		
						電 位 測 定	飽和かんこう電極 基準-770mV 海水塩化銀電極 基準-780mV 又は飽和硫酸銅電極 基準-850mV							
						(被覆防食) FRPモルタル	取 付 高 さ ( 被 覆 範 囲 )							
						(被覆防食) ペトロラタム	高 さ ( 被 覆 範 囲 )							
				5	海上地盤改良工	2	床掘	測 深	法部(外測) 2,000 法部(内測) 300	随	時	随	時	管理資料により確認
									底面 ± 300					
						6	置換(置換材均し)	延 長	+ 規定しない - 0	随	時	随	時	管理資料により確認
								天 端 高	± 500					
								天 端 幅	+ 規定しない - 0					
						6	基礎工	4	基礎 (基礎捨石工)	( 本 均 し ) 延 長 天 端 幅	+ 規定しない - 100	随	時	随
天 端 高	± 50													
( 荒 均 し ) 天 端 高	± 500 岸壁前面 + 0 - 200													
法 面	法部 (法面に直角) ± 500													
天 端 幅	+ 規定しない - 100													
延 長	+ 規定しない - 100													
6	基礎 (基礎ブロック)	異 形 ブ ロ ッ ク 据 付 面 の 高 さ	異形ブロック 据付面の高さ (層積) ± 300 据付面の高さ (乱積) ± 500	随	時	随	時	管理資料により確認						
		天 端 幅	+ 規定しない - 100											
7	本体工(ケーソン式)	2	ケーソン製作工	壁 厚	± 10	随	時	随	時	管理資料により確認				
				高 さ	+ 30 - 10									
				長 幅	+ 30 - 10									
				底 版 厚 さ	+ 30 - 10									
				フ ー チ ン グ 高 さ	+ 30 - 10									
				対 角 線	± 50									
				パ ラ ス ト	碎石・砂 ± 100 コンクリート ± 50									
7	ケーソン進水掘付工	3	ケーソン掘付 (岸壁)	( 2000 t 未 満 ) 目 地 間 隔	100 以下	随	時	随	時	管理資料により確認				
				( 2000 t 以 上 ) 目 地 間 隔	200 以下									
				( 2000 t 未 満 ) 法 線 の 出 入	± 100									
				( 2000 t 以 上 ) 法 線 の 出 入	± 150									
				天 端 高										
				延 長										

(特)：図面及び特記仕様書

編	章	節	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考	
							割 合	最 少 箇 所 数		
4	3	7	3	ケーソン据付 (防波堤)	(2000 t 未 満 ) 目 地 間 隔	200 以下	随	時	管理資料により確認	
					(2000 t 以 上 ) 目 地 間 隔	300 以下				
					(2000 t 未 満 ) 法 線 の 出 入	± 200				
					(2000 t 以 上 ) 法 線 の 出 入	± 300				
					天 端 高					
					延 長					
		8	2	本体工(ブロック式)	ブロック製作 (L型、セルラー、方塊直立 消波)	幅	+ 20 - 10	随	時	管理資料により確認
						高 さ	+ 20 - 10			
						長 さ	+ 20 - 10			
						壁 厚	± 10			
						対 角 線	± 30			
3	ブロック据付 (L型、セルラー、方塊直立 消波)	法線に対する出入り	± 50	随	時	管理資料により確認				
		隣接ブロックとの間隔	L型、セルラー 50 以下 直消、方塊 30 以下							
		天 端 高								
		延 長								
12	2	本体工(コンクリート矢板式)	コンクリート矢板	矢 板 壁 延 長	+ 矢板1枚幅 - 0	随	時	管理資料により確認		
				矢板法線に対する出入	±100					
				矢板法線に対する傾斜	2/100以下					
				矢板法線方向の傾斜 ( 両 端 部 )	上下の差が矢板 1枚幅未満 2/100以下					
				矢 板 天 端 高	± 50					
				矢板継手部の離脱						
15	2	被覆及び根固め (被覆石工)	延 長	+ 規定しない - 200	随	時	管理資料により確認			
			天 端 均 し	± 500 異形ブロック 擦付面(整積) ± 300 岸壁前面 + 0 - 200						
			天 端 幅	+ 規定しない - 200						
			法 部 均 し	(斜面に直角) ± 500						
	4	被覆及び根固め (被覆ブロック工)	異 形 ブ ロ ッ ク 据 付 面 の 高 さ ( 層 積 )	± 300	随	時	管理資料により確認			
			異 形 ブ ロ ッ ク 据 付 面 の 高 さ ( 乱 積 )	± 500						
			天 端 幅	+ 規定しない - 200						
16	2	3	防波堤上部工	(天端幅10m以下)		随	時	管理資料により確認		
				延 長	+ 規定しない - 0					
				天 端 幅	± 30					
				法 線 に 対 す る 出 入	± 50					
				天 端 高 さ	± 20					
				(天端幅10mを超える)						
				延 長	+ 規定しない - 0					
				天 端 幅	+ 50 - 30					
				法 線 に 対 す る 出 入	± 50					
				天 端 高 さ	+ 50 - 20					

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考
								割 合	最 少 箇 所 数	
4	3	16	上部工	2	岸壁	延 長	+ 規定しない - 0	随 時	随 時	管理資料により確認
						法線に対する出入	± 30			
						天 端 高 厚 天 端 幅	± 20			
						防 舷 材 ベ ッ ド				
						栈橋上部コンクリート	岸 壁 に 同 じ			
				2	係船柱 (直柱、曲柱)	天 端 高	± 20	随 時	随 時	管理資料により確認
						岸壁前面に対する出入				
						中 心 間 隔				
						基礎コンクリート幅 (直 柱 )				
						基礎コンクリート長さ (直 柱 )				
				基礎コンクリート高さ (直 柱 )						
				3	防舷材	取 付 高 さ		随 時	随 時	管理資料により確認
						中 心 間 隔				
				4	車止め	天 端 高		随 時	随 時	管理資料により確認
						岸壁前面に対する出入	± 30			
						取 付 間 隔				
塗 装										
警 戒 色 (シマ模様)										
18	消波工	3	1	異形ブロック製作	形 状 寸 法	+ 20 - 10	随 時	随 時	管理資料により確認	
					3	2				異形ブロック据付
		天 端 高 ( 層 積 )	+ 規定しない - 300							
天 端 高 ( 乱 積 )	+ 規定しない - ブロック高の1/3									
19	裏込・裏埋工	2	裏込め均し	天 端 高	± 200	随 時	随 時	管理資料により確認		
				天 端 幅	+ 規定しない - 100					
				法 面 ( 斜 面 に 直 角 に 測 定 )	± 200					
				延 長	+ 規定しない - 100					
		4	埋立 裏埋	区 域		随 時	随 時	管理資料により確認		
				地 盤 高	- 0					

# 第 6 編 河 川 編

編 章	節 条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考
						割 合	最 少 箇 所 数	
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4 護岸付属物工	幅 w	-30	随 時	随 時	管理資料により確認
				高さ h	-30			
	10 水制工	8 杭出し水制工	基準高 ▽	±50	随 時	全項目共 2	管理資料により確認	
			幅 w	±300				
			方向	±7°				
			延長 L	-200				
	13 光ケーブル配管工	3 配管工	埋設深 t	0~+50	随 時	随 時	管理資料により確認	
			延長 L	-200				
		4 ハンドホール工	基準高 ▽	±30	随 時	随 時	管理資料により確認	
			※厚さ t1~t5	-20				
	※幅 w1.w2		-30					
	3 種門・種管	5 種門・種管 本体内工	6 1 函渠工 (本体内工)	基準高 ▽	±30	随 時	随 時	管理資料により確認 *プレキャスト製品使用の場合は製品寸法を規格証明書で確認するものとし、「基準高」と「延長」を測定
				厚さ t1~t8	-20			
幅 w1.w2				-30				
内空幅 w3				-30				
内空高 h1				±30				
延長 L				-200				
6 2 函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)		基準高 ▽	±30	随 時	随 時	管理資料により確認		
		延長 L	-200					
7 8 翼壁工 水叩工		8 基準高 ▽	厚さ t	-20	随 時	随 時	管理資料により確認	
			幅 w	-30				
			高さ h	±30				
			延長 L	-50				
			7 8 床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ▽				±30
厚さ t	-20							
幅 w	-30							
高さ h	±30							
延長 L	-50							
5 堰	6 可動堰 本体内工	13 14 開門工 土砂吐工	基準高 ▽	±30	随 時	随 時	管理資料により確認	
			厚さ t	-20				
			幅 w	-30				
			高さ h	±30				
			延長 L	-50				
	7 9 10 固定堰 本体内工	8 9 10 堰本体内工 水叩工 土砂吐工	基準高 ▽	±30	随 時	随 時	管理資料により確認	
			厚さ t	-20				
			幅 w	-30				
			高さ h	±30				
			堰長 L	L<20m -50 L≥20m -100				

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考
								割 合	最 少 箇 所 数	
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基 準 高	▽ ±30	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認
						厚 さ t1.t2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h1.h2	-30			
						延 長 L	-200			
	9 管理橋下部工	2			管理橋橋台工	基 準 高	▽ ±20	随 時	随 時	管理資料により確認
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w 1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w 2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w 3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h 1	-50			
						胸壁の高さ h 2	-30			
						天 端 長 ℓ 1	-50			
						敷 長 ℓ 2	-50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
	支 点 長 及 び 中心線の変化	±50								
	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基 準 高	▽ ±30	随 時	随 時	管理資料により確認
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
高 さ h1.h2						±30				
延 長 L						-50				
7					燃料貯油槽工	基 準 高	▽ ±30	随 時	随 時	管理資料により確認
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
5 沈砂池工	7			コンクリート床版工	基 準 高	▽ ±30	随 時	随 時	管理資料により確認	
					厚 さ t	-20				
					幅 w	-30				
					高 さ h	±30				
					延 長 L	-50				
7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基 準 高	▽ ±30	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認	
					天 端 幅 w1 w3	-30				
					堤 幅 w 2	-30				
					堤 長 L1.L2	-100				
					水 通 し 幅 ℓ 1.ℓ 2	±50				
	8				水叩工	基 準 高	▽ ±30	随 時	2	管理資料により確認
						厚 さ t	-30		随 時	
						幅 w	-100		2	
						延 長 L	-100		2	
5 床固め工	6			側壁工	基 準 高	▽ ±30	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認	
					天 端 幅 w 1	-30				
					堤 幅 w	-30				
					長 さ L	-100				

# 第7編 河川海岸編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考				
								割 合	最 少 箇 所 数					
7	1	河川	堤防・護岸	護岸	5	場所打コンクリート工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	随 時	随 時	管理資料により確認			
							幅 w	-30						
							高 さ h	-30						
							延 長 L	-200						
					6	海岸コンクリートブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	随 時	随 時	管理資料により確認			
							ブ ロ ッ ク 厚 t	-20						
							ブ ロ ッ ク 縦 幅 $w_1$	-20						
							ブ ロ ッ ク 横 幅 $w_2$	-20						
							延 長 L	-200						
					6	護岸工	4	海岸コンクリートブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	各項目共 1/200m	全項目共 3	管理資料により確認	
									法 長 $\ell$	$\ell < 5m$				-100
										$\ell \geq 5m$				$\ell \times (-2\%)$
									厚 さ t	-50				
					延 長 L	-200								
					5	コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	各項目共 1/200m	全項目共 3	管理資料により確認			
							法 長 $\ell$	$\ell < 3m$				-50		
								$\ell \geq 3m$				-100		
							厚 さ t	$t < 100$				-20		
								$t \geq 100$				-30		
							裏 込 材 厚 $t'$	-50						
延 長 L	-200													
8	天端被覆工	2	コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	各項目共 1/200m	全項目共 3	管理資料により確認						
				幅 w	-50									
				厚 さ t	-10									
				基 礎 厚 $t'$	-45									
延 長 L	-200													
9	波返工	3	波返工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	各項目共 1/200m	全項目共 3	管理資料により確認						
				幅 $w_1, w_2$	-30									
				高 さ $h < 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-50									
				高 さ $h \geq 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-100									
				延 長 L	-200									
2	突堤・人工岬	4	4	捨石工	$\nabla$	本 均 し	$\pm 50$	随 時	随 時	管理資料により確認				
						表 面 均 し	$\pm 100$							
						基 準 高	異形ブロック据付面(乱積)の高さ				$\pm 500$			
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ				$\pm 300$			
						被 覆 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ				$\pm 500$			
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ				$\pm 300$			
						法 長 $\ell$	-100							
						天 端 幅 $w_1$	-100							
						天 端 延 長 $L_1$	-200							
						5	吸出し防止工				幅 w	-300	随 時	随 時
延 長 L	-500													



編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考	
								割 合	最 少 箇 所 数		
7	河川 海岸 編	2	5	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入 1, 2	±50	随 時	随 時	管理資料により確認
						隣接ブロックとの間隔 1', 2'	50以下				
		12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準 高 ▽	陸 上	±30	随 時	随 時	管理資料により確認	
						水 中	±50				
					厚 さ t	±30					
					幅 w	±30					
		長 さ L	±30								
		6	根固め工	2	捨石工	基準 高 ▽	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500	随 時	全項目共 1	管理資料により確認
							異形ブロック据付(乱積)以外の高さ	±300			
						法 長 $\phi$	-100				
						天 端 幅 w	-100				
						天 端 延 長 L	-200				
		3	根固めブロック工	3	基準 高 ▽	層 積	±300	各項目共 1/200m	全項目共 3	管理資料により確認	
						乱 積	±t/2				
						厚 さ t	-20				
幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	層 積					-20					
	乱 積					-t/2					
延 長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	層 積					-200					
	乱 積					-t/2					
7	消波工					3	基準 高 ▽				層 積
		乱 積	±t/2								
		厚 さ t	-20								
		幅 w <sub>1</sub> ・w <sub>2</sub>	-20								
延 長 L <sub>1</sub> ・L <sub>2</sub>	-200										
3	海城堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)	3	3	捨石工	本 均 し	±50	随 時	全項目共 1	管理資料により確認		
						基 準 高 ▽				荒 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ
					異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ						±300
					被 覆 均 し					異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500
										異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300
					法 長 $\phi$	-100					
					天 端 幅 w <sub>1</sub>	-100					
					天 端 延 長 L <sub>1</sub>	-200					

# 第 8 編 砂 防 編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考		
								割 合	最 少 箇 所 数			
8	1	3	4	4	鋼製堰堤仮設材製作工	部 材	部材長 $\ell \cdot (\text{m})$	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	随 時	全項目共 1	管理資料により確認	
					8	4	コンクリート堰堤本体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	随 時	全項目共 3	管理資料により確認
								天 端 部 幅 $w_1, w_3$	-30			
								水通しの幅 $\ell_1, \ell_2$	+100 -0			
								堤 長 $L_1, L_2$	-100			
					6	6	コンクリート側壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	随 時	全項目共 2	管理資料により確認
								幅 $w_1, w_2$	-30			
								長 さ $L$	-100			
					8	8	水叩工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	随 時	2	管理資料により確認
								幅 $w$	-100		2	
								厚 さ $t$	-30		随 時	
								延 長 $L$	-100		2	
9	5	1	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 $\nabla$	$\pm 50$	随 時	全項目共 3	管理資料により確認		
						長 さ $\ell_1, \ell_2$	$\pm 100$					
						幅 $w_1, w_3$	$\pm 50$					
						下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H_1$					
						袖 部	袖 高 $\nabla$				$\pm 50$	
							幅 $w_2$				$\pm 50$	
					5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 $L$	$\pm 50$	随 時	全項目共 3	管理資料により確認
								堤長 $\ell$	$\pm 10$			
								堤幅 $W$	$\pm 30$			
								堤幅 $w$	$\pm 10$			
								高さ $H$	$\pm 10$			
								高さ $h$	$\pm 10$			
6	2	鋼製側壁工	堤 高 $\nabla$	$\pm 50$	随 時	全項目共 2	管理資料により確認					
			長 さ $L$	$\pm 100$								
			幅 $w_1, w_2$	$\pm 50$								
			下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H$								
			高 さ h	$h < 3\text{m}$				-50				
				$h \geq 3\text{m}$				-100				
2	5	8	魚道工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	随 時	全項目共 1	管理資料により確認				
				幅 $w$	-30							
				高 さ $h_1, h_2$	-30							
				厚 さ $t_1, t_2$	-20							
				延 長 $L$	-200							

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考
								割 合	最 少 箇 所 数	
8	3	6	山腹水路工	4	山腹明暗渠工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	各項目共 1/200m	全項目共 3	管理資料により確認
						厚 さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						高 さ $h_1, h_2$	-30			
						深 さ $h_3$	-30			
						延 長 $L$	-200			
	7	地下水排除工	4	集排水ボーリング工	削 孔 深 さ $\phi$	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認	
					配 置 誤 差 $d$	100				
					せん孔方向 $\theta$	$\pm 2.5$ 度				
			5	集水井工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	随 時	随 時	管理資料により確認 偏心量は井頭及び底面の中心差	
					偏 心 量 $d$	150				
					長 さ $L$	-100				
			卷 立 て 幅 $w$	-50						
			卷 立 て 厚 さ $t$	-30						
9	抑止杭工	6	合成杭工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	随 時	随 時	管理資料により確認		
				偏 心 量 $d$	D/4以内 かつ100以内					

# 第9編 ダム編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考			
								割 合	最 少 箇 所 数				
9	1	4	1		コンクリートダム工 (本体)	天 端 高	▽ ±20	随	時	随	時	管理資料により確認	
						天 端 幅	±20						
						ジョイント間隔	±30						
						リフト高	±50						
						堤 幅	-30・+50						
						堤 長	-100						
					コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高	▽ ±20	随	時	随	時		管理資料により確認
						ジョイント間隔	±30						
						幅	±40						
					コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高	▽ ±20	随	時	随	時		管理資料により確認
						ジョイント間隔	±30						
						リフト高	±50						
						堤 幅	-30・+50						
						堤 長	±40						
					コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高	▽ ±30	随	時	随	時		管理資料により確認
						ジョイント間隔	±20						
						リフト高	±50						
						長 さ	±100						
						厚 さ	±20						
					2	4	5	5	コアの盛立	基 準 高	▽ 設計値以上		随
外 側 境 界 線	-0,+500												
フィルターの盛立	基 準 高	▽ -0	随	時					随	時	管理資料により確認		
	外 側 境 界 線	-0,+1000											
	盛 立 幅	-0,+1000											
7	ロックの盛立	基 準 高	▽ -100	随					時	随	時	管理資料により確認	
		外 側 境 界 線	-0,+2000										
フィルダム (洪水吐)	天 端 高	▽ ±20	随	時					随	時	管理資料により確認		
	ジョイント間隔	±30											
	厚 さ t	±20											
	幅 w	±40											
	リフト高さ	±20											
	長 さ L	±100											
3	基礎 グラウチング	ボーリング工	深 度 L	設計値以上	随	時	随	時	管理資料により確認				
			配 置 誤 差	100									

# 第10編 道路編



編 章	節 条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考			
						割 合	最 少 箇 所 数				
10 2 道路 編	2 舗装 12 道路付 属施設 工	5 1	ケーブル配管工	埋 設 深 度 t	0~+50	随 時	随 時	管理資料により確認			
				延 長 L	-200						
		5 2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 度 ▽	±30	随 時	随 時	管理資料により確認			
				※ 厚 さ t <sub>1</sub> ~t <sub>5</sub>	-20						
				※ 幅 w <sub>1</sub> ・w <sub>2</sub>	-30						
				※ 高 さ h <sub>1</sub> ・h <sub>2</sub>	-30						
		6	照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	随 時	随 時	管理資料により確認			
				高 さ h	-30						
		3 橋梁 下部	3 工場 製作 工	3	鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートとの鉛直度 δ (mm)	w/500	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認
						ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	±2			
孔の径d	0~5										
仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長L(m)					±5…L≤10m ±10… 10<L≤20m ±(10+ (L-20)/10) …20m<L					
						はりのキャンパー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000				
	柱の鉛直度 δ (mm)					10…H≤10 H…H>10					
6 橋台 工	8	橋台躯体工	基 準 高 度 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央部及び両端部で測定 その他は寸法表示箇所	管理資料により確認					
			厚 さ t	-20							
			天 端 幅 w <sub>1</sub> (橋 軸 方 向)	-10							
			天 端 幅 w <sub>2</sub> (橋 軸 方 向)	-10							
			敷 幅 w <sub>3</sub> (橋 軸 方 向)	-50							
			高 さ h <sub>1</sub>	-50							
			胸 壁 の 高 さ h <sub>2</sub>	-30							
			天 端 長 ℓ <sub>1</sub>	-50							
			敷 長 ℓ <sub>2</sub>	-50							
			胸 壁 間 距 離 ℓ	±30							
			支 間 長 及 び 中 心 線 の 変 位	±50							
			支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 規 格 値	計 画 高			+10~-20				
				平 面 位 置			±20				
ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下										
7 R C 橋 脚 工	9 1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 度 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央部及び両端部で測定 その他は寸法表示箇所	管理資料により確認					
			厚 さ t	-20							
			天 端 幅 w <sub>1</sub> (橋 軸 方 向)	-20							
			敷 幅 w <sub>2</sub> (橋 軸 方 向)	-50							
			高 さ h	-50							
			天 端 長 ℓ <sub>1</sub>	-50							
			敷 長 ℓ <sub>2</sub>	-50							

編 章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考		
							割 合	最 少 箇 所 数			
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9 1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$	橋軸方向の断面寸法は中央部及び両端部で測定 その他は寸法表示箇所		管理資料により確認		
					支間長及び 中心線の変位	$\pm 50$					
					支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高				+10~-20	
					平面位置	$\pm 20$					
							アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50以下			
			9 2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央部及び両端部で測定 その他は寸法表示箇所		管理資料により確認		
					厚 さ t	-20					
					天 端 幅 $w_1$	-20					
					敷 幅 $w_2$	-20					
					高 さ h	-50					
					長 さ $\ell$	-20					
					橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$					
支間長及び 中心線の変位	$\pm 50$										
支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20									
平面位置	$\pm 20$										
				アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50以下						
8 鋼製 橋脚 工	9 1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央部及び両端部で測定 その他は寸法表示箇所		管理資料により確認				
			幅 (橋軸方向)	w				-50			
			高 さ h	-50							
			長 さ $\ell$	-50							
	9 2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央部及び両端部で測定 その他は寸法表示箇所		管理資料により確認				
			幅 $w_1, w_2$	-50							
			高 さ h	-50							
	10 1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央部及び両端部で測定 その他は寸法表示箇所		管理資料により確認				
			橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$							
				支間長及び 中心線の変位	$\pm 50$						
	10 2	橋脚架設工 (門型)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央部及び両端部で測定 その他は寸法表示箇所		管理資料により確認				
			橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$							
			支間長及び 中心線の変位	$\pm 50$							
		11	現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	5 ※ $\pm 5$ ※は耐候性鋼材	随 時	随 時	管理資料により確認			
4 鋼 橋 上 部	3 工場 製作 工	9	橋梁用高欄製作工	材部	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	随 時	全項目共 1	管理資料により確認		
5 鋼 橋 架 設 工	10 1	支承工 (鋼製支承)	据 付 け 高 さ	$\pm 5$	随 時	随 時	管理資料により確認				
			可 動 支 承 の 移 動 可 能 量	設計移動量以上							
			支 承 中 心 間 隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋 $\pm 5$ 鋼橋 $\pm(4+0.5 \times (B-$							
			水 平 度	橋軸方向 橋軸直角方向				1/100			
			可動支承の橋軸方向 のずれ同一支承線上 の 相 対 誤 差	5							
			可動支承の機能確認	温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上							

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考							
								割 合	最 少 箇 所 数								
10	4	5	鋼橋架設工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据 付 け 高 さ	±5	随 時	随 時	管理資料により確認						
							可 動 支 承 の 量 可 移 動 可 能	設計移動量以上									
							支 承 中 心 間 隔 (橋 軸 直 角 方 向)	<table border="1"> <tr> <td>コンクリート橋</td> <td>±5</td> </tr> <tr> <td>鋼橋</td> <td>±(4+0.5X(B-</td> </tr> </table>				コンクリート橋	±5	鋼橋	±(4+0.5X(B-		
							コンクリート橋	±5									
							鋼橋	±(4+0.5X(B-									
							水 平 度	1/300									
							橋 軸 方 向 橋 軸 直 角 方 向										
							可動支承の橋軸方向の ずれ同一支承線上の 相 対 誤 差	5									
							可動支承の機能確認	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上									
							8	3				落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削 孔 長	設計値以上	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認
													アンカーボルト 定 着 長	-20以内 かつ-1D以内			
							5	5				地覆工	地 覆 の 幅 w <sub>1</sub>	-10～+20	随 時	全 項 目 共 2	管理資料により確認
													地 覆 の 高 さ h	-10～+20			
													有 効 幅 員 w <sub>2</sub>	0～+30			
							6	7				橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w <sub>1</sub>	-5～+10	随 時	全 項 目 共 2	管理資料により確認
													地 覆 の 幅 w <sub>2</sub>	-10～+20			
													高 さ h <sub>1</sub>	-20～+30			
													高 さ h <sub>2</sub>	-10～+20			
													有 効 幅 員 w <sub>3</sub>	0～+30			
							8					検査路工	幅 w	±3	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認
高 さ h	±4																
5	6	プレビューム桁橋工 (現場)	幅 w	±5	随 時	随 時	管理資料により確認										
			高 さ h	+10 -5													
			桁 ス パ ン 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ±(ℓ-5) かつ -30mm以内													
			横 方 向 最 大 タ ワ ミ	0.8ℓ													
6	4	支保工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認										
			ロッキボルト工	位 置 間 隔				—									
				角 度	—	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認									
				削 孔 深 さ	—												
				孔 径	—												
		突 出 量	プレート下面から10cm以内														
5	3	覆工コンクリート工	基 準 高 ( 拱 頂 )	±50	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認										
			幅 w ( 全 幅 )	-50													
			高 さ h ( 内 法 )	-50													
			厚 さ t	設計値以上													
			延 長 L	—													
			中 心 線 の 偏 心 量	直線部±100 曲線部±150													
5		床版コンクリート工	幅 w	-50	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認										
			厚 さ t	-30													

編 章	節 条	枝 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考	
						割 合	最 少 箇 所 数		
10 道路 編	6 トンネル (NATM)	4	インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認	
				厚 さ t	設計値以上				
				延 長 L	—				
	8 坑門工	4	坑門本体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	軸方向の断面寸法は中央部及び両端部で測定 その他は寸法表示箇所		管理資料により確認	
				幅 $w_1, w_2$	-30				
				高 高 さ h	$h < 3m$				-50
				$h \geq 3m$	-100				
	延 長 L	-200							
	5	5	明り巻工	基 準 高 (拱頂)	$\pm 50$	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認	
				幅 w (全幅)	-50				
高 さ h (内法)				-50					
厚 さ t				-20					
延 長 L				—					
11 共同溝	6 現場打構築工	2	現場打躯体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	各項目共 1/200m	全 項 目 共 3	管理資料により確認	
				厚 さ t	-20				
				内 空 幅 w	-30				
				内 空 高 h	$\pm 30$				
				ブ ロ ッ ク 長 L	-50				
	4	4	カラー継手工	高 さ h	-20	随 時	随 時	管理資料により確認	
				幅 w	-20				
				長 さ L	-20				
	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認	
				厚 さ t	設計値以上				
高 さ h				-20					
5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認		
			幅 w	$\pm 50$					
5	3	防水工 (防水壁)	厚 さ t	-20	随 時	随 時	管理資料により確認		
			幅 w	$\pm 50$					
7 プレキャスト構築工	2	プレキャスト躯体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	随 時	随 時	管理資料により確認		
			延 長 L	-200					
12 電線共同溝	5	2	管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0~+50	各項目共 1/200m	全 項 目 共 3	管理資料により確認	
				延 長 L	-200				
6 付帯設備工	3	2	プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	随 時	随 時	管理資料により確認	
				延 長 L	-200				
14 道路維持	4	7	路上再生工	厚 さ t	-30	随 時	随 時	管理資料により確認	
				幅 w	-50				
				延 長 L	-100				
				路 盤 工					
16 道路修繕	3	4	桁補強材製作工	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$	随 時	全 項 目 共 1	管理資料により確認	
				腹板高 h (m)	$\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$				
				腹板間隔 b' (m)	$\pm (3+w/2) \cdots$ $2.0 < w$				
				フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$				
圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$l/1000$								

編	章	節	条	枝番	工 種	検査項目	規 格 値			検 査 箇 所		備 考		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> )	割 合	最 少 箇 所 数			
							中規模以上	小規模以下					中規模以上	
10	道路	編	2	舗装	4	舗装工	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基 準 高 ▽	±50	—	随 時 歩道路盤工のみ 1/200m	全 項 目 共 3	管理資料により確認	
								厚  さ	t<15cm	-30				-10
									t≥15cm	-45				15
							幅	w	-100	—				
							歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚  さ	-9	-3	随 時 歩道路盤工のみ 1/200m	全 項 目 共 3	管理資料により確認	
								幅	-25	—				

編	章	節	条	枝番	工 種	検査項目	規 格 値		検 査 箇 所		備 考			
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X <sub>10</sub> )	割 合	最 少 箇 所 数				
10	道路	編	14	道路	5	舗装工	1	切削オーバーレイ工	厚  さ t ( 切 削 )	-7	-2	随 時	全 項 目 共 3	管理資料により確認
									厚  さ t (オーバーレイ)	-9				
									幅	w	-25			
									延 長	L	-100			
									平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
								2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さtまたは 標高較差(切削)のみ	厚  さ t ( 標 準 較 差 ) ( 切 削 )	-17 (17) (面管理と して緩和)	-2 (2)	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認
										厚  さ t (オーバーレイ)	-9			
										幅	w	-25		
										延 長	L	-100		
										平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		

# 第11編 農業農村整備編

編 号	章 節	条 目	枝 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考	
							割 合	最 少 箇 所 数		
11 農業農村整備編	2 ほ場整備工事	3 整地工	1	表土扱い	厚 さ (T)	-20%	1 工事につき1断面		原則として実測、場合により管理資料による。	
				基盤造成 表土整地	基 準 高 (V)	± 150			・基準高、均平度は、1ha当たりおおむね3点測定する。	原則として実測、場合により管理資料による。
					均 平 度 (<>)	± 50				
				基盤造成 表土整地 (面管理の場合)	標高格差(平均値)	± 50			・幅、高さは、施工延長おおむね2,000mにつき1箇所 以上測定する。	原則として実測、場合により管理資料による。
	畦畔復旧	幅 (B)	-50							
	4 暗渠排水工				吸水渠	布 設 深 (H)	-75	・布設深、間隔は、おおむね10本につき1本の割合で 次により測定する。 ・上、下流端の2箇所。 ただし、1本の布設長おおむね100m以上のときは、 中間点を加えた3箇所を測定する。	原則として実測、場合により管理資料による。	
					間 隔 (B)	±750				
					延長 L	500m未満	-1000			
						500m以上	-0.2%			
	集水渠(支線) 導水渠(幹線)				布 設 深 (H)	-75	・布設深は、施工延長おおむね500mにつき1箇所以上 測定する。	原則として実測、場合により管理資料による。		
					延長 L	500m未満			-1000	
500m以上						-0.2%				
7 道路				道路工 (砂利道)	幅 (B)	-150	・幅、厚さは、幹線道路は施工延長500mにつき1箇所 以上測定する。 ・支線道路は、施工延長おおむね2,000mにつき1箇所 以上測定する。	原則として実測、場合により管理資料による。		
				厚 さ (T)	-45					
				延長 L	200m未満	-400				
					200m以上	-0.2%				
3 農用地造成工事	5 畑面工	1	耕起深耕	耕起深 (T)	果 樹	-75	・耕起深は、おおむね1ha当たり1箇所の割合で測定する。	原則として実測、場合により管理資料による。		
					野 菜	-15				
			テラス (階段畑)	幅 (B1)	-150	・幅、耕起幅、側溝幅、側溝高さ、法勾配は、テラス延長 おおむね1,000m当たり1箇所以上測定する。			原則として実測、場合により管理資料による。	
				耕 起 幅 (B2)	-150					
				側 溝 幅 (B3)	-75					
	側 溝 高 さ (H)	-75								
	土壤改良	pH 測 定	±0.5	・pH測定は、おおむね10ha当たり1箇所の割合で測定する。	原則として実測、場合により管理資料による。					
	6 道路工 (耕作道)				幅 (B1)	-150	・幅、厚さ、側溝幅、側溝高さは、施工延長おおむね 1,000m当たり1箇所以上測定する。	原則として実測、場合により管理資料による。		
					厚 さ (T)	-45				
					側 溝 幅 (B3)	-75				
側 溝 高 さ (H)					-75					
5 水路トンネル工事	5 トンネル工	1		支保工	幅 (b)	(Bタイプ) -0	・幅、間隔は、随時測定する。	原則として実測、場合により管理資料による。		
					(C、Dタイプ)	-40				
					間 隔 (ℓ)	±75				
	2				コンクリート覆工	基 準 高 (V)	±50	・基準高、幅、高さは、施工延長100m～200mに1箇所 以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所とする。 ・巻厚、中心線のズレは、随時測定する。 ・必要に応じてB試験する。		
						幅 (B)	-40			
						巻 厚 (T)	-0			
						高 さ (H)	-40			
中心線のズレ(e)	直 線 部	±100								
	曲 線 部	±150								
延長 L	150m未満	-150								
	150m以上	-0.1%								
6 水路工事	6 開渠工	2		現場打開水路	基 準 高 (V)	±30	・基準高、幅、高さは、施工延長100m～200mに1箇所 以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所とする。 ・中心線のズレは、随時測定する。 ・スパンの標準9mとした場合。	原則として実測、場合により管理資料による。		
					幅 (B)	-25				
					厚 さ (T)	-20				
					高 さ (H)	-25				
					中心線のズレ(e)	直 線 部			±50	
						曲 線 部			±100	
					スパン長(L)	直 線 部			±20	
						曲 線 部			±30	
					延長 L	150m未満			-150	
						150m以上			-0.1%	

編 号	章 節	条 目	枝 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考					
							割 合	最 少 箇 所 数						
11 農業農村整備編	6 水路工事	3		鉄筋コンクリート大型フリーム 鉄筋コンクリートL形水路	基 準 高 (V)	±30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準高、幅、高さは、施工延長100m～200mに1箇所以上測定する。ただし、施工延長100m未満は2箇所する。</li> <li>・中心線のズレは、随時測定する。</li> <li>・幅、厚さは、鉄筋コンクリートL型水路のみ測定する。</li> </ul>							
					幅 (B)	-25								
					厚 さ (T)	-20								
					中心線のズレ(e)	直 線 部			±50					
						曲 線 部			±100					
					延長L	150m未満			-150					
						150m以上			-0.1%					
	7 暗渠工	2		現場打サイホン	基 準 高 (V)	±50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準高、幅、高さは、施工延長100m～200mに1箇所以上測定する。ただし、施工延長100m未満は2箇所する。</li> <li>・中心線のズレは、随時測定する。</li> <li>・スパンの標準9mとした場合。</li> </ul>	原則として実測、場合により管理資料による。						
					幅 (B)	-20								
					厚 さ (T)	-20								
					高 さ (H)	-20								
					中心線のズレ(e)	直 線 部			±50					
						曲 線 部			±100					
					スパン長(L)	直 線 部			±20					
						曲 線 部			±30					
延長L					150m未満	-150								
					150m以上	-0.1%								
現場打暗渠									現場打暗渠	基 準 高 (V)	±30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準高、幅、高さは、施工延長100m～200mに1箇所以上測定する。ただし、施工延長100m未満は2箇所する。</li> <li>・中心線のズレは、随時測定する。</li> <li>・スパンの標準9mとした場合。</li> </ul>	原則として実測、場合により管理資料による。	
										幅 (B)	-20			
										厚 さ (T)	-20			
										高 さ (H)	-20			
	中心線のズレ(e)	直 線 部	±50											
		曲 線 部	±100											
	スパン長(L)	直 線 部	±20											
		曲 線 部	±30											
	延長L	150m未満	-150											
		150m以上	-0.1%											
	3			ボックスカルバート水路			基 準 高 (V)	±30		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準高は、施工延長100m～200mに1箇所以上測定する。ただし、施工延長100m未満は2箇所する。</li> <li>・中心線のズレは、随時測定する。</li> </ul>	原則として実測、場合により管理資料による。			
							中心線のズレ(e)	直 線 部						±50
								曲 線 部						±100
							延長L	150m未満						-150
150m以上					-0.1%									
8 管水路工事					5 管体基礎工		管体基礎工(砂基礎等)	幅 (B)	-100			<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工延長500m～600mにつき1箇所以上測定する。ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。</li> </ul>	管理資料による	
								高 さ (H)	±30					
	6 管体工			管水路(遠心力鉄筋コンクリート管) RC管	基 準 高 (V)	被圧地下水のない場合 ±30 被圧地下水のある場合 ±50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準高は、施工延長500m～600mにつき1箇所以上測定する。ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。</li> <li>・中心線のズレ、ジョイント間隔は、随時測定する。</li> </ul>	原則として実測、場合により管理資料による。						
					中心線のズレ(e)	±100								
					ジョイント間隔(z)	別表ア参照								
					延長L	200m未満			-200					
						200m以上			-0.1%					
					3					管水路(ダクタイル鋳鉄管) K形、T形、U形	基 準 高 (V)	被圧地下水のない場合 ±30 被圧地下水のある場合 ±50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準高は、施工延長500m～600mにつき1箇所以上測定する。ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。</li> <li>・中心線のズレ、ジョイント間隔は、随時測定する。</li> </ul>	原則として実測、場合により管理資料による。
											中心線のズレ(e)	±100		
											ジョイント間隔(z)	別表イ及びウ参照		
延長L	200m未満	-200												
	200m以上	-0.1%												
2			(強化プラスチック 複合管) B形、T形、C形	基 準 高 (V)			被圧地下水のない場合 ±30 被圧地下水のある場合 ±50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準高は、施工延長500m～600mにつき1箇所以上測定する。ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。</li> <li>・中心線のズレ、ジョイント間隔は、随時測定する。</li> </ul>			原則として実測、場合により管理資料による。			
				中心線のズレ(e)	±100									
ジョイント間隔(z)	別表イ及びウ参照													
延長L	200m未満	-200												
	200m以上	-0.1%												

編 号	章 節	条 目	枝 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考					
							割 合	最 少 箇 所 数						
11 農業農村整備編	8 管水路工事	6 管体工	1	管水路 (硬質塩化ビニル管)	基 準 高 (V)	±50	・基準高は、施工延長500m～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。  ・中心線のズレは、随時測定する。		原則として実測、場合により管理資料による。					
					埋 設 深 (H)	-50								
					中 心 線 の ズ レ (e)	±120								
					延 長 L	200m未満 200m以上				-200 -0.1%				
				11 農業農村整備編	8 管水路工事	6 管体工	4	管水路 (鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管 種 JIS G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) WSP A-101-2009(農業用プラスチック被覆鋼管) 寸 法 80A～3500A 塗覆装方法 管 外 面 長寿命形プラスチック被覆とする 管 内 面 エポキシ樹脂塗装とする。 なお、塗覆装方法の詳細は別表オのとおりとする 接 合 法 突き合わせ溶接継手とする。 工 法 通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。					
								管布設	基 準 高 (V)	被圧地下水のない場合 被圧地下水のある場合	±30 ±50	・基準高は、施工延長500m～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。  ・中心線のズレは、随時測定する。		原則として実測、場合により管理資料による。
								中 心 線 の ズ レ (e)	±45					
								延 長 L	200m未満 200m以上	-200 -0.1%				
								V型開先 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0～3	随 時			
								V型開先テーパ付き直管 (両面溶接)	ベベル角度(θ)	30～35°	随 時	随 時	管理資料により確認	
									ルートフェイス(a)	≤2.4				
									ベ ー べ ル 角 度 (θ)	Y.Y' : 30～35° X' : 35～15° X : 30～50°				
									ルートフェイス(a)	≤2.4				
								V型開先 (片面溶接)	ルートギャップ(s)	1～4	随 時	随 時	管理資料により確認	
									ベベル角度(θ)	30～35°				
									ルートフェイス(a)	≤2.4				
								V型開先 (片面裏当溶接)	ルートギャップ(s)	4以上	随 時	随 時	管理資料により確認	
									ベベル角度(θ)	22.5～27.5°				
									ルートフェイス(a)	≤2.4				
								X型開先 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0～3	随 時	随 時	管理資料により確認	
									ベ ー べ ル 角 度 (θ)	θ1 : 30～35° θ2 : 40～45°				
									ルートフェイス(a)	2以下				
								X型開先テーパ付き直管 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0～3	随 時	随 時	管理資料により確認	
									ベ ー べ ル 角 度 θ1	Y.Y' : 30～35° X' : 35～15° X : 30～50°				
ベ ー べ ル 角 度 θ2	Y.Y' : 40～45° X' : 40～60° X : 45～25°													
ルートフェイス(a)	2以下													
周継手溶接	目 違 い ( e )	両面溶接 t≤6	e≤1.5						随 時	随 時				管理資料により確認
		両面溶接 6<t≤20	e≤0.25t											
		両面溶接 20<t≤38	e≤5.0											
		片面溶接 t≤6	e≤1.5											
		片面溶接 6<t≤16	e≤0.25t											
		片面溶接 16<t≤38	e≤4.0											

編 号	章 節	条 目	枝 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考	
							割 合	最 少 箇 所 数		
11 農業農村整備編	8 管水路工事	6 管体工	4	周継手溶接	余盛高(h)	$t \leq 12.7$	$h \leq 3.2$	随 時	随 時	現地随時 管理資料により確認
						$t > 12.7$	$h \leq 4.8$			
					アンダカット(h)	h $\geq$ 0.5は不合格。0.3<h $\leq$ 0.5は、1個の長さ30mm(内側にあつては50mm)を越えるもの、又は合計長さが管の円周長さの15%を越えるものは不合格。h $\leq$ 0.3は合格。				
					ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。				
					そ の 他	溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ピット、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。				
				周継手溶接テーパー付き直管	目違い(e)	両面溶接 $t \leq 6$	$e \leq 1.5$	随 時	随 時	管理資料により確認
						両面溶接 $6 < t \leq 20$	$e \leq 0.25t$			
						両面溶接 $20 < t \leq 38$	$e \leq 5.0$			
					余盛高(h)	$t \leq 12.7$	$h \leq 3.2$			
						$t > 12.7$	$h \leq 4.8$			
				すみ肉溶接	脚 長 ( T )	指定脚長を下回つてはならない。ただし、1溶接線の長さの5%以下で-1.0mmまでは認める。		随 時	随 時	現地随時 管理資料により確認
の ど 厚 ( L )	指定のど厚を下回つてはならない。ただし、1溶接線の長さの5%以下で-0.5mmまでは認める。									
	アンダカット(h)	0.5<h<1.0の時アンダカットの長さが板厚よりも大きいものがあつてはならない。h $\geq$ 1.0のアンダカットはあつてはならない。								
ピット	ピットの直径が1mm以下では溶接長さ1mにつき3個までを許容する。しかし直径が1mmを超えるものがあつてはならない。									
ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。									
そ の 他	溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。									
放射線透過試験	別表エ参照					随 時	随 時			
素地調整	外 観	水分、錆、油等があつてはならない。		随 時	随 時	現地随時 管理資料により確認				

編 号	章 節	条 目	枝 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考
							割 合	最 少 箇 所 数	
11 農業農村整備編	8 管水路工事	6 管体工	4	エポキシ樹脂塗装	外 観	塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗りもれなどがあるてはならない。	随 時	随 時	現地随時 管理資料により確認
					膜 厚	最低膜厚は別表オ又は特別仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。			
					ピ ン ホ ー ル	火花の発生するような欠陥があつてはならない。			
					付 着 性	付着不良の欠陥があつてはならない。			
				ジョイントコート	焼 損	あつてはならない。	随 時	随 時	現地随時 管理資料により確認
					両 端 の め く れ	有害な欠陥となる大きなめくれがあつてはならない。			
					ふ く れ	ジョイントコートの両端から50mm以内にくれがあつてはならない。			
					工 場 被 覆 部 と の 重 ね 代 (a)	片側50mm以上			
					ピ ン ホ ー ル	火花の発生するような欠陥があつてはならない。			
					膜 厚	別表オのとおり1.5 mm 以上ただし、加熱収縮後			
				管水路 (埋設とう性管) ダクタイル鋳鉄管 鋼管 強化プラスチック管		管種等の適用範囲は原則として下記による。 管 種 JIS G5526(ダクタイル鋳鉄管) JDPa G1027(農業用水用ダクタイル鋳鉄管) JIS G3443-1(水輸送用塗覆鋼管-第1部:直管) WSP A-101(農業用プラスチック被覆鋼管) JIS A5350(強化プラスチック複合管) FRPM K111-2016(強化プラスチック複合管内圧管 フライマントウインディング成形法)			
				たわみ率	締 固 め 程 度	なし	± 5%	・仕上げの程度は、締まった状態を指し、いわゆる膨軟状態ではない。 ・施工延長500m～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定する。	原則として実測、場合により管理資料による。
						I	± 5%	・仕上げの程度は、プロクター密度の85%程度。 ・その他は上記による。	原則として実測、場合により管理資料による。
						I 礫質土	± 5%	・仕上げの程度は、プロクター密度の85%程度。 ・その他は上記による。	原則として実測、場合により管理資料による。
						II	± 5%	・仕上げの程度は、プロクター密度の85%以上。 ・その他は上記による。	原則として実測、場合により管理資料による。
				シールド工事 (一次覆工) コンクリートセグメント 鋼製セグメント	基 準 高 (V)	± 50	・基準高、たわみ率は、施工延長100m～200mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長100m未満は2箇所測定とする。 ・中心線のズレは、随時測定する。	原則として実測、場合により管理資料による。	
					中 心 線 の ズ レ (e)	± 100			
					曲 線 部	± 150			
					延 長 L	150m未満 150m以上			-150 - 0.1 %
					た わ み 率	± 5%			
				シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工 推進工事	基 準 高 (V)	± 30 (± 50)	・基準高、たわみ率は、施工延長500m～600mにつき1箇所以上測定する。 ただし、施工延長500m未満は2箇所測定とする。 ・中心線のズレ、ジョイント間隔は、随時測定する。 ・基準高(V)の( )は推進工事の場合。	原則として実測、場合により管理資料による。	
中 心 線 の ズ レ (e)	± 100								
ジ ョ イ ン ト 間 隔 (z)	別表ア、イ及び別表ウ参照								
延 長 L	200m未満 200m以上	-200 - 0.1 %							
た わ み 率	± 5%								

編 号	章 節	条 目	枝 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考		
							割 合	最 少 箇 所 数			
11 農業農村整備編	9	畑かん施設工事	2	末端工	スプリンクラー	埋 設 深 (H)	-50		<ul style="list-style-type: none"> <li>埋設深は、構造物の寸法表示箇所を随時測定する。</li> </ul>	原則として実測、場合により管理資料による。	
	18	ため池改修工事	3	堤体工	堤 体 工	基 準 高 (V)	±100		<ul style="list-style-type: none"> <li>線的なものについては、施工延長50m～100mにつき1箇所の割合で測定する。</li> <li>ただし、100m未満は2箇所測定する。</li> </ul>	原則として実測、場合により管理資料による。	
						堤 幅 (W)	-100				
						法 長 (L)	-100				
						延 長	-200				
	5	洪水吐工	5	洪水吐工	洪水吐工	基 準 高 (V)	±30		<ul style="list-style-type: none"> <li>基準高、幅、高さは、施工延長おおむね100mにつき1箇所以上測定する。</li> <li>ただし、施工延長100m未満は2箇所する。</li> <li>厚さ、中心線のズレは、随時測定する。</li> <li>スパンの標準9mとした場合。</li> </ul>	原則として実測、場合により管理資料による。	
						幅 (B)	±30				
						厚 さ (T)	±20				
						高 さ (H)	±30				
						中心線のズレ(e)	直 線 部				±50
							曲 線 部				±100
						スパン長(L)	直 線 部				±20
曲 線 部							±30				
延 長	-150										
6	取水施設工	6	取水施設工	樋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	基 準 高 (V)	±30		<ul style="list-style-type: none"> <li>基準高、幅、高さ、中心線のズレは、施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。</li> <li>ただし、施工延長50m未満は2箇所測定する。</li> <li>ジョイント間隔は、施工数10本に1箇所の割合で測定する。</li> <li>ただし、施工数10本未満は2箇所測定する。</li> <li>コンクリート二次製品の場合である。</li> <li>斜等付帯構造物は、第3編土木工事共通編3-2-3-29に準ずる。</li> </ul>			
					幅 (B)	-20					
					厚 さ (T)	-20					
					高 さ (H)	-20					
					中心線のズレ(e)	直 線 部				±50	
						曲 線 部				±100	
延 長	-150										

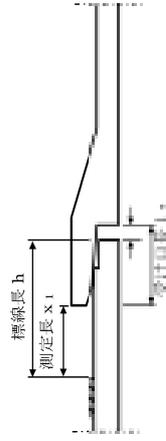
別表7 管水路（遠心力鉄筋コンクリート管）のジョイント間隔

呼び径 (mm)	JIS A 5372 RC管(B形管)		JIS A 5372 RC管(NB形管)	
	規格値		規格値	
	8管水路工事 良質地盤	8管水路工事 軟弱地盤		
150	+20	+11	0	+23
200	+20	+11	0	+23
250	+20	+11	0	+23
300	+18	+10	0	+23
350	+18	+10	0	+23
400	+21	+11	0	+29
450	+21	+11	0	+29
500	+21	+11	0	+29
600	+23	+13	0	+29
700	+21	+12	0	+29
800	+24	+13	0	+29
900	+26	+15	0	+29
1,000	+32	+18	0	
1,100	+33	+19	0	
1,200	+35	+21	0	
1,350	+37	+22	0	

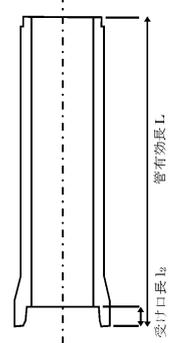
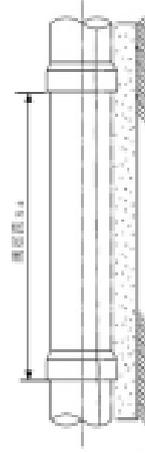
呼び径 (mm)	JIS A 5372 RC管(NC形管)	
	標準値	規格値
1,500	5	+33
1,650	5	+33
1,800	5	+33
2,000	5	+33
2,200	5	+33
2,400	5	+38
2,600	5	+38
2,800	5	+38
3,000	5	+38

(2)外面から計測する場合

- 1) 標準線による計測  
ジョイント間隔=受け口長 $l_2$ - (標準線長 $h$ -側線長 $x_1$ )



- 2) 標準線によらない計測 (参考)  
ジョイント間隔=受け口長 $l_2$ - (管有効長 $L$ -測定長 $l_1$ )



注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。

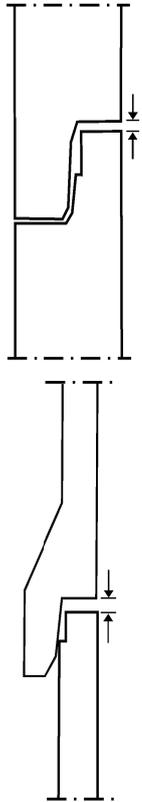
2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。

3. 標準値は、目地処理のため施工上必要な本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値は下図に示す位置を測定するものとする。

4. 管の外から測定する場合の測定位置は、「管水路ジョイント間隔測定結果一覧表」に示す $a'$ ,  $b'$ ,  $c'$ ,  $d'$ とする。

(参考) ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

- (1) 内面から計測する場合  
B形及びNB形



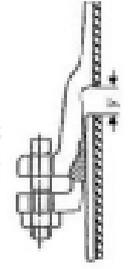
別表イ 管水路 (ダクタイル鋳鉄管) ジョイント間隔

規格 呼び径 (mm)	JIS G 5526・5527及び JDP A G 1027 K形		JIS G 5526・5527及び JDP A G 1027・1029 8管水路工事 T形(直管)		JIS G 5526・5527及び JDP A G 1027・1029 8管水路工事 T形(異形管)		JIS G 5526・5527及び JDP A G 1029 8管水路工事 U形	
	規格値		規格値		規格値		規格値	
75	+19	0	+16	0	+16	0	—	—
100	+19	0	+16	0	+17	0	—	—
150	+19	0	+16	0	+18	0	—	—
200	+19	0	+14	0	+16	0	—	—
250	+19	0	+14	0	+14	0	—	—
300	+19	0	+24	0	—	—	—	—
350	+31	0	+24	0	—	—	—	—
400	+31	0	+24	0	—	—	—	—
450	+31	0	+24	0	—	—	—	—
500	+31	0	+30	0	—	—	—	—
600	+31	0	+30	0	—	—	—	—
700	+31	0	+30	0	—	—	105	+32 - 5
800	+31	0	+30	0	—	—	105	+32 - 5
900	+31	0	+40	0	—	—	105	+32 - 5
1,000	+36	0	+40	0	—	—	105	+33 - 5
1,100	+36	0	+40	0	—	—	105	+33 - 5
1,200	+36	0	+50	0	—	—	105	+33 - 5
1,350	+36	0	+50	0	—	—	105	+35 - 5
1,500	+36	0	+60	0	—	—	105	+35 - 5
1,600	+40	0	+70	0	—	—	115	+33 - 5
1,650	+45	0	+70	0	—	—	115	+33 - 5
1,800	+45	0	+80	0	—	—	115	+33 - 5
2,000	+50	0	+90	0	—	—	115	+36 - 5
2,100	+55	0	—	—	—	—	115	+36 - 5
2,200	+55	0	—	—	—	—	115	+36 - 5
2,400	+60	0	—	—	—	—	115	+36 - 5
2,600	+70	0	—	—	—	—	130	+36 - 5

(単位: mm)

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。  
 2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。  
 3. 管の外側から測定する場合の測定位置は、「管水路ジョイント間隔測定結果一覧表」に示すa, b, c, dとする。  
 4. ダクタイル鋳鉄管のうちK形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は右図のy寸法である。(U形)  
 yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。  
 5. JDP A G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管)の呼び径は以下のとおり。  
 ・T形及びT形用継ぎ輪: 300~2,000、K形: 300~2,600  
 JDP A G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管)の呼び径は以下のとおり。  
 ・T形: 250~700、U形: 800~2,600  
 JDP A G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管)のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)のK形に準じる。  
 6. JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)のK形、U形に準じる。  
 7. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値は標準値に対する値を示している。

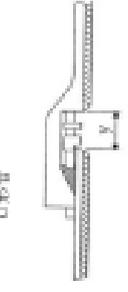
K形管



T形管



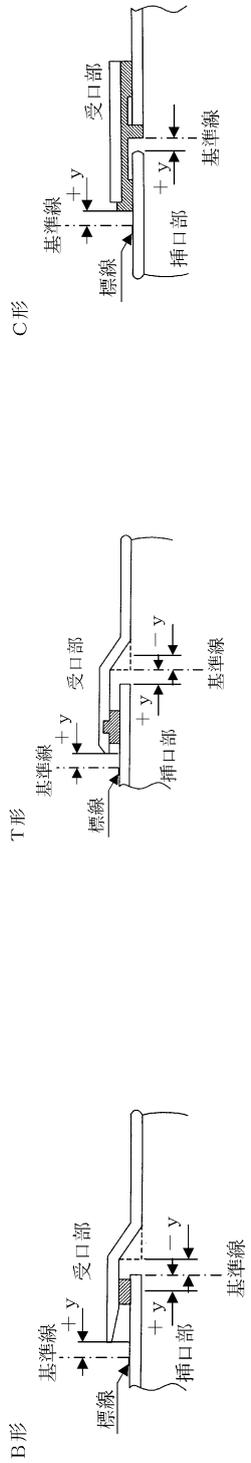
U形管



別表ウ 管水路 (強化プラスチック複合管) ジョイント間隔

規格 呼び径 (mm)	JIS A 5350 B形、C形及びT形			
	標準値		規格値	
	良	質	軟	弱
200	0	+33	0	+22
250	0	+33	0	+22
300	0	+38	0	+25
350	0	+38	0	+25
400	0	+43	0	+28
450	0	+43	0	+28
500	0	+53	0	+35
600	0	+53	0	+35
700	0	+53	0	+35
800	0	+53	0	+35
900	0	+53	0	+35
1,000	0	+53	0	+35
1,100	0	+53	0	+35
1,200	0	+53	0	+35
1,350	0	+53	0	+35
1,500	0	+53	0	+35
1,650	0	+80	0	+53
1,800	0	+80	0	+53
2,000	0	+95	0	+63
2,200	0	+95	0	+63
2,400	0	+113	0	+75
2,600	0	+113	0	+75
2,800	0	+128	0	+85
3,000	0	+128	0	+85

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。  
 2. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合には、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。  
 3. 管の外側から測定する場合の測定位置は、「管水路ジョイント間隔測定結果一覧表」に示すa', b', c', d'とする。  
 4. 継手部の標準断面は下図のとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、基準線に対し抜き出し側を(+)とする。  
 5. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。



別表エ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準

項目	判定基準
1. ルーートの溶込み不良	目違いのない部分の溶込み不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。
2. 目違いによる溶込み不良	ルーートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個の長さ40mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ70mm以下を合格とする。
3. 内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には14の溶落ちと同様に取り扱う。
4. 融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。溶接パス間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。
5. 溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長300mm当たり最大寸法の合計長さ12mm以下を合格とする。
6. 細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ20mm以下、幅1.5mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が1mmを超えていなければそれぞれ独立したきずとみなす。
7. 孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ6mm以下、幅3mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ12mm以下を合格とする。
8. タングステン巻込み	タングステン巻込みは、J I S Z 3104付属書4の第4種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
9. プロホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	プロホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、J I S Z 3104付属書4の第1種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。

( J I S Z 3050 A 基準 準拠 )

項目	判定基準
10. 虫状気孔	虫状気孔（パイプ）は、J I S Z 3104付属書4の第2種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
11. 中空ビード	中空ビードは、1個の長さ10mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ50mm以下で、長さ6mmを超えるものは、50mm以上離れていなければならない。
12. 割れ	割れは、すべて不合格とする。
13. きずの集積	1から11までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの8%以下で、かつ、連続した溶接長300mm当たり50mm以下を合格とする。ただし11に掲げるきずを除く。
14. アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは50mm、合計長さは管の円周長さの15%を超えてはならない。
15. きずの写真濃度	(a) 透過写真上の大ききで合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。 (b) 内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

別表オ 塗覆装の方式及びその厚さ

種 別	塗 覆 装 方 式	最小厚さ (mm)
直管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による)
パイプ付き直管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」	2.0mm以上
異形管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による)
現場溶接部	【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012-2010)」	プラスチック系の場合 基 材：1.5mm以上 粘着材：1.0mm以上
備考1.	制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。 なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。 ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚0.5mm以上とする。	
備考2.	継手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート(WSP 012)」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mmとする。	



# 第12編 森林土木編

編 章	節 条	枝 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考	
						割 合	最 少 箇 所 数		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10	仮設道路工 (開設、補修工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$	随 時	随 時	管理資料により確認	
				幅 $W(W_1, W_2)$	-100				
				延長(測点間) $\ell$	-400				
				法 長 $\ell$	切土				-400
					盛土				-200
				路 面 工	幅 $w$				-100
					厚 $t$				-10
		その他構造物等	各規格値による						
		2 掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1 工事につき 1 断面				
			平場 標高較差	$\pm 50$ $\pm 150$					
			法面 (小段含む) 水平 または 標高較差	$\pm 70$ $\pm 160$					
		3 盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1 工事につき 1 断面				
			天端 標高較差	-50 -150					
			4割く勾配 標高較差	-50 -170					
			法面 4割 $\leq$ 勾配 (小段含む) 標高較差	-60 -170					
※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さXをX割と表したものの。									
12 森林土木編	2 林道工事	3 道路土工	中心線	I P 角 誤 差	交角 $\pm 0^\circ 30'$ 以内	随 時	随 時	管理資料により確認	
				IP 間 距 離	$\leq 40m$				$\pm 200$
					$> 40m$				$\pm 0.5\%$
		横断形	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	随 時	随 時	管理資料により確認		
			幅 $W(W_1, W_2)$	-100					
			延長(測点間) $L$	-200					
			法 長 $s\ell$	$\ell < 5m$ (切土)				-200	
				$\ell \geq 5m$ (切土)				設計法長の-4%	
				$\ell < 5m$ (盛土)				-100	
				$\ell \geq 5m$ (盛土)				設計法長の-2%	
		掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1 工事につき 1 断面				
			平場 標高較差	$\pm 50$ $\pm 150$					
			法面 (小段含む) 水平 または 標高較差	$\pm 70$ $\pm 160$					
		盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1 工事につき 1 断面				
			天端 標高較差	-50 -150					
4割く勾配 標高較差	-50 -170								
法面 4割 $\leq$ 勾配 (小段含む) 標高較差	-60 -170								
※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さXをX割と表したものの。									
2 林道工事	3 道路土工	路盤工	厚 さ $t$	-10%	随 時	随 時	管理資料により確認		
			幅 $W$	-50					
		コンクリート路面工	厚 さ $t$	-10	随 時	随 時	管理資料により確認		
			幅 $W$	-25					
		4 排水施設	5	流末工	長 さ $\ell$	-100	随 時	随 時	管理資料により確認
					幅 $b$	-50			
	高 さ $h$				-10				
	洗越工		長 さ $L$	-200	随 時	随 時	管理資料により確認		
			幅 $b$	-30					
			高さ(厚さ) $h, t$	-50					
	6	側溝工 (表堀)	高 さ $h$	-50	随 時	随 時	管理資料により確認		
			幅 $b$	-50					
延 長 $L$			最小-0.1% 最大-200						

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考					
								割 合	最 少 箇 所 数						
12	森林土木編	3	溪間工事		コンクリートダム本體工 (堰堤工・谷止工・床固工) コンクリート副ダム工	基 準 高 高	▽ ±30 +30	随 時	随 時	管理資料により確認					
						幅	天端部 W <sub>1</sub> W <sub>3</sub>				-30				
							堤 幅 W <sub>2</sub>								
						水通し幅 L <sub>6</sub> L <sub>7</sub>	+100 - 0								
					堤 長 L <sub>1</sub> ~L <sub>5</sub>	-100									
					側壁工	基 準 高 高	▽ ±30	随 時	随 時	管理資料により確認					
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-30								
						長 さ L	-100								
					水叩工・底張り工 (底版及び基礎工)	基 準 高 高	▽ ±30	随 時	2 2 随 時 2	管理資料により確認					
						幅 W	-100								
						厚 さ t	-30								
						延 長 L	-100								
					4	7	2	山腹工		水路工 (張芝等水路工) (土のう水路工)	幅 W	-100	随 時	随 時	管理資料により確認
											高 さ h	-50			
											延 長 L	-200			
8					柵工 (編柵工) (丸太柵工・丸太筋工) (二次製品を用いた柵工)	杭の末口径 D	-10%	随 時	随 時	管理資料により確認					
						杭間隔 L <sub>0</sub>	+200								
						杭の使用本数	設計本数 以上								
						柵高 h	-30								
						延長 L	L<10m				-200				
L≥10m	-2%														
9	5				筋工 (その他緑化二次製品を用いた筋工)	延 長 L	L/50 但し、最小-100 最大-400	随 時	随 時	管理資料により確認					
						幅 (厚さ) W	-50								
14	落石防止工	2			鋼製落石防止壁工	基 準 高 高	▽ ±50	随 時	随 時	管理資料により確認					
						長 さ L	L/300 -50~-100								
						高 さ h	-30								
				落石防護柵工	基 準 高 高	▽ ±50	随 時	随 時	管理資料により確認						
					延長 ℓ	ℓ<10m				-50					
						ℓ≥10m				-0.5% 最大-100					
					高 さ h	-50									
		厚 さ t		-200											
		3						落石防止網工	区間長 L	L<10m	-100	随 時	随 時	管理資料により確認	
										L≥10m	-1% 最大-200				
ロープ間隔 D	-100														
法 長 SL	-2%														

編 章	節 条	枝 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考		
						割 合	最 少 箇 所 数			
12 森林整備工事	5 森林整備工事	2 植栽工	4	地拵え工	施 工 面 積	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認	
			5 1	植付け工 (山行苗・新植)	施 工 面 積	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認	
		植 栽 本 数	設計値以上		随 時	随 時	管理資料により確認			
		標 準 地 ( 管 理 ) 内 植 栽 本 数	-10%		随 時	1 施行地 1 箇所以上	新規標準値設定により確認			
		植 え 穴 深 さ 及 び 径	設計値以上		随 時	随 時	管理資料により確認			
		5 2	植付け (小・中・大苗木)	施 工 面 積	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認		
		植 栽 本 数		設計値以上						
		植 え 穴 深 さ 及 び 径		設計値以上						
		植 栽 支 柱 設 置 幅 及 び 高 さ		±10%						
		延 長	-200							
		8	植付け (山行苗の部分補植)	施 工 面 積	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認		
		植 栽 本 数		設計値以上	施 工 地 面 積 の 1 % 以 上 (但し4.0ha未満は400㎡以上)	2 箇所以上 (但し4.0ha未満は1箇所以上)	新規標準値設定により確認			
	標 準 地 ( 管 理 ) 内 植 栽 本 数	-10%								
	植 え 穴 深 さ 及 び 径	設計値以上		随 時	随 時	管理資料により確認				
	3 風倒木整理工			風倒木整理工	施 工 面 積	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認	
				伐 採 木 幹 材 積	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認		
	4 保育			下刈工 つる切り工 追肥工	施 工 面 積	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認	
	3 除伐	1	1	除伐 (広葉樹)	施 工 面 積	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認	
					伐 採 率	設計値の範囲内	施 工 地 面 積 の 1 % 以 上 (但し4.0ha未満は400㎡以上)	2 箇所以上 (但し4.0ha未満は1箇所以上)	新規標準値設定により確認	
		2		2	除伐(針葉樹) 本数調整伐	施 工 面 積	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認
						胸 高 直 径 ( 平 均 )	設計値の範囲内	随 時	随 時	管理資料により確認 (除伐は必要なし)
						伐 採 本 数	設計値以上	施 工 地 面 積 の 1 % 以 上 (但し4.0ha未満は400㎡以上) 本数調整伐は1施工地400㎡以上	2 箇所以上 (但し4.0ha未満は1箇所以上) 本数調整伐は、1施工地1箇所以上	標準地の管理資料のナンバータブにて確認
						標 準 地 内 伐 採 本 数	N'の±20%	随 時	随 時	管理資料により確認
		4	1		枝落し(2m)	施 工 面 積	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認
枝 落 し 高 ( 平 均 )						設計値以上	施 工 地 面 積 の 1 % 以 上 (但し4.0ha未満は400㎡以上)	2 箇所以上 (但し4.0ha未満は1箇所以上)	新規標準値設定により確認	
2			枝落し(3m以上)	施 工 面 積	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認		
				枝 落 し 本 数	設計値以上	施 工 地 面 積 の 1 % 以 上 (但し4.0ha未満は400㎡以上)	2 箇所以上 (但し4.0ha未満は1箇所以上)	新規標準値設定により確認		
枝 落 し 高 ( 平 均 )	設計値以上									
標 準 地 ( 管 理 ) 内 伐 採 本 数	N'の±20%	随 時	随 時	管理資料により確認						
6			雪起し工 (倒木起し)	施 工 面 積	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認		
				樹 高 ( 平 均 )	設計値の範囲内	施 工 地 面 積 の 1 % 以 上 (但し4.0ha未満は400㎡以上)	2 箇所以上 (但し4.0ha未満は1箇所以上)	新規標準値設定により確認		
				倒 木 起 し 率	設計値の範囲内					
8			除草剤散布	施 工 面 積	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認		
				散 布 量	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認		
6 作業歩道整備工	1		作業歩道新設工	延 長 L	設計値以上	随 時	随 時	管理資料により確認		
				幅 W	設計値以上					
6 海岸防災林造成工事	2	4	防風工 シカ等動物被害防止柵	杭 径	-10%	随 時	随 時	管理資料により確認		
				杭 本 数	設計値以上					
				高 さ h1 h2	-50					
				延 長 L	-200					

1, 森林整備工事において、標準地による設計・管理・検査を行う場合の設定数量は、以下のとおりとする。

①設計書作成時の標準地設定

工 種	施行面積	標準地概要			適 用
		標準地箇所数	標準地/箇所	標準地総面積	
植栽	4.0ha未満	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	
	4.0ha以上	3箇所以上	400㎡	1,200㎡以上	施行面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。
下刈り	—	1箇所以上	10㎡	10㎡以上	同じ補正条件の施工地1箇所につき1標準地以上とする。
その他	1.0ha未満	1箇所以上	400㎡	400㎡以上	
	1.0ha以上4.0ha未満	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	
	4.0ha以上	3箇所以上	400㎡	1,200㎡以上	施行面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。

備考1: 下刈りを除く工種について

- ① 施行面積の2%以上の標準値を調査することとする。
- ② 1箇所当たりの標準地の面積が400㎡/箇所を満たせない場合でも、標準地の総面積が2%以上となるように箇所数を増加させること。

②出来形管理の標準地設定

工 種	施行面積	標準地概要			適 用
		標準地箇所数	標準地/箇所	標準地総面積	
植栽	4.0ha未満	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	
	4.0ha以上	3箇所以上	400㎡	1,200㎡以上	施行面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。
下刈り	—	1箇所以上	10㎡	10㎡以上	同じ補正条件の施工地1箇所につき1標準地以上とする。
その他	1.0ha未満	1箇所以上	400㎡	400㎡以上	
	1.0ha以上4.0ha未満	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	
	4.0ha以上	3箇所以上	400㎡	1,200㎡以上	施行面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。

備考1: 下刈りを除く工種について

- ① 施行面積の2%以上の標準地を管理することとする。
- ② 1箇所当たりの標準地の面積が400㎡/箇所を満たせない場合でも、標準地の総面積が2% (本数調整伐は1%) 以上となるように箇所数を増加させること。
- ③ 上記のほか、設計書作成時の標準地についても管理すること。

③完成検査の標準地設定

工 種	施行面積	標準地概要			適 用
		標準地箇所数	標準地/箇所	標準地総面積	
植栽	4.0ha未満	1箇所以上	400㎡	400㎡以上	
	4.0ha以上	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	検査面積が施行面積の1%を越えること。
下刈り	—	—	—	—	
その他	4.0ha未満	1箇所以上	400㎡	400㎡以上	
	4.0ha以上	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	検査面積が施行面積の1%を越えること。

備考1: 下刈りを除く工種について

- ① 施行面積の1%以上の標準地を検査することとする。
- ② 1箇所当たりの標準地の面積が400㎡/箇所を満たせない場合でも、標準地の総面積が1%以上となるように箇所数を増加させること。

※注 ①、②、③の各項目の標準地は、重複しないこと。

# 第13編 漁港漁場編

(特)：図面及び特記仕様書

編 章 節 条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考		
					割 合	最 少 箇 所 数			
13 漁港 漁場 編	5 3 1	2	1 2 3 4	浚渫	測深	計画水深の場合 水深及び法面 +0 - 規定しない 暫定水深の場合 水面及び法面 +それぞれの 余堀厚の数値 - 規定しない	随 時	随 時	管理資料により確認
	先 端 深 度	+0 - 規定しない							
	7 1 2	2	7	敷砂	天 端 幅	+ 規定しない - 0	随 時	随 時	管理資料により確認
					延 長	+ 規定しない - 0			
	19	土砂 盛土	天 端 高	±300 (陸上部)	随 時	随 時	管理資料により確認		
			天 端 幅	+ 規定しない - 0					
			延 長	+ 規定しない - 0					
	8 1	1	深層混合処理杭	位 置	トランシット及び光波 測距儀により測定する 場合は(特)による。	随 時	随 時	管理資料により確認	
				鉛 直 度 接 合					
				天 端 高	+ 規定しない - 0				
				先 端 深 度	+0 - 規定しない				
				固 化 材 吐 出 量					
	9	吸い出し防止材	盛 上 り 量		随 時	随 時	管理資料により確認		
			敷 設 位 置						
	10	中詰工	重 ね 幅	アスファルトマット 繊維系マット ゴムマット 500以上 合成樹脂系マット 300以上	随 時	随 時	管理資料により確認		
			延 長	+ : 規定しない - : 100					
	11	蓋コンクリート	天 端 高 ( 砂、石 材 )	± 50(陸上) ±100(水中)	随 時	随 時	管理資料により確認		
			天 端 高 (コンクリート、プレバッドコンクリート)	± 30(陸上) ± 50(水中)					
	13	鋼矢板	天 端 高	± 30(陸上) ± 50(水中)	随 時	随 時	管理資料により確認		
			矢 板 壁 延 長	+ 矢板1枚幅 - 0					
			矢板法線に対する出入	± 100					
			矢板法線に対する傾斜	10/1000以下					
矢板法線方向の傾斜 ( 両 端 部 )			上下の差が矢板 1枚幅未満 10/1000以下						
矢 板 天 端 高			± 100						
13	鋼管矢板	矢 板 壁 延 長	+ 規定しない - 0	随 時	随 時	管理資料により確認			
		矢板法線に対する出入	± 100						
		矢板法線に対する傾斜	10/1000以下						
		矢板法線方向の傾斜 ( 両 端 部 )	上下の差が矢板 1枚幅未満 10/1000以下						
		矢 板 天 端 高	± 100						
		矢板継手部の離脱							
14 4	腹起し	取 付 高 さ		随 時	随 時	管理資料により確認			
		継 手 位 置							
		ボ ル ト の 取 付							
		矢 板 と 腹 起 し と の 密 着 度							
14 5	タイ材 (タイロッド取付け)	取 付 高 さ 及 び 水 平 度		随 時	随 時	管理資料により確認			
		矢板法線に対する取付 角度及び取付間隔							
		定 着 ナ ッ ト の 締 付	ねじ山が3つ山以 上突き出しているこ と。						
		タ ー ン バ ッ ク ル の ね じ 込 み 長 さ	定着ナットの高さ以 上						
		リ ン グ ジ ョ イ ン ト の コ ン ク リ ー ト へ の 埋 込 み							
		支 保 材 の 天 端 高 さ							

(特)：図面及び特記仕様書

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考											
								割 合	最 少 箇 所 数												
13	漁	港	漁	場	編	5	3 共通的施工	14	5	タイ材 (タイワイヤー取付け)	取 付 高 さ		随	時	随	時	管理資料により確認				
											矢板法線に対する取付 角度及び取付間隔										
											定着ナットの締付	ねじ山が3つ山以上 突き出していること									
											定着具端部栓の取付 トランベットシー スの取 付										
						15	16	杭打工 (栈橋ドルフィン (鋼杭H形鋼) (コンクリート杭)	打 込 記 録		随	時	随	時	管理資料により確認						
									杭 天 端 高	± 50											
									杭 頭 中 心 位 置	100 以下											
						杭 の 傾 斜	直杭2° 以下 斜杭3° 以下														
						17	(防食) 電気防食	取 付 位 置		随	時	随	時	管理資料により確認							
								電 位 測 定	飽和かんこう電極 基準-770mV 海水塩化銀電極 基準-780mV 又は飽和硫酸銅電極 基準-850mV												
								(被覆防食) FRPモルタル	取 付 高 さ												
								(被覆防食) ペトロラタム	( 被 覆 範 囲 )												
						(被覆防食) コンクリート 防食塗装	高 さ	( 被 覆 範 囲 )													
						5	海上地盤改良工	2	6	床掘	測 深	法部(外測) 2,000 法部(内測) 300 底面 ± 300	随	時	随	時	管理資料により確認				
											置換(置換材均し)	延 長						+ 規定しない - 0			
						6	基礎工	4	6	基礎 (基礎捨石工)	( 本 均 し ) 延 天 端 幅	+ 規定しない - 100	随	時	随	時	管理資料により確認				
											天 端 高	± 50									
( 荒 均 し ) 天 端 高	± 500 岸壁前面 + 0 - 200																				
法 面	法部 (法面に直角) ± 500																				
天 端 幅	+ 規定しない - 100																				
延 長	+ 規定しない - 100																				
基礎 (基礎ブロック)	異形ブロック 据付面の高さ (層積) ± 300 据付面の高さ (乱積) ± 500	+ 規定しない - 100																			
天 端 幅																					
7	本体工(ケーソン式)	2	1	ケーソン製作工	壁 厚						± 10	随						時	随	時	管理資料により確認
					高 さ						+ 30 - 10										
					幅 さ	+ 30 - 10															
					長 さ	+ 30 - 10															
					底 版 厚 さ	+ 30 - 10															
					フ ー チ ン グ 高 さ	+ 30 - 10															
					対 角 線	± 50															
					パ ラ ス ト	砕石・砂 ± 100 コンクリート ± 50															
7	ケーソン進水掘付工	3	1	ケーソン掘付 (物揚場)	( 2000 t 未 満 ) 目 地 間 隔	100 以下	随	時	随	時	管理資料により確認										
					( 2000 t 以 上 ) 目 地 間 隔	200 以下															
					( 2000 t 未 満 ) 法 線 の 出 入	± 100															
					( 2000 t 以 上 ) 法 線 の 出 入	± 150															
					天 端 高																
					延 長																

(特)：図面及び特記仕様書

編 章	節 条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考	
						割 合	最 少 箇 所 数		
13 漁港 漁場 編	5 一般 施工	3	ケーソン据付 (防波堤)	(2000 t 未 満 ) 目 地 間 隔	200 以下	随 時	随 時	管理資料により確認	
				(2000 t 以 上 ) 目 地 間 隔	300 以下				
				(2000 t 未 満 ) 法 線 の 出 入	± 200				
				(2000 t 以 上 ) 法 線 の 出 入	± 300				
				天 端 高					
				延 長					
	8 本体 工 (ブ ロック 式)	2	1 2 3 4	ブロック製作 (L型、セルラー、方塊直立 消波)	幅	+ 20 - 10	随 時	随 時	管理資料により確認
					高 さ	+ 20 - 10			
					長 さ	+ 20 - 10			
					壁 厚	± 10			
		3	ブロック据付 (L型、セルラー、方塊直立 消波)	法線に対する出入り	± 50	随 時	随 時	管理資料により確認	
				隣接ブロックとの間隔	L型、セルラー 50 以下 直消、方塊 30 以下				
天 端 高									
延 長									
12 本体 工 (コン クリ ート 矢板 式)	2		コンクリート矢板	矢 板 壁 延 長	+ 矢板1枚幅 - 0	随 時	随 時	管理資料により確認	
				矢板法線に対する出入	± 100				
				矢板法線に対する傾斜	2/100以下				
				矢板法線方向の傾斜 ( 両 端 部 )	上下の差が矢板 1枚幅未満 2/100以下				
				矢 板 天 端 高	± 50				
				矢板継手部の離脱					
15 被覆 ・根 固工	2		被覆及び根固め (被覆石工)	延 長	+ 規定しない - 200	随 時	随 時	管理資料により確認	
				天 端 均 し	± 500 異形ブロック 擦付面(整積) ± 300 岸壁前面 + 0 - 200				
				天 端 幅	+ 規定しない - 200				
				法 部 均 し	(斜面に直角) ± 500				
	4		被覆及び根固め (被覆ブロック工)	異 形 ブ ロ ッ ク 据付面の高さ(層積)	± 300	随 時	随 時	管理資料により確認	
				異 形 ブ ロ ッ ク 据付面の高さ(乱積)	± 500				
				天 端 幅	+ 規定しない - 200				
16 上部 工	2 3		防波堤上部工	(天端幅10m以下)		随 時	随 時	管理資料により確認	
				延 長	+ 規定しない - 0				
				天 端 幅	± 30				
				法 線 に 対 する 出 入	± 50				
				天 厚 端 高 さ	± 20				
				(天端幅10mを超える)					
				延 長	+ 規定しない - 0				
				天 端 幅	+ 50 - 30				
				法 線 に 対 する 出 入	± 50				
				天 厚 端 高 さ	+ 50 - 20				

(特)：図面及び特記仕様書

編 号	章 節	条 目	枝 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考			
							割 合	最 少 箇 所 数				
13 漁港 漁場 編	5 一般 施工	16 上部 工	2	物揚場	延 長	+ 規定しない - 0	随 時	随 時	管理資料により確認			
					法線に対する出入	± 30						
					天 端 高 天 端 幅	± 20						
					防 舷 材 ベ ッ ド							
				栈橋上部コンクリート	岸 壁 に 同 じ	岸壁に同じ						
	17 付 属 工	2 係 船 柱 工		係船柱 (直柱、曲柱)	天 端 高	± 20	随 時	随 時	管理資料により確認			
					岸壁前面に対する出入							
					中 心 間 隔							
					基礎コンクリート幅 ( 直 柱 )							
					基礎コンクリート長さ ( 直 柱 )							
					基礎コンクリート高さ ( 直 柱 )							
		3			防舷材	取 付 高 さ		随 時	随 時	管理資料により確認		
						中 心 間 隔						
		4			車止め	天 端 高		随 時	随 時	管理資料により確認		
						岸壁前面に対する出入	± 30					
						取 付 間 隔						
塗 装												
警 戒 色 ( シ マ 模 様 )												
18 消 波 工	3	1	消波ブロック製作	形 状 寸 法	+ 20 - 10	随 時	随 時	管理資料により確認				
				消波(異形)ブロック据付	延 長				+ 規定しない - 100	随 時	随 時	管理資料により確認
					天 端 高 ( 層 積 )				+ 規定しない - 300			
		天 端 高 ( 乱 積 )	+ 規定しない - ブロック高の1/3									
19 裏 込 ・ 裏 埋 工	2		裏込め均し	天 端 高	± 200	随 時	随 時	管理資料により確認				
				天 端 幅	+ 規定しない - 100							
				法 面 ( 斜 面 に 直 角 に 測 定 )	± 200							
				延 長	+ 規定しない - 100							
	4			埋立 裏埋	区 域		随 時	随 時	管理資料により確認			
					地 盤 高	- 0						

(特)：図面及び特記仕様書

編 号	章 節	条 番	枝 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考
							割 合	最 小 箇 所 数	
13 漁港 漁場 編	5 一般 施工	2		単体魚礁製作	幅	+20～-10	随 時	随 時	管理資料により確認
					高 さ	+20～-10			
					長 さ	+20～-10			
					壁 厚	±10			
					対 角 線	100			
					形 状 型 枠 寸 法				
					ブ ロ ッ ク 外 観				
		4	沈設	位 置 配 置 ( 乱 積 配 置 )	配置中心点: ±5,000	随 時	随 時	管理資料により確認	
				位 置 配 置 ( ゾ ー ン 配 置 )	ゾーン内	随 時	随 時	管理資料により確認	
				位 置 配 置 ( 相 対 配 置 )	±5,000	随 時	随 時	管理資料により確認	
				高 さ	集中配置: + 規定しない - 0 ゾーン配置、計 画配置: 重ならないこと。	随 時	随 時	管理資料により確認	
				長 さ ・ 幅	〈特〉による。	随 時	随 時	管理資料により確認	
		3	1 2	コンクリート部材組立	幅・高さ・長さ	+10×部材連数 -5×部材連数	随 時	随 時	管理資料により確認
					ボルトの取付	〈特〉による。	随 時	随 時	管理資料により確認
			鋼製部材組立	幅	+30～-10	随 時	随 時	管理資料により確認	
				高 さ	+30～-10				
				長 さ	+30～-10				
				のど厚、脚長、溶接長	〈特〉による。				
				有 害 な 欠 陥 の 有 無	〈特〉による。				
				溶 接 部 破 壊 試 験	〈特〉による。				
			化学系 (FRP等) 部材組立	幅・高さ・長さ	〈特〉による。	随 時	随 時	管理資料により確認	
				接 続 帯 の 取 付 け	〈特〉による。				
			現場鋼材溶接	形 状 寸 法 ( の ど 厚 、 脚 長 、 溶 接 長 等 )	〈特〉による。	随 時	随 時	管理資料により確認	
				ひ ず み					
				有 害 な 欠 陥 の 有 無					
被覆溶接(水中) スタッド溶接(水中)	形 状 寸 法 ( の ど 厚 、 脚 長 、 溶 接 長 等 )		〈特〉による。	随 時	随 時	管理資料により確認			
	外 観								
現場鋼材切断 (陸上現場切断)	形 状 寸 法		〈特〉による。	随 時	随 時	管理資料により確認			
	外 観			随 時	随 時	管理資料により確認			
現場鋼材切断 (水中切断)	形 状 寸 法		〈特〉による。	随 時	随 時	管理資料により確認			
	外 観		随 時	随 時	管理資料により確認				
25 着定 基質 製作 工	2		着定基質製作	型 枠 形 状 寸 法 ( 異 形 ブ ロ ッ ク )		随 時	随 時	管理資料により確認	
				ブ ロ ッ ク 外 観 ( 異 形 ブ ロ ッ ク )		随 時	随 時	管理資料により確認	
	3		着定基質組立	魚礁タイプは、13-5-24-3 組立魚礁組立工を適用する。					

(特)：図面及び特記仕様書

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考						
								割 合	最 小 箇 所 数							
13	漁	港	5	25	着定基質設置	位 計 画 配 置 ( 相 対 配 置 )	±5,000	随 時	随 時	管理資料により確認						
						法 線	± 70 cm									
						長 さ ・ 幅	+ 2 % - 0	随 時	随 時		管理資料により確認					
					漁	港	5	25	着定基質製作工	5	石材投入	投 入 位 置	±5,000	随 時	随 時	管理資料により確認
												法 線	± 70 cm			
												長 さ ・ 幅	+ 2 % - 0	随 時	随 時	

## **5. 検査事務（確認事項）**

# 検査事務(確認事項)

土木建築部・農林水産部が発注した工事について検査を行う場合は、検査員は下記事項について監督員、現場代理人又は主任技術者(監理技術者)に説明を求め、適切な指導を行うものとする。

※(この確認事項は、大分県建設工事検査基準第3項の別表1及び別表2について詳述したものである。)

事 項	項 目	内 容
事業の概要	全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的、位置付け、県計画との関連、事業計画、事業年度、総事業費進捗状況、次年度以降計画、用地取得状況、問題点。</li> <li>事業計画の根拠               <ul style="list-style-type: none"> <li>道路の設計交通量、区分、自歩道、等。</li> <li>(河川、砂防の確率年、流量、断面、等。)</li> </ul> </li> <li>(環境配慮システムの実施状況)</li> <li>(道路計画で区分が前後の改良計画と合致しているか。)</li> <li>(河川・砂防事業で河道計画に問題ないか。)</li> <li>砂防ダム、治山ダムの堤高、天端幅、放水路断面を決定した根拠。</li> <li>港湾、漁港の防波堤高さ等の決定根拠。</li> <li>魚礁タイプの決定根拠。</li> </ul> <p>(注) ( )書きは主に、土木建築部の事業計画の根拠である。</p>
	関連他事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連他事業の概要、当該事業との関連。</li> <li>事業相互の進捗状況。</li> </ul>
	予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>当年度予算の費目別内訳。</li> <li>負担金の根拠及び算定方法。</li> <li>繰越に係る予算、工期、理由。</li> </ul>
	関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連する法令の許可及び他の施設の管理者との協議。</li> <li>附帯施設の引渡し</li> </ul>
	工事の分離・分割	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の分離・分割の考え方(全体計画での位置付け、施工後の処理)。</li> </ul>
設計書	設計図書 〔 契約約款 第1条第1項 〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 図面               <ul style="list-style-type: none"> <li>寸法、材料名、規格、土質等の明記。</li> </ul> </li> <li>② 特記仕様書・共通仕様書               <ul style="list-style-type: none"> <li>立会、段階確認工種の明記。指示承諾協議等を要する事項の履行状況</li> <li>建設副産物の処理。</li> </ul> </li> <li>③ 現場説明書               <ul style="list-style-type: none"> <li>施工条件となる項目の明示。</li> </ul> </li> <li>④ 現場説明書に対する質問回答書</li> </ul>
	設計内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造物の安定計算(仮設構造物も含む)</li> <li>設計条件(土圧、水圧、地震時、上載荷重、地盤支持力等設計条件が適切か)。</li> <li>工法の選定理由。</li> <li>工法比較検討案の適否。</li> <li>安全率が所定の安全率に比較し過大でないか。</li> <li>鉄筋の計算書と図面が合致しているか。</li> <li>(鉄筋加工図、配筋図の安定計算との整合)</li> <li>杭、矢板の型式、材質、根入れ長さが計算書と図面が合致しているか。</li> <li>コスト縮減対策。</li> </ul>
	積算図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>数量計算、単価の根拠(見積依頼書、見積書等の単価決定資料)。</li> </ul>
	変更設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更理由(詳細に明記)、変更時期が変更内容(数量、工法、工期等)と整合しているか。</li> <li>工期が延長された場合の理由が明確になっているか。</li> </ul>
	履行期限延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>工期協議書、工期延長請求書、及び判断根拠(請負者の請求による場合)。</li> </ul>



事項	項目	内容
工事目的物に係る検査	施工計画書 (変更計画書)	<p>① 提出時期等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負契約後、工事着手前に提出されているか。</li> <li>・ 低入札価格調査対象工事の場合、施工計画の内容のヒアリングが行われているか。</li> <li>・ 施工計画の内容に変更が生じた場合に、その都度当該工事に着手する前に変更計画書が提出されているか。</li> <li>・ 指示・承諾・協議書により提出・受理されているか。</li> </ul> <p>② 計画工程表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネットワーク、バーチャート等で記載され管理しているか。</li> <li>・ 変更(変更指示も含む)ごとにネットワーク等の修正がなされているか。</li> </ul> <p>③ 安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月の安全訓練計画が具体的に明記されているか。 (日時、場所、内容、講師)。</li> </ul> <p>④ 指定機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計図書で指定された排出ガス対策型、低騒音型、低振動型等の建設機械が使用台数とも明記されているか。</li> </ul> <p>⑤ 施工方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場条件を反映し適切な施工方法が具体的に記載されているか。</li> <li>・ 必要に応じて工種毎の作業フロー図を記載する。</li> <li>・ 河川、砂防土工における掘削区間割、順序。</li> <li>・ 重要構造物のコンクリート打設割、順序。</li> <li>・ 現道の切回し等の施工区間割、順序</li> <li>・ 工事箇所の作業環境(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、障害物等)について調査した結果の記載。</li> <li>・ 主要な工種の施工時期と自然環境(台風の時期等)関連の記載。</li> <li>・ 施工上の留意事項、施工方法の要点、制約条件、基準点、地下埋設物等の障害物の防護方法の記載。</li> <li>・ 制約条件及び埋設物・障害物の防護を円滑に行うための関係機関との協議調整事項の記載。</li> </ul> <p>⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための応力計算。</li> <li>・ 仮設建物、材料、機械等の仮置場。</li> <li>・ プラント等の機械設備</li> <li>・ 運搬路、仮排水、仮設電力。</li> <li>・ 工事標識、保安施設、防護施設。</li> <li>・ 現場事務所、仮設物設置等の位置図。</li> </ul> <p>⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品質管理の試験項目、頻度。</li> <li>・ 出来形管理の測定項目、測定箇所、規格値。</li> <li>・ 写真管理の撮影項目、箇所、方向(特に不可視部分の管理方法)。</li> <li>・ 写真撮影計画(撮影箇所を表に明示)。</li> </ul> <p>⑧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立会、段階確認の時期等が明記されているか。</li> <li>・ 低入札価格調査対象工事の場合、監督員が行う段階確認等に際して、事前に社内で確認し、資料が提出されているか。</li> </ul> <p>⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通整理員の配置、標識及び安全施設の設置場所等の平面図又は概略図。</li> </ul> <p>⑩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業損失防止対策(家屋調査、水位観測等)。</li> </ul>

事項	項目	内容
工事目的物に係る検査	施工計画書 (変更計画書)	⑪ <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂、砕石、アスファルト混合物の搬入量が一定規模以上の場合、再生資源利用計画書が作成され、再生資源の利用に努めているか。</li> <li>建設副産物の搬出量が一定規模以上の場合、再生資源利用促進計画書が作成され、再生利用に努めているか。</li> <li>土砂の搬入元、搬出先の位置図</li> </ul>
	着工前測量 成果簿 及び出来形確認	① 基準点 <ul style="list-style-type: none"> <li>基準三角点及び設計図書に明示された基準点の位置、座標の確認。</li> <li>本工事で基準にしたトラバー点の位置及び座標の確認。</li> </ul> ② 水準点 <ul style="list-style-type: none"> <li>基準となる水準点の位置、高さの確認。</li> <li>本工事に使用した仮BMの位置、高さ、保存状況。</li> <li>水準測量の閉合差、<math>+10\sqrt{Smm}</math>以内。</li> </ul> ③ 構造物及び中心線(法線)位置の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>構造物、中心線(法線)の位置を実測。重要な位置は2点トラバース点から確認。</li> <li>構造物及び中心線(法線)の座標の実測値と設計値の誤差<math>\pm 50mm</math>以内。</li> </ul> ④ 構造物及び中心線の計画高さ確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>構造物、中心線の縦断並びに横断方向の実測値と設計値の誤差確認。</li> </ul>
	工事写真	① 工事写真は次の事項で整理する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>着工前及び完成写真(既済部分写真等を含む)。</li> <li>施工状況写真。</li> <li>安全管理写真。</li> <li>使用材料写真。</li> <li>品質管理写真。</li> <li>出来形管理写真。</li> <li>災害写真。</li> <li>その他(指定建設機械、公害、環境、補償、施工体系図の掲示等)。</li> </ul> ② 工事全体の流れがわかるように整理されているか。工事毎に工事過程(着手前、施工状況、出来形管理、完成等)を把握する。 ③ 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>施工計画書に記載された写真撮影計画どおりに写真管理がなされているか。</li> <li>不可視となる出来形部分については、出来形寸法を出来形管理図と確認する。</li> <li>品質管理写真では、製品に刻印された製品管理番号とミルシートを確認する。</li> </ul> ④ 電子媒体による場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>大分県電子納品運用ガイドライン【大分県土木建築部〔工事編〕】あるいは【大分県農林水産部〔工事編〕】を参考にし、属性情報等が管理されているか。</li> <li>記録形式はJPEGか。</li> <li>非圧縮～圧縮率は1/8までか。</li> <li>有効画素数は100万画素以上か。</li> <li>写真ファイルの編集については、原則認めないが、回転、パノラマ、つなぎ写真、補足説明のための文字等の追加等以外に画像編集を一切行っていないか。</li> <li>上記以外に画像編集を行っている場合は、監督員の承諾を得ているか。</li> </ul>
建設副産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工計画時の再生資源利用(促進)計画書に対する実績の確認及び工事登録証明書(紙)が提出されているか確認する。</li> <li>路体、路床以外の盛土または埋戻部に流用していないか。</li> <li>他工事の盛土に流用していないか。</li> <li>マニフェスト原本により産業廃棄物の適正処理及び設計数量とマニフェスト数量の確認。</li> <li>運搬委託の場合、業の許可の確認。</li> <li>産業廃棄物収集運搬車への表示等の確認。</li> <li>建設リサイクル届出の確認(請負金額500万円以上の建築物以外の解体工事又は新築工事等)</li> <li>設計計上されていない、製品梱包材等を含む産業廃棄物の処理状況の確認。</li> </ul>	

事項	項目	内容
工事目的物に係る検査	指示・承諾・協議書	・特記仕様書に明記された事項が指示・承諾・協議書により処理され、整理されているか。
	工事履行報告書	・履行報告書の提出時に工程に遅れのある場合は、適切な時期にフォローアップが行われているか。
	材料承認	・特記仕様書等に基づいて処理され、整理されているか。 例 レディーミストコンクリートの場合、「合格証」または「確認済証」の他に配合計画書が添付され実際に使用されたコンクリートと整合するか。 コンクリート二次製品の場合、「検査済証」交付製品であるか。
	段階確認・立会記録	・特記仕様書、施工計画書に記載した各段階で監督員または現場技術員による段階確認及び立会の記録を確認する。
	品質管理資料	① 留意事項 ・試験項目、規格値、頻度等が品質管理基準、施工計画書と整合し、満足しているか。 ・公的機関での試験を要する項目について証明書を確認。 ・材料及び二次製品については、品質証明書、カタログ、見本、試験成績表等の提出又は承諾後に現地搬入、又施工されているか確認。 ・コンクリート強度等で資料数が概ね10点(最小8点)以上の試験又は測定結果を試験成績表、工程能力図、品質管理図表でバラツキを確認する。 確認工種は、コンクリート、溶接、圧接、既製杭、土工、舗装、路盤、安定処理工、植生、塗膜圧、その他、設計図書又は仕様書等で定められたもの。 ・コンクリートの供試体が当該工事現場で採取されたものが写真で確認する。
	出来形管理資料	・測定項目、測定箇所、規格値が出来形管理基準、施工計画書と整合し、満足しているか。 ・不可視部分の出来形を写真で確認する。 ・バラツキが規格値に対してどの程度か確認する。 ・土の規格値の場合は、規格値の最大値と最小値の幅に対する出来形値の最大値と最小値の幅。
	安全教育及び安全訓練等	・施工計画に記載された計画表に基づいて安全教育及び安全訓練を実施しているか。 ・安全教育及び安全訓練が、当該工事現場に即し、従事者全員により毎月1回半日以上開催されているか。(下請業者を含む)。 ・下請契約を締結している工事の場合、災害防止協議会を設置し、毎月1回開催しているか。 ・現場条件を反映した新規入場者教育を実施しているか。
	工程管理資料	・実施工程表が施工計画と対比され、ネットワーク、バーチャート等が記載されているか。また、進捗率が記載されているか。
実地検査	社内の管理基準	・社内の管理基準等を定め、実施しているかを確認。 ・社内検査基準等とは、組織表・社内規格値・検査項目・検査方法・検査計画・要領等(社内規格値を外れた場合の対処、社内規格値に収めるための工夫を含む)
	総合評価落札方法における技術提案	・受注者から提出された「技術提案履行報告書」にて履行状況の確認を行い、併せて受注者から履行対象となる技術提案等の履行状況について説明をうけ、その事実を確認する。 ・「技能者(建設マスター・登録基幹技能者)の活用計画の履行報告書」にて履行状況を確認する。
実地検査	① 品質・出来ばえ検査 ・品質については、観察と単純な判断方法(例えばシュミットハンマーテスト)によって行い、特に必要と判断した場合には破壊検査を行う。 ② 出来形検査 ・原則として、書類上確認した出来形管理図表にもとづき、現地の測量ポイント(釘、ペイント、杭等)の測定位置で確認する。 ③ 可動操作等 ・機械設備、可動操作等でできるものについては実際に操作、運転して検査する。 ④ 跡片づきの確認 ・支給材料の残材、発生品の処理。 ・貸与機械器具等の整備返納。 ・工事現場内にある仮設物の撤去。 ⑤ 仮設物の残存等 ・存置を指示された仮設物について、適正に請負契約がなされているか。 ・供用前または暫定供用の場合、進入防止、転落防止等の安全措置がとられているか。	

## **6. 檢 查 準 備**

# 検 査 準 備

## 1. 関係書類の準備

契約書、設計書、図面、その他関係書類及び施工管理資料等

## 2. 現地の準備

- (1) 工事完成区間には必ず測点距離及び主要構造物の各部寸法をペイントで明記しておくこと。
- (2) 検査器具、工具等は別表により準備すること。

別表

検 査 器 具 一 覧 表

品 名	数 量	備 考
トランシット	1 式	
レ ベ ル	1 式	
ポ ー ル (2m)	適 宜	
テ ー プ (50m)	適 宜	
スチールテープ (50m)	適 宜	
箱 尺 (5m)	2 本	
コンベックス (2～5m)	適 宜	
スラントルール	1 箇	
さく岩機 コンプレッサー ビット(0.3、0.6、1.0、2.0) ホース(200m)	1 式	指示により準備
ヤ カ ン (大)	1 箇	
スコップ	1 丁	
ツルハシ	1 丁	
シュミットハンマー	1 箇	
コアカッター (コンクリート用)	1 式	指示により準備
コアカッター (アスファルト用)	1 式	〃
水 平 器	1 箇	
ハンマー (大、小)	各 1 丁	
ノ ミ	適 宜	
ドライバー (-)	1 丁	
カ メ ラ (フラッシュ含む)	1 式	
懐中電灯	1 箇	
黒 板 (チョーク等)	1 式	
梯 子	適 宜	現場状況により準備
手 旗 (赤、白)	適 宜	〃
箱 目 鏡	1 箇	〃
レ ッ ド	1 箇	〃
音響測深機	1 式	設計内容により準備
水 糸	適 宜	
ヒューム管カラー (φ60cm)	2 箇	設計内容により準備
計 量 器 (100kg)	1 台	〃
計 算 機	適 宜	

- (注) 1. 検査器具は事前に性能点検を行い、検査に支障のないようにしておくこと。  
2. 検査に必要な人員はあらかじめ確保しておくこと。

## **7. テストハンマーによる コンクリート強度推定調査要領**

# テストハンマーによるコンクリート強度推定調査要領

制 定 平成24年 1月30日 工検第745号  
最終改正 令和 5年9月29日 工検第520号

本推定方法は、2018年制定コンクリート標準示方書〔規準編〕の「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（案）（JSCE-G 504）及び独立行政法人土木研究所が平成13年度に作成された「テストハンマーによる強度推定調査の6つのポイント」を参考し作成したものである。

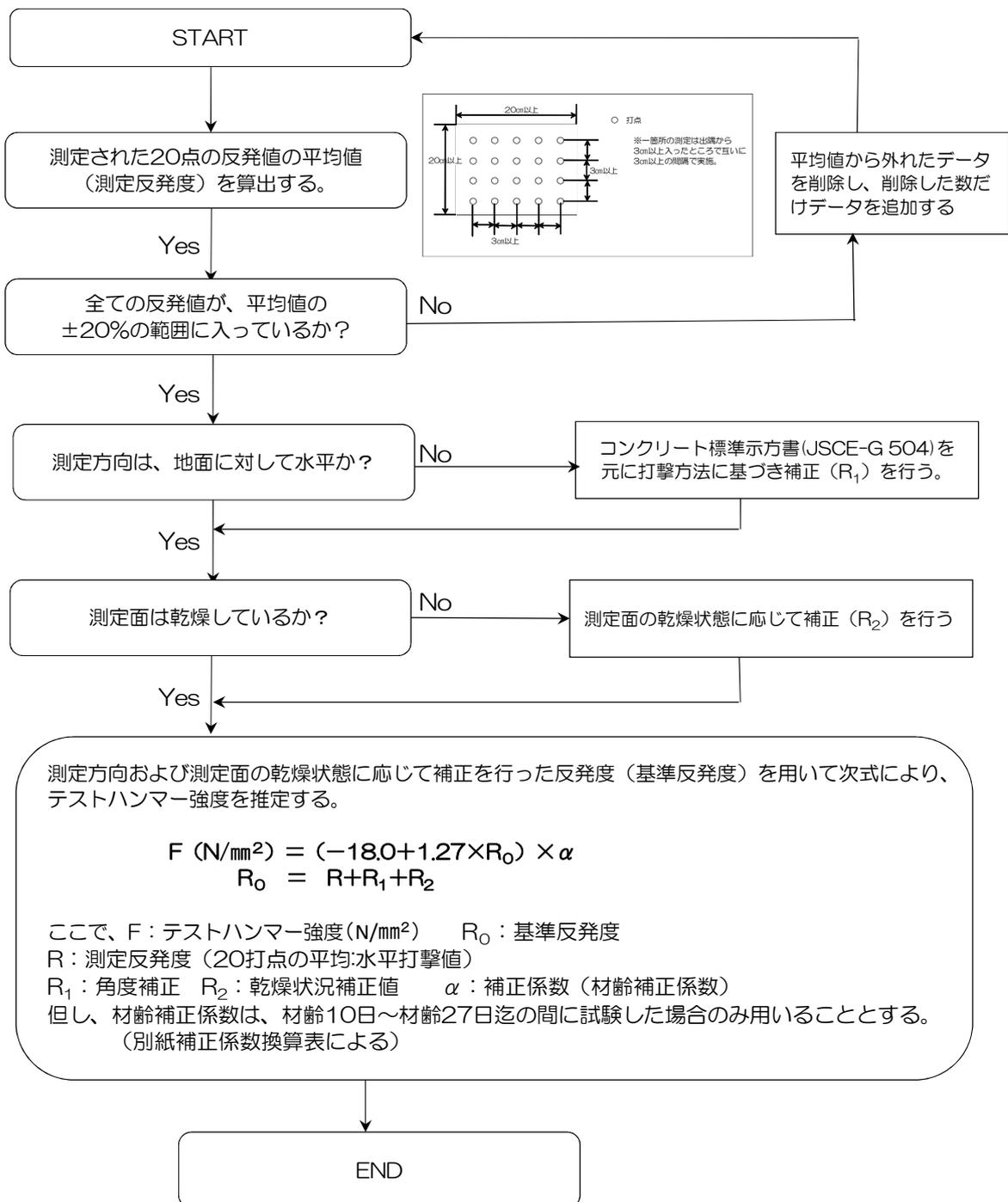
本県農林水産部及び土木建築部発注工事において品質管理試験を行う場合、本要領を参考に実施するもの。

但し、本要領での推定調査が困難と思われるコンクリート部材については、別途協議し調査方法を決定すること。

例 魚礁工のコンクリート等

## I. 強度の推定方法

○ 大分県では、次の方法でテストハンマー強度を算出します。



◆ **テストハンマー強度試験に係る補正値は、次の i) ~ iii) のとおりである。**

i) **角度による補正値 ( $R_1$ )**

・測定面に対して打撃方向が水面でなかった場合は、コンクリート標準示方書 (JSCE-G 504) を元に補正する。

※ 別添資料3のテストハンマー反発強度表は角度補正済みの数値である。

ii) **乾燥状況による補正値 ( $R_2$ )**

・測定装置のマニュアルに補正方法が記載されている場合は、これに従う。

・測定方法が定かでない場合は以下の方法でもよいものとする。

(1) 測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合

→ 測定された反発度に補正値3を加える。

(2) 測定位置がぬれている場合

→ 測定された反発度に補正値5を加える。

※ 測定を行う場合には、乾燥したコンクリートを対象にすることが重要である。雨中や雨上がり等でコンクリート表面がぬれていたたり、湿っていたりする時はなるべく測定を避けて実施することが望ましい。

iii) **材齢による補正値 ( $\alpha$ )**

・テストハンマー強度試験は、材齢28日~91日の間で測定することを原則とし、この範囲外での測定が避けられない場合は、次の補正係数 (材齢補正係数:  $\alpha$ ) を用いて評価する。

材齢	~10日以前	10日	20日	28~91日	92日以降
補正値 ( $\alpha$ )	適切な評価が、困難なことから、試験を実施しない。	10~27日間は、材齢補正係数表を用いた補正を行い評価する。		試験標準期間。 推定強度の補正は行わない。	推定強度の補正は行わない。
		推定強度を1.55倍	推定強度を1.12倍		

・材齢10日から材齢28日迄の間で、上記に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られた下記の材齢補正係数 ( $\alpha$ ) を用いて評価する。

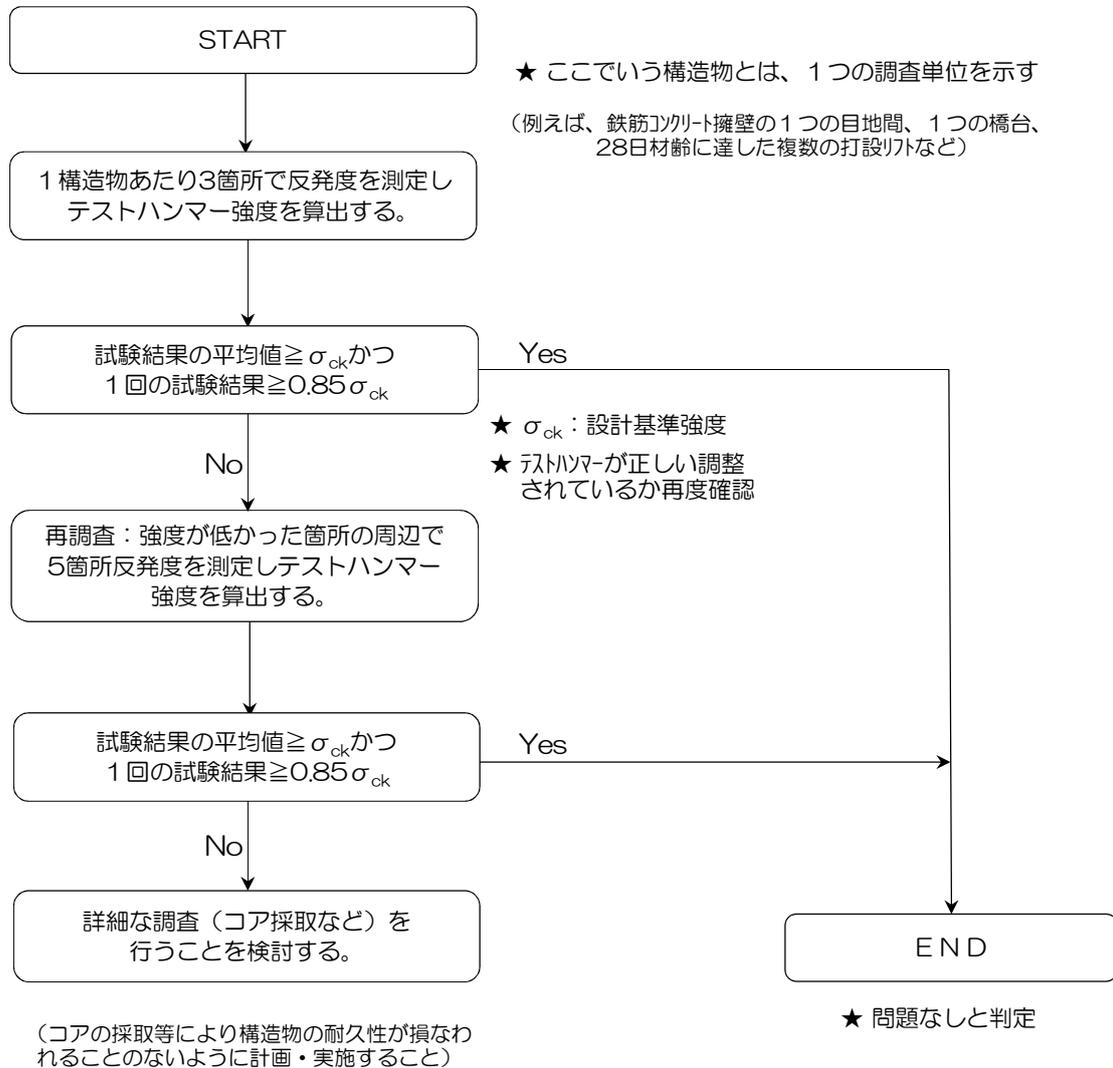
補正係数 (材齢補正係数:  $\alpha$ ) 換算表

材齢 (日)	材齢補正係数 ( $\alpha$ )	材齢 (日)	材齢補正係数 ( $\alpha$ )
10	1.550	20	1.120
11	1.507	21	1.105
12	1.464	22	1.090
13	1.421	23	1.075
14	1.378	24	1.060
15	1.335	25	1.045
16	1.292	26	1.030
17	1.249	27	1.015
18	1.206	28	1.000
19	1.163		

※大気中にあるコンクリートは、表面から徐々に乾燥し、その影響からごく表面の部分のみが固くなる場合があり、材齢が大きいほど誤差が大きくなることがあるので、材齢の規定を設けています。また、材齢92日以降については、補正を行わないこととします。

## II. 推定結果の評価方法

- 次の方法でテストハンマー強度に基づくコンクリート品質評価を行います。



### 〈注意事項〉

- 点検された測定装置を用いること。（テストハンマーを繰り返し使用すると、内部に金属粉などの
- ① ゴミが付着することがあり、測定値に誤差が生じますので、試験前の点検を行うこと。2000回程程度の打撃を目安とすること。）
  - ② テストハンマーの整備は、自分で行わず必ず信頼できる整備者に依頼すること。
  - ③ コンクリートが打撃方向に直角な圧縮応力を受けている場合及び水中養生を継続したコンクリートを乾かさずに測定した場合は、コンクリート標準示方書<sup>※</sup>（JSCE-G 504）を元に補正を行うこと。（※参考：コンクリート標準示方書 規準編 2018年制定 P364）

### 附則

#### （適用期日）

- 1 この要領は平成24年2月1日から適用する。（平成24年1月30日 工検第745号）
- 2 この要領は令和5年10月2日から適用する。（令和 5年9月29日 工検第520号）

### Ⅲ. 算出例

コンクリートの種類 18-8-40  
 コンクリートの打設工種 擁壁工  
 テストハンマー打設角度 0 R<sub>1</sub>  
 コンクリート表面乾燥状態 0 R<sub>2</sub>

テストハンマー反発値

①	28	⑥	29	⑪	<b>39</b>	⑯	30
②	29	⑦	31	⑫	30	⑰	<b>38</b>
③	31	⑧	<b>22</b>	⑬	29	⑱	30
④	28	⑨	30	⑭	30	⑲	31
⑤	29	⑩	<b>23</b>	⑮	30	⑳	30

平均 29.9  
 -20% 23.9  
 20% 35.8

上記の打点で、⑧、⑩、⑪、⑰の4箇所が平均値の±20%を越えているので4箇所削除し、追加する。

①	28	⑥	29	⑪	<b>36</b>	⑯	30
②	29	⑦	31	⑫	30	⑰	<b>35</b>
③	31	⑧	<b>26</b>	⑬	29	⑱	30
④	28	⑨	30	⑭	30	⑲	31
⑤	29	⑩	<b>29</b>	⑮	30	⑳	30

平均 30.1  
 -20% 24.0  
 20% 36.1

打 設 日 H23.10.6  
 試 験 日 H23.11.1 材 齢 26 日

$$F (\text{N/mm}^2) = (-18.0 + 1.27 \times R_0) \times \alpha$$

$$R_0 = R + R_1 + R_2$$

$$R_0 = \begin{matrix} R \\ 30.1 \end{matrix} + \begin{matrix} R_1 \\ 0 \end{matrix} + \begin{matrix} R_2 \\ 0 \end{matrix} = 30.1$$

$\alpha$  (材齢補正係数) : 26日 → 1.030 (換算表)

$$F (\text{N/mm}^2) = (-18 + 1.27 \times 30.1) \times 1.030 = 20.8 > 18.0 (\text{N/mm}^2)$$

$$F (\text{N/mm}^2) = 20.2 \times 1.030 = 20.8 > 18.0 (\text{N/mm}^2)$$

※ 20.2は別添資料のテストハンマー反発強度表より算出

資料-1 **テストハンマー傾斜角度に対する補正值**  
( $R_1$ )

傾斜角度 反撥度	$\pm 0^\circ$	$+45^\circ$	$+90^\circ$	$-45^\circ$	$-90^\circ$
10				+2.4	+3.2
11				+2.4	+3.2
12				+2.4	+3.2
13				+2.4	+3.3
14				+2.4	+3.3
15				+2.5	+3.3
16				+2.5	+3.3
17				+2.5	+3.3
18				+2.5	+3.4
19				+2.5	+3.4
20		-3.5	-5.4	+2.5	+3.4
21		-3.5	-5.3	+2.5	+3.4
22		-3.4	-5.3	+2.5	+3.4
23		-3.4	-5.2	+2.4	+3.3
24		-3.3	-5.1	+2.4	+3.3
25		-3.3	-5.1	+2.4	+3.3
26		-3.3	-5.0	+2.4	+3.3
27		-3.2	-4.9	+2.3	+3.2
28		-3.2	-4.8	+2.3	+3.2
29		-3.1	-4.8	+2.3	+3.1
30		-3.1	-4.7	+2.3	+3.1
31		-3.1	-4.6	+2.3	+3.1
32		-3.0	-4.5	+2.2	+3.0
33		-3.0	-4.5	+2.2	+3.0
34		-2.9	-4.4	+2.2	+2.9
35		-2.8	-4.3	+2.2	+2.9
36		-2.8	-4.2	+2.1	+2.9
37		-2.8	-4.1	+2.1	+2.8
38		-2.7	-4.1	+2.1	+2.8
39		-2.7	-4.0	+2.0	+2.7
40		-2.6	-3.9	+2.0	+2.7
41		-2.6	-3.8	+2.0	+2.7
42		-2.5	-3.7	+1.9	+2.6
43		-2.5	-3.7	+1.9	+2.6
44		-2.4	-3.6	+1.8	+2.5
45		-2.4	-3.5	+1.8	+2.5
46		-2.3	-3.4	+1.8	+2.4
47		-2.3	-3.3	+1.7	+2.4
48		-2.2	-3.3	+1.7	+2.3
49		-2.2	-3.2	+1.6	+2.3
50		-2.1	-3.1	+1.6	+2.2

資料-2 **コンクリート強度補正係数表**  
(材齢補正係数： $\alpha$ ) 換算表

日	係数	日	係数
5		25	1.045
6	適切な評価が困難なことから、試験を実施しない。	26	1.030
7		27	1.015
8		28	1.000
9			
10	1.550	28日～91日 【試験標準期間】 推定強度の補正は行わない	
11	1.507		
12	1.464	92日以降 推定強度の補正は行わない	
13	1.421		
14	1.378		
15	1.335		
16	1.292		
17	1.249		
18	1.206		
19	1.163		
20	1.120		
21	1.105		
22	1.090		
23	1.075		
24	1.060		

測定方向および測定面の乾燥状態に応じて補正を行った反撥度(基準反撥度)を用いて次式により、テストハンマー強度を推定する。

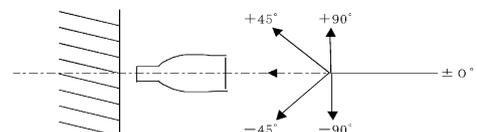
$$F \text{ (N/mm}^2\text{)} = (-18.0 + 1.27 \times R_0) \times \alpha$$

$$R_0 = R + R_1 + R_2$$

ここで、F：テストハンマー強度(N/mm<sup>2</sup>)  
 $R_0$ ：基準反撥度  
 R：測定反撥度  
 (20打点の平均:水平打撃値)  
 $R_1$ ：角度補正  
 $R_2$ ：乾燥状況補正值  
 $\alpha$ ：補正係数(材齢補正係数)  
 但し、材齢補正係数は、材齢10日～材齢27日迄の間に試験した場合のみ用いることとする。

測定角度と法勾配との関係

構造物角度 (法勾配)	垂直	1割勾配	水平
	5分以下の急勾配	5分を越え2割5分未満	2割5分以下の緩勾配
測定角度	$\pm 0^\circ$	$\pm 45^\circ$	$\pm 90^\circ$



## テストハンマー反発強度表

反発角度 R (°) N/mm<sup>2</sup>

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
21	—	—	—	9.1	9.2	9.3	9.4	9.6	9.7	9.8
22	9.9	10.1	10.2	10.3	10.4	10.6	10.7	10.8	11.0	11.1
23	11.2	11.3	11.5	11.6	11.7	11.8	12.0	12.1	12.2	12.4
24	12.5	12.6	12.7	12.9	13.0	13.1	13.2	13.4	13.5	13.6
25	13.8	13.9	14.0	14.1	14.3	14.4	14.5	14.6	14.8	14.9
26	15.0	15.1	15.3	15.4	15.5	15.7	15.8	15.9	16.0	16.2
27	16.3	16.4	16.5	16.7	16.8	16.9	17.1	17.2	17.3	17.4
28	17.6	17.7	17.8	17.9	18.1	18.2	18.3	18.4	18.6	18.7
29	18.8	19.0	19.1	19.2	19.3	19.5	19.6	19.7	19.8	20.0
30	20.1	20.2	20.4	20.5	20.6	20.7	20.9	21.0	21.1	21.2
31	21.4	21.5	21.6	21.8	21.9	22.0	22.1	22.3	22.4	22.5
32	22.6	22.8	22.9	23.0	23.1	23.3	23.4	23.5	23.7	23.8
33	23.9	24.0	24.2	24.3	24.4	24.5	24.7	24.8	24.9	25.1
34	25.2	25.3	25.4	25.6	25.7	25.8	25.9	26.1	26.2	26.3
35	26.5	26.6	26.7	26.8	27.0	27.1	27.2	27.3	27.5	27.6
36	27.7	27.8	28.0	28.1	28.2	28.4	28.5	28.6	28.7	28.9
37	29.0	29.1	29.2	29.4	29.5	29.6	29.8	29.9	30.0	30.1
38	30.3	30.4	30.5	30.6	30.8	30.9	31.0	31.1	31.3	31.4
39	31.5	31.7	31.8	31.9	32.0	32.2	32.3	32.4	32.5	32.7
40	32.8	32.9	33.1	33.2	33.3	33.4	33.6	33.7	33.8	33.9
41	34.1	34.2	34.3	34.5	34.6	34.7	34.8	35.0	35.1	35.2
42	35.3	35.5	35.6	35.7	35.8	36.0	36.1	36.2	36.4	36.5
43	36.6	36.7	—	—	—	—	—	—	—	—

$$F (\text{N/mm}^2) = (-18.0 + 1.27 \times R)$$

F : テストハンマー強度(N/mm<sup>2</sup>)

R : 測定反発度 (20打点の平均:水平打撃値)

## テストハンマー反発強度表（角度補正済み）

反発角度 R ( + 45° ) N/mm<sup>2</sup>

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
24	—	—	—	—	—	—	9.1	9.2	9.3	9.4
25	9.6	9.7	9.8	9.9	10.1	10.2	10.3	10.4	10.6	10.7
26	10.8	11.0	11.1	11.2	11.3	11.5	11.6	11.7	11.8	12.0
27	12.2	12.4	12.5	12.6	12.7	12.9	13.0	13.1	13.2	13.4
28	13.5	13.6	13.8	13.9	14.0	14.1	14.3	14.4	14.5	14.6
29	14.9	15.0	15.1	15.3	15.4	15.5	15.7	15.8	15.9	16.0
30	16.2	16.3	16.4	16.5	16.7	16.8	16.9	17.1	17.2	17.3
31	17.4	17.6	17.7	17.8	17.9	18.1	18.2	18.3	18.4	18.6
32	18.8	19.0	19.1	19.2	19.3	19.5	19.6	19.7	19.8	20.0
33	20.1	20.2	20.4	20.5	20.6	20.7	20.9	21.0	21.1	21.2
34	21.5	21.6	21.8	21.9	22.0	22.1	22.3	22.4	22.5	22.6
35	22.8	22.9	23.0	23.1	23.3	23.4	23.5	23.7	23.8	23.9
36	24.2	24.3	24.4	24.5	24.7	24.8	24.9	25.1	25.2	25.3
37	25.4	25.6	25.7	25.8	25.9	26.1	26.2	26.3	26.5	26.6
38	26.8	27.0	27.1	27.2	27.3	27.5	27.6	27.7	27.8	28.0
39	28.1	28.2	28.4	28.5	28.6	28.7	28.9	29.0	29.1	29.2
40	29.5	29.6	29.8	29.9	30.0	30.1	30.3	30.4	30.5	30.6
41	30.8	30.9	31.0	31.1	31.3	31.4	31.5	31.7	31.8	31.9
42	32.2	32.3	32.4	32.5	32.7	32.8	32.9	33.1	33.2	33.3
43	33.4	33.6	33.7	33.8	33.9	34.1	34.2	34.3	34.5	34.6
44	34.8	35.0	35.1	35.2	35.3	35.5	35.6	35.7	35.8	36.0
45	36.1	36.2	36.4	36.5	36.6	—	—	—	—	—

$$F \text{ (N/mm}^2\text{)} = (-18.0 + 1.27 \times (R + R_1))$$

F : テストハンマー強度 (N/mm<sup>2</sup>)

R : 測定反発度 (20打点の平均:水平打撃値)

R<sub>1</sub> : 角度補正 (-3.5~-1.6)

反発度 (R)	補正值 (R <sub>1</sub> )	反発度 (R)	補正值 (R <sub>1</sub> )
20	-3.5	50	-2.1
30	-3.1	60	-1.6
40	-2.6		

## テストハンマー反発強度表（角度補正済み）

反発角度 R ( + 90° ) N/mm<sup>2</sup>

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
26	—	—	—	—	9.2	9.3	9.4	9.6	9.7	9.8
27	10.1	10.2	10.3	10.4	10.6	10.7	10.8	11.0	11.1	11.2
28	11.5	11.6	11.7	11.8	12.0	12.1	12.2	12.4	12.5	12.6
29	12.7	12.9	13.0	13.1	13.2	13.4	13.5	13.6	13.8	13.9
30	14.1	14.3	14.4	14.5	14.6	14.8	14.9	15.0	15.1	15.3
31	15.5	15.7	15.8	15.9	16.0	16.2	16.3	16.4	16.5	16.7
32	16.9	17.1	17.2	17.3	17.4	17.6	17.7	17.8	17.9	18.1
33	18.2	18.3	18.4	18.6	18.7	18.8	19.0	19.1	19.2	19.3
34	19.6	19.7	19.8	20.0	20.1	20.2	20.4	20.5	20.6	20.7
35	21.0	21.1	21.2	21.4	21.5	21.6	21.8	21.9	22.0	22.1
36	22.4	22.5	22.6	22.8	22.9	23.0	23.1	23.3	23.4	23.5
37	23.8	23.9	24.0	24.2	24.3	24.4	24.5	24.7	24.8	24.9
38	25.1	25.2	25.3	25.4	25.6	25.7	25.8	25.9	26.1	26.2
39	26.5	26.6	26.7	26.8	27.0	27.1	27.2	27.3	27.5	27.6
40	27.8	28.0	28.1	28.2	28.4	28.5	28.6	28.7	28.9	29.0
41	29.2	29.4	29.5	29.6	29.8	29.9	30.0	30.1	30.3	30.4
42	30.6	30.8	30.9	31.0	31.1	31.3	31.4	31.5	31.7	31.8
43	31.9	32.0	32.2	32.3	32.4	32.5	32.7	32.8	32.9	33.1
44	33.3	33.4	33.6	33.7	33.8	33.9	34.1	34.2	34.3	34.5
45	34.7	34.8	35.0	35.1	35.2	35.3	35.5	35.6	35.7	35.8
46	36.1	36.2	36.4	36.5	36.6	36.7	—	—	—	—

$$F \text{ (N/mm}^2\text{)} = (-18.0 + 1.27 \times (R + R_1))$$

F : テストハンマー強度(N/mm<sup>2</sup>)

R : 測定反発度 (20打点の平均:水平打撃値)

R<sub>1</sub> : 角度補正 (-5.4~-2.3)

反発度 (R)	補正值 (R <sub>1</sub> )	反発度 (R)	補正值 (R <sub>1</sub> )
20	-5.4	50	-3.1
30	-4.7	60	-2.3
40	-3.9		

## テストハンマー反発強度表（角度補正済み）

反発角度 R ( - 45° ) N/mm<sup>2</sup>

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
18	—	—	—	—	—	—	8.8	8.9	9.1	9.2
19	9.3	9.4	9.6	9.7	9.8	9.9	10.1	10.2	10.3	10.4
20	10.6	10.7	10.8	11.0	11.1	11.2	11.3	11.5	11.6	11.7
21	11.8	12.0	12.1	12.2	12.4	12.5	12.6	12.7	12.9	13.0
22	13.1	13.2	13.4	13.5	13.6	13.8	13.9	14.0	14.1	14.3
23	14.3	14.4	14.5	14.6	14.8	14.9	15.0	15.1	15.3	15.4
24	15.5	15.7	15.8	15.9	16.0	16.2	16.3	16.4	16.5	16.7
25	16.8	16.9	17.1	17.2	17.3	17.4	17.6	17.7	17.8	17.9
26	18.1	18.2	18.3	18.4	18.6	18.7	18.8	19.0	19.1	19.2
27	19.3	19.5	19.6	19.7	19.8	20.0	20.1	20.2	20.4	20.5
28	20.5	20.6	20.7	20.9	21.0	21.1	21.2	21.4	21.5	21.6
29	21.8	21.9	22.0	22.1	22.3	22.4	22.5	22.6	22.8	22.9
30	23.0	23.1	23.3	23.4	23.5	23.7	23.8	23.9	24.0	24.2
31	24.3	24.4	24.5	24.7	24.8	24.9	25.1	25.2	25.3	25.4
32	25.4	25.6	25.7	25.8	25.9	26.1	26.2	26.3	26.5	26.6
33	26.7	26.8	27.0	27.1	27.2	27.3	27.5	27.6	27.7	27.8
34	28.0	28.1	28.2	28.4	28.5	28.6	28.7	28.9	29.0	29.1
35	29.2	29.4	29.5	29.6	29.8	29.9	30.0	30.1	30.3	30.4
36	30.4	30.5	30.6	30.8	30.9	31.0	31.1	31.3	31.4	31.5
37	31.7	31.8	31.9	32.0	32.2	32.3	32.4	32.5	32.7	32.8
38	32.9	33.1	33.2	33.3	33.4	33.6	33.7	33.8	33.9	34.1
39	34.1	34.2	34.3	34.5	34.6	34.7	34.8	35.0	35.1	35.2
40	35.3	35.5	35.6	35.7	35.8	36.0	36.1	36.2	36.4	36.5
41	36.6	36.7	—	—	—	—	—	—	—	—

$$F \text{ (N/mm}^2\text{)} = (-18.0 + 1.27 \times (R + R_1))$$

F : テストハンマー強度(N/mm<sup>2</sup>)

R : 測定反発度 (20打点の平均:水平打撃値)

R<sub>1</sub> : 角度補正 (+2.5~+1.3)

反発度 (R)	補正值 (R <sub>1</sub> )	反発度 (R)	補正值 (R <sub>1</sub> )
10	+2.4	40	+2.0
20	+2.5	50	+1.6
30	+2.3	60	+1.3

## テストハンマー反発強度表（角度補正済み）

反発角度 R ( - 90° ) N/mm<sup>2</sup>

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
17	—	—	—	—	8.3	8.4	8.5	8.7	8.8	8.9
18	9.2	9.3	9.4	9.6	9.7	9.8	9.9	10.1	10.2	10.3
19	10.4	10.6	10.7	10.8	11.0	11.1	11.2	11.3	11.5	11.6
20	11.7	11.8	12.0	12.1	12.2	12.4	12.5	12.6	12.7	12.9
21	13.0	13.1	13.2	13.4	13.5	13.6	13.8	13.9	14.0	14.1
22	14.3	14.4	14.5	14.6	14.8	14.9	15.0	15.1	15.3	15.4
23	15.4	15.5	15.7	15.8	15.9	16.0	16.2	16.3	16.4	16.5
24	16.7	16.8	16.9	17.1	17.2	17.3	17.4	17.6	17.7	17.8
25	17.9	18.1	18.2	18.3	18.4	18.6	18.7	18.8	19.0	19.1
26	19.2	19.3	19.5	19.6	19.7	19.8	20.0	20.1	20.2	20.4
27	20.4	20.5	20.6	20.7	20.9	21.0	21.1	21.2	21.4	21.5
28	21.6	21.8	21.9	22.0	22.1	22.3	22.4	22.5	22.6	22.8
29	22.8	22.9	23.0	23.1	23.3	23.4	23.5	23.7	23.8	23.9
30	24.0	24.2	24.3	24.4	24.5	24.7	24.8	24.9	25.1	25.2
31	25.3	25.4	25.6	25.7	25.8	25.9	26.1	26.2	26.3	26.5
32	26.5	26.6	26.7	26.8	27.0	27.1	27.2	27.3	27.5	27.6
33	27.7	27.8	28.0	28.1	28.2	28.4	28.5	28.6	28.7	28.9
34	28.9	29.0	29.1	29.2	29.4	29.5	29.6	29.8	29.9	30.0
35	30.1	30.3	30.4	30.5	30.6	30.8	30.9	31.0	31.1	31.3
36	31.4	31.5	31.7	31.8	31.9	32.0	32.2	32.3	32.4	32.5
37	32.5	32.7	32.8	32.9	33.1	33.2	33.3	33.4	33.6	33.7
38	33.8	33.9	34.1	34.2	34.3	34.5	34.6	34.7	34.8	35.0
39	35.0	35.1	35.2	35.3	35.5	35.6	35.7	35.8	36.0	36.1
40	36.2	36.4	—	—	—	—	—	—	—	—

$$F \text{ (N/mm}^2\text{)} = (-18.0 + 1.27 \times (R + R_1))$$

F：テストハンマー強度(N/mm<sup>2</sup>)

R：測定反発度（20打点の平均氷水平打撃値）

R<sub>1</sub>：角度補正（+3.2～+1.7）

反発度 (R)	補正值 (R <sub>1</sub> )	反発度 (R)	補正值 (R <sub>1</sub> )
10	+3.2	40	+2.7
20	+3.4	50	+2.2
30	+3.1	60	+1.7

## 8. 參考資料

## 法 勾 配 及 び 角 度 対 象 表

(仰角度を基準とした場合)

勾 配	垂直 1 に対し		水平 1 に対し		仰 角 度	
	法 長	水 平 長	法 長	水 平 長		
0.05	1.00123	0.04978	20.11207	20.08719	87	09
0.10	1.00496	0.09981	10.06489	10.01870	84	18
0.15	1.01115	0.14774	6.75232	6.67786	81	29
0.20	1.01976	0.19981	5.10344	5.00451	78	42
0.25	1.03083	0.25025	4.11914	3.99572	75	57
0.30	1.04403	0.30001	3.47994	3.33317	73	18
0.35	1.05943	0.31986	3.02810	2.85821	70	43
0.40	1.07702	0.39977	2.69274	2.50017	68	12
0.45	1.09649	0.44976	2.43790	2.22237	65	47
0.50	1.11803	0.50112	2.28204	1.99550	63	23
0.55	1.14115	0.54975	2.07574	1.81897	61	12
0.60	1.16622	0.60006	1.94348	1.66537	59	02
0.65	1.19258	0.64982	1.83525	1.53888	56	59
0.70	1.22077	0.70020	1.74344	1.42814	55	00
0.75	1.24994	0.74911	1.66679	1.33349	53	08
0.80	1.28074	0.80019	1.60054	1.24969	51	20
0.85	1.31248	0.85006	1.54398	1.17638	49	38
0.90	1.34536	0.89987	1.49495	1.11126	48	01
0.95	1.37897	0.94951	1.45229	1.05316	46	29
1.00	1.41421	1.00000	1.41421	1.00000	45	00
1.10	1.48680	1.10072	1.35131	0.90909	42	16
1.20	1.56223	1.20023	1.30160	0.83333	39	48
1.30	1.64019	1.30009	1.26414	0.76923	37	34
1.40	1.72064	1.40022	1.22883	0.71428	35	32
1.50	1.80309	1.50038	1.20175	0.66666	33	41
1.60	1.88707	1.60033	1.17917	0.62500	32	02
1.70	1.97224	1.69992	1.16019	0.58823	30	08
1.80	2.05942	1.80034	1.14390	0.55555	29	03
1.90	2.14769	1.90068	1.12995	0.52631	27	45
2.00	2.23594	2.00000	1.11804	0.50000	26	34
2.10	2.32565	2.09968	1.10762	0.47619	25	28
2.20	2.41604	2.19938	1.09851	0.45454	24	27
2.30	2.50784	2.29984	1.09044	0.43474	23	30
2.40	2.66034	2.40037	1.08330	0.41666	22	37
2.50	2.69274	2.50017	1.07702	0.40000	21	48

**捨石重量表**（比重 $2.7 \text{ t/m}^3$ ）  
（徳山産を基準とした）

1 辺	実重量	規格
95 cm (許容 88)	2.315t	2.0t
85 cm (許容 80)	1.658	1.5
75 cm (許容 70)	1.139	1.0
70 cm (許容 65)	0.926	0.8
65 cm (許容 60)	0.741	0.6
60 cm (許容 55)	0.583	0.5
50 cm (許容 46)	0.337	0.3
45 cm (許容 40)	0.246	0.2
35 cm (許容 32)	0.116	0.1

# ギリシャ文字

大文字	小文字		読み	対応ローマ字
A	$\alpha$	alpha	アルファ	a
B	$\beta$	bêta	ベータ	b
$\Gamma$	$\gamma$	gamma	ガンマ	g
$\Delta$	$\delta$	delta	デルタ	d
E	$\varepsilon$	epsilon	イプシロン	e
Z	$\zeta$	dzêta	ゼータ	z
H	$\eta$	êta	イータ	e
$\Theta$	$\theta$	theta	シータ、テータ	ta
I	$\iota$	iôta	イオタ	i
K	$\kappa$	kappa	カッパ	k
$\Lambda$	$\lambda$	lambda	ラムダ	l
M	$\mu$	mu	ミュー	m
N	$\nu$	nu	ニュー	n
$\Xi$	$\xi$	ksi	クシー	x
O	$o$	omicron	オミクロン	o
$\Pi$	$\pi$	pi	パイ	p
P	$\rho$	rô	ロウ	r
$\Sigma$	$\sigma$	sigma	シグマ	s
T	$\tau$	tau	タウ	t
$\Upsilon$	$\upsilon$	upsilon	ウプシロン	u
$\Phi$	$\phi$	phi	ファイ、フィー	ph、f
X	$\chi$	khi	キー	ch
$\Psi$	$\psi$	psi	プサイ、プシー	ps
$\Omega$	$\omega$	omêga	オメガ	o

# 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種	指定建設業		その他（左以外の22業種）	
	土木事業 建築工事業 管造工事業	鋼構造物工事業 舗装工事業 電気工事業	特 定	一 般
許可の種類	特 定	一 般	特 定	一 般
営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
元請工事における下請金額合計	4,500万円 (注1)以上	4,500万円 (注1)未満	4,500万円以上	4,500万円未満 4,500万円以上は 契約できない。
工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者
技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
技術者の専任義務	請負金額 4,000万円以上（注2）（注3）以上 ※公共性のある工事で、下請工事についても該当する。			
監理技術者資格者証及び監理技術者講習受講の必要性	政令で定める重要な建設工事の場合に必要	不	政令で定める重要な建設工事の場合に必要	不

注1) 建築一式工事の場合は7,000万円。 ※令和5年1月に建設業法施行令が改正され、金額が変更。

注2) 建築一式工事の場合は8,000万円。 ※令和5年1月に建設業法施行令が改正され、金額が変更。

注3) 元請けの管理技術者に関し、二定の要件を満たす補佐を置く場合は、2現場まで兼任することが出来る。（※令和2年建設業法施行令）

注4) 一定の要件を満たせば、元請けの主任技術者が下請けの主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことが出来る。

（下請代金の合計額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事のみ）（※令和2年10月建設業法施行令）

【内容については、大分県土木建築企画課最新文書を確認すること。】